

だい き よこ はま し しょう がい しゃ
第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン

はじめに

このたび、令和3年度から8年度までを計画期間とする「第4期横浜市障害者プラン」を策定しました。障害のある方もない方も、お互いに人格と個性を尊重し合い、自分らしくいきいきと地域で生活できるよう、中長期的なビジョンを持って、効果的に施策を展開していきます。

多くの尊い命が理不尽に奪われた「津久井やまゆり園」での事件をはじめ、各地でのグループホームの建設反対運動など、依然として、障害のある方の生命や生活が脅かされる出来事が起こっています。障害のある方への理解がまだまだ十分でないことを思い知らされる、この現状を前に、私たちは改めて「障害者の権利に関する条約」の理念を見つめなおしました。このたびのプランには、条約が唱える、障害のある方の人権と尊厳を尊重することの大切さを、基本目標に掲げています。

プランの策定にあたっては、アンケート調査やインタビュー、意見交換会を通じて、障害のある方やご家族、支援者の皆様から、大変貴重なご意見を頂戴しました。熱心にご議論いただきました横浜市障害者施策推進協議会、障害者施策検討部会の委員の皆様をはじめ、当事者・関係団体の皆様、パブリックコメント※などを通じてご意見・ご提案をくださった多くの市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

たくさんの方々と議論を重ね、一緒に作り上げたこのプランを道しるべに、横浜市の障害者福祉施策に全力で取り組んでいきます。今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

令和3年4月

横浜市 市長 林 文子



※ パブリックコメントとは、市が計画等を策定するにあたって、その素案を広く市民の皆様に公表し、皆様から寄せられたご意見を案に取り入れることができるか検討するとともに、寄せられたご意見に対する市の考え方とその検討結果を公表する手続きのことです。

目次

だい しょう	けいかく がいよう	計画の概要	1
第1章			
1	けいかくさくてい しゅし	計画策定の趣旨	1
2	けいかく いちづ	計画の位置付け	1
3	けいかく こうせい	計画の構成	5
4	くに どうこう	国の動向	6
だい しょう	よこはまし しょうがいふくし げんじょう	横浜市における障害福祉の現状	8
第2章			
1	よこはまし しょうがいふくし	横浜市の障害福祉のあゆみ	8
2	しょうらい しさく	将来にわたるあんしん施策	10
3	かくしょうがいてちょうとうとうけい すい	各障害手帳等統計の推移	11
4	だい きしょうがいしゃ ふ かえ	第3期障害者プランの振り返り	20
だい しょう	だい きしょうがいしゃ きほんもくひょう とりくみ ほうこうせい	第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性	24
第3章			
1	きほんもくひょう	基本目標	24
2	きほんもくひょう じつげん む ひつよう してん	基本目標の実現に向けて必要な視点	27
3	せいかつ ぼめん とりくみ	生活の場面ごとの取組	
	さまざま せいかつ ぼめん ささ	様々な生活の場面を支えるもの	28
	せいかつ ぼめん す く	生活の場面1 住む・暮らす	54
	せいかつ ぼめん あんぜん あんしん	生活の場面2 安全・安心	83
	せいかつ ぼめん はぐく まな	生活の場面3 育む・学ぶ	98
	せいかつ ぼめん はたら たの	生活の場面4 働く・楽しむ	111
だい しょう	しょうがい ひと ちいき ささ きほん せいび	障害のある人を地域で支える基盤の整備	126
第4章			
1	ほんしょう いちづ	本章の位置付け	126
2	くに どうこう	国の動向	126
3	よこはまし とりくみ	横浜市の取組	127
4	こんご ほうこうせい	今後の方向性	132
だい しょう	ぴーでいーしーえー けいかく みなお	P D C Aサイクルによる計画の見直し	139
第5章			
	しりょうへん	資料編	140
1	とうじしゃ	グループインタビュー・当事者ワーキンググループ	140
2	とうじしゃむ ちょうさ	当事者向けアンケート調査	143
3	だい き そあん かか	第4期プラン素案に係るパブリックコメント	160
4	すいしんたいせい	推進体制	162

1 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に関わる中長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」という。)を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期プラン」、27年度に「第3期プラン」を策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画(策定するよう法令で決められている計画)の性質を持つ計画です。

一つ目は、「障害者基本法」に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、「児童福祉法」に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランも、引き続き、横浜市の施策と、国が定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定します。

障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできるまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策をしっかりと進めていきます。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

第3期プランは、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの6年間を計画期間として策定しました。

また、中間期である平成29年度末(2017年度末)には、「障害福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(国が障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関して定めたもの)に基づく見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を

行うとともに、プラン全体の振り返りと後期3年間の方向性をまとめた改訂版を策定しました。第4期プランについても、第3期プランと同じく、中長期的なビジョンを持って施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、第4期プランの進行管理や進捗を評価し、その施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間などを見直すとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年 度	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	平成 2年度 (2020年度)	平成 3年度 (2021年度)	平成 4年度 (2022年度)	平成 5年度 (2023年度)	平成 6年度 (2024年度)	平成 7年度 (2025年度)	平成 8年度 (2026年度)	
名 称	第3期横浜市障害者プラン					第4期横浜市障害者プラン							
構 成	障害者計画					障害者計画							
	障害福祉計画		障害福祉計画			障害福祉計画		障害福祉計画		障害福祉計画		障害福祉計画	
			障害児福祉計画			障害児福祉計画		障害児福祉計画		障害児福祉計画		障害児福祉計画	

障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画
 障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画
 障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

(2) 他の計画との関係性

横浜市では、個別の法律を根拠とする福祉保健等の分野別計画として、「よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」、「健康横浜21」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市住生活基本計画」、「横浜市教育振興基本計画」があります。これに加えて、「よこはま保健医療プラン」という横浜市独自の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、「横浜市地域福祉保健計画」は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に連携して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、連続性といった視点でとらえ、それぞれを関連付けて行うことが必要です。

施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによつて、一層の効果が上がってきます。

ぎょうせいぶんや せんもんせい じゅうじつ しつ たか しさく てんかい かんれん ぶんや
 行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を
 いしき せいごうせい ほか いったいてき すいしん
 意識し、整合性を図りながら一体的に推進していきます。

めいしょう 名称	こんきょほう 根拠法
よこはましちいきふくしほけんけいかく 横浜市地域福祉保健計画	しゃかいふくしほう 社会福祉法
よこはまちいきほうかつ けいかく よこはま高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ （横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画）	ろうじんふくしほう 老人福祉法 かいごほけんほう 介護保険法
けんこうよこはま 健康横浜 2 1	けんこうぞうしんほう 健康増進法
よこはましし かこうくうほけんれいわ ねんど れいわ ねんど ☆横浜市歯科口腔保健令和 3 年度から令和 4 年度の とりくみ だい きけんこうよこはま よこはましし か 取組～第 3 期健康横浜 2 1 における横浜市歯科 こうくうほけんすいしんけいかく さくてい む 口腔保健推進計画の策定に向けて～	よこはましし かこうくうほけん すいしん 横浜市歯科口腔保健の推進に かん じょうれい 関する条例
よこはまし こ こそだ しえんじぎょうけいかく 横浜市子ども・子育て支援事業計画	こ こそだ しえんほう 子ども・子育て支援法 じせだいくせいしえんたいさくすいしんほう 次世代育成支援対策推進法
よこはましじゅうせいかつきほんけいかく ☆横浜市住生活基本計画	じゅうせいかつきほんほう 住生活基本法
よこはましきょういくしんこうきほんけいかく ☆横浜市教育振興基本計画	きょういくきほんほう 教育基本法
よこはましいぞんしょうたいさく ちいきしえんけいかく かしょう ☆横浜市依存症対策・地域支援計画（仮称） さくていさぎょうちゅう ※策定作業中	いぞんしょうたいさくそうごうしえんじぎょうじっし 依存症対策総合支援事業実施 ようこう くにようこう 要綱（国要綱）
よこはまほけんいりょう よこはま保健医療プラン	—

☆：第 4 期プランから新たに取上げた計画

ほん かくしょ けいさい
本プランでは、各所にトピックやコラムを掲載しています。

トピック … プランの内容を別の切り口から要約・抜粋したものなど、内容に密接な
 せつめいぶん
 説明文。

コラム … プラン記載の各事業の事例紹介や、内容を深めるための囲み記事。

コラム SDGsを踏まえた計画の推進

2015（平成27）年9月、国連サミットで採択された国際的な目標が、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））と呼ばれるものです。2030（令和12）年をゴールとして、持続可能な社会をつくるための17個の目標が設けられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの目標のアイコンとロゴ

横浜市は、平成30年に策定した「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」で、SDGsを意識してあらゆる施策に取り組むこととしています。

また、SDGsの特徴のひとつである「誰一人として取り残さない」という理念は、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指す」という第4期プランの基本目標にも当てはまります。そのため、第4期プランについても、SDGsを意識して推進していきます。

OSDGs未来都市・横浜の取組事例 ～ヨコハマ・ウッドストロープロジェクト～

横浜市は、平成30年に国から「SDGs未来都市」に選ばれました。様々な取組から一つ、障害のある人たちが製作する横浜産の木のストロー『SDGsストロー・ヨコハマ』の取組を紹介します。

～ヨコハマ・ウッドストロープロジェクト～

横浜市が保有する水源林の間伐材を原材料とし、市内の障害者地域作業所や市内企業の特例子会社等で障害のある人たちが木のストロー『SDGsストロー・ヨコハマ』を製作しています。

横浜市は、市内の飲食店・ホテル等への利用促進を図るとともに、市外への普及・展開も促進しています。

海洋プラスチックごみ問題をきっかけに、障害者の活躍の場を創出し、脱炭素社会の実現、森林環境の保全にも寄与する新たなビジネスモデルを創出しています。



SDGsのアイコン (上)

作業所の様子 (左)、ウッドストロー (右)



このプロジェクトは、ストローという身近なものを通して、一人ひとりがSDGsを実感・体感し、具体的な行動につなげていくというプロモーション効果も期待しています。海洋プラスチックごみ問題や、水源林の保全、温暖化対策という社会問題について広く普及啓発を行うことが、障害のある人の雇用促進や障害者雇用についての普及啓発にもつながっています。そのため、障害福祉施策だけでは情報を届けにくい層に対する普及啓発などの新たな切り口から、障害福祉の推進が図られています。

3 計画の構成

第3期プランに引き続き、施策分野別や障害の種別にまとめた行政や支援者の立場に立った視点を基にした構成ではなく、障害のある人が日常生活を送る上での視点に立った枠組みを設定しました。

第4期プランでは、日常生活の場面を4つに分けて考えました。また、「普及啓発や権利擁護、人材確保など特定の生活場面に限定できないものが大切だ」という意見を受け、「様々な生活の場面を支えるもの」を1つにまとめました。

こうして、計5つの分野に障害福祉に関する施策・事業を分類しました。

分類	内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安全・安心	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

また、様々な施策・事業をつなぎ合わせ、障害のある人を地域で支えるための基盤を整備する
 取組として進めている「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」
 については、別にまとめ、将来像とそれに向けた取組を総合的に記載しました。

4 国の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けて

障害福祉施策に関わる大きな流れとしては、平成19年9月に署名をした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への対応があります。22年には、「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

そして、障害者権利条約の趣旨に沿った施策の推進を図るため、「障害者基本法」が差別の禁止や防災及び防犯などを盛り込んだ改正となり、23年8月に施行されました。

また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行う仕組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

さらに、差別を解消するための具体的な対応として、政府全体の方針である差別の解消の推進に関する基本方針が閣議決定されたほか、国や地方公共団体等では、各機関における取組に関する対応要領（ガイドライン）が策定されました。このように、近年は「障害者基本法」のほかにも多くの法整備が行われました。

こうした法整備を受け、26年1月には障害者権利条約を批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを始めました。

(2) 近年の動向

平成28年4月	「障害者差別解消法」施行 ◆障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務 など
平成28年4月	「障害者の雇用の促進等に関する法律（改正障害者雇用促進法）」一部施行 ◆雇用分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務 など

<p>へいせい ねん がつ 平成28年 5月</p>	<p>しょうがいしゃそうごうしえんほう およ じどうふくしほう かいせい 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正 ◆自立生活援助や就労定着支援の創設、医療的ケア児支援の規定、障害児福祉計画の策定義務 など ※平成30年4月施行</p>
<p>へいせい ねん がつ 平成28年 8月</p>	<p>かいせい ぱったつしょうがいしゃしえんほう しこう 改正「発達障害者支援法」施行 ◆社会的障壁の除去、切れ目のない支援などの理念への追加 など</p>
<p>へいせい ねん がつ 平成29年 4月</p>	<p>じゅうたくかくほようはいりよしゃ たい ちんたいじゅうたく きょうきゅう そくしん かん ほうりつ かいせい 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(改正住宅セーフティネット法) 制定 ◆セーフティネット住宅の登録制度、入居支援 など ※平成29年10月施行</p>
<p>へいせい ねん がつ 平成30年 5月</p>	<p>こうれいしゃ しょうがいしゃどう いどうどう えんかつか そくしん かん ほうりつ かいせい かいせい 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 (改正バリ アフリー法) ◆社会的障壁除去等の理念の明記 など ※平成30年11月施行</p>
<p>へいせい ねん がつ 平成30年 5月</p>	<p>がっこうきょういくほう およ ちよさくけんほう かいせい 「学校教育法」及び「著作権法」改正 ◆デジタル教科書の併用制 など</p>
<p>へいせい ねん がつ 平成30年 6月</p>	<p>しょうがいしゃ ぶん かげいじゆつかつどう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃぶん かげいじゆつすいしん 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (障害者文化芸術推進 法)」 制定、施行 ◆計画策定の努力義務 など</p>
<p>れいわがねん がつ 令和元年 6月</p>	<p>しかくしょうがいしゃどう どんくしょかんきょう せいび すいしん かん ほうりつ どんくしょ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー 法)」 制定、施行 ◆計画策定の努力義務 など</p>
<p>れいわ ねん がつ 令和2年 6月</p>	<p>ちようかくしょうがいしゃどう だんわ りよう えんかつか かん ほうりつ ちようかくしょうがいしゃどう 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 (聴覚障害者等 電話利用円滑化法)」 制定 ◆電話リレーサービスの制度化 など</p>

1 横浜市の障害福祉のあゆみ

横浜の障害福祉施策には、全国に先駆けて始まった事業や、横浜市独自の取組なども多くあります。こうした施策・事業は、行政だけで進めてきたものではありません。障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政が対話を重ね、ともに検討をして、実現してきたという歴史的な流れがあります。

また横浜市内に障害のある人を支援する社会資源が乏しかった昭和40年代、障害のある子を育てている保護者たちが、障害のある子の療育・レクリエーションや保護者向けの学習会などを行う「地域訓練会」を自分たちで立ち上げていきました。そして、障害のある子たちが成長し、成人した後に通う日中活動の場として、「地域作業所」をつくっていきます。こうした動きに対して、横浜市は、運営費を助成する仕組みをつくり、活動を支えてきました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、障害のある人たちやその家族、支援者と行政が対話と検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていくこととなります。

こうした活動の輪が広がっていくにつれて、その活動場所を確保することが難しくなっていました。そこで、安定的な地域活動の場を設けるため、地域住民も交え、「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下「地活ホーム」という。）の建設・運営が始まりました。この地活ホームは、昭和55年に1か所目が建設されてから、平成6年には23か所にまで広がります。

障害のある人たちを支える社会資源が増えてきたことによって、生活の場は自宅だけではなく地域へと広がりを見せるようになります。それに伴って、地活ホームに求められる役割も、地域活動の場だけではなく、障害福祉の拠点といえるようなものが必要とされるようになっていきました。こうした流れを受けて、地活ホームでは、平成7年から、夜間の介助や見守りをする「ショートステイ事業」などの機能を増やした「機能強化型地活ホーム」への転換が、行政との対話の中で進められていくこととなります。さらに、地活ホームの自主的な運営を支えてきた横浜市も、平成11年からは行政施策として、機能強化型地活ホームよりも事業・施設の規模を拡大した「社会福祉法人型地活ホーム」の各区1館設置を進めていくこととなります。機能強化型地活ホームへの転換と社会福祉法人型地活ホームの設置は、ともに平成25年に完了し、障害のある人たちの地域生活を支える拠点として機能しています。

地域訓練会が立ち上がった頃からこれまでの活動で、障害のある人たちを支える担い手も地域で増えていきました。個人としての活動だけでなく、障害のある人たちの

保護者や地域住民が集まって活動をすることも多くありました。そうした活動などをきっかけとして、小規模ながらも障害福祉の専門性が高い社会福祉法人が数多く立ち上げられたことや、こうした法人が地域の活動を支えることで更に地域での障害福祉が活発になってきたことは、横浜市の特徴であり強みとなっています。

この大きな流れは、ここまで触れてきた身体障害児・者や知的障害児・者だけでなく、精神障害者にも同じように広がっていました。精神保健福祉分野では、各区役所に専任で配置された医療ソーシャルワーカーが中心となって家族会を立ち上げるなど、発端は行政が主導的でした。しかし、その後、「横浜市精神障害者地域作業所」（以下「精神障害者地域作業所」という。）やグループホームの設置など、地域で生活するための場づくりに、家族会を含む地域の担い手が行政とともに早い時期から取り組んでいます。社会復帰の場所として市内初の精神障害者地域作業所が2か所設置されたのは昭和57年、「社会復帰の促進」が法的に位置付けられる5年ほど前のことでした。

地域での活動が活発になるにしたがって、社会福祉法人型地活ホームの設置に向けた動きと同様に、精神障害者の地域での居場所や地域活動の拠点が必要とされるようになります。平成11年には、精神障害者の地域生活を支える拠点として、各区に横浜市精神障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」という。）が設置されていくこととなります。平成25年には、各区1館設置が完了し、精神障害者への充実した支援をおこなって行っています。

こうして、現在、横浜市では、区役所に設置された福祉保健センター、社会福祉法人型地活ホームに設置された基幹相談支援センター、生活支援センターの3機関が一体となり、障害のある人たちの地域生活を支える体制をつくっています。

近年では、国で定める制度や横浜市独自の事業など、障害福祉サービスはかなり充実してきました。しかし、国の事業が充実していく過程で、もともと横浜市が独自に実施してきた事業が利用しづらいものになってしまうことも多々あります。また、福祉や保健などの分野だけでなく医療も含めた視点や、各制度間の連携などもますます重要になってきています。今後は、既存の支援制度の狭間にある人たちをどう支え、見過ごされがちなニーズをどう汲み取っていくかが課題といえます。

そうした人たちの生活を支えるのが行政の役割である一方、横浜市の障害福祉を更に良いものにしていくためには、対話・協働は必要不可欠なものです。

第4期プランの計画期間中も、過去から大切にしてきた「障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政とが協力し合って、障害のある人たちが地域で自立した生活を送るための施策をともに考え、一緒に進めていく」という姿勢を貫いてい

くこと、これまで続けてきた協働の歩みを止めず進めていくことが、行政に求められていると考えています。

2 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある人への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと、障害のある人やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ね、ニーズ把握調査などを行いました。その結果、個人に支給する手当を、障害のある人や家族の多くが切実に求めている「親亡き後の生活の安心」、「障害者の高齢化・重度化への対応」、「地域生活のためのきめ細やかな対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、特に重要で緊急と思われる課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」としてとりまとめた施策に転換することとしました。これらの施策は第2期プランに明記し、取り組んできました。続く第3期プランにおいても、その考え方を障害福祉施策全体の基本的視点として捉えて様々な施策展開を図ることによって、障害のある人の地域生活を支えてきました。根底に流れる考え方はとても重要で、普遍的なものだと捉えています。

その上で、本人を中心に据えて考えると、障害のある人もない人と同じで、ご家族が健在なうちから「自らの意思により自分らしく生きる」ことが、障害のある人のご家族にとっての「親亡き後の生活の安心」につながるのではないかと捉えることもできます。時代の変化に応じ、「将来にわたるあんしん施策」の本質を見失わぬよう、様々な事業に取り組んでいく責務が私たちには課せられています。

トピック 「障害」の表記について

「障害」という言葉は、ほかにも、ひらがなを使った「障がい」、当用漢字使用以前の表記である「障碍」という書き方が使われることがあります。こうした書き方は、「害」という字には悪いイメージがある、という考えがもとになっているようです。

障害のある人が社会的に不利になる原因が「障害者個人の身体能力・機能に障害がある」とする考え方は「医学モデル」、「社会の構造、社会的な障壁に問題がある」とする考え方は「社会モデル」と呼ばれています。共生社会の実現に向けて重要な考え方は、「障害者を取り巻く社会の側」に物理的・心理的な壁があることにより、日常生活や社会生活を送ることに支障がある」と捉えることです。例えば、車いすを使っている人が段差を上れないときは、「その人に障害があるから」とその人の身体能力に着目するのではなく、「そこにスロープがないから」という社会の側の課題として捉え、考えていこうということです。

横浜市では、第2期プランを策定するときから、このことについて障害のある人たちと議論を重ね、「障害」という書き方に統一してきました。というのも、書き方を変えることで、生活をする上での支障がもう無くなったかのように思われることを心配しているためです。そこで、横浜市では、今後も、これまでと同じように「障害」と表記します。

そして、「障害」の表記とともに、「社会モデル」の考え方を広めることで、社会の障害や障壁を解消できるよう様々な施策を進めていきます。

3 各障害手帳等統計の推移

(1) 障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の平成31年度3月末時点での所持者数の合計は、約17万1千人（横浜市全体人口比で4.56パーセント）となっています。

平成26年度は、約15万3千人でしたので、現在までに、約1万8千人増加したということになります（増加率約12.0パーセント）。表1からも年々取得者数が伸びていることがわかります。

また、表 2 から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年は約 2 パーセント程度で推移しており、人口増加率よりも大きいことから、障害者手帳を所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も高齢化の進展等ともあいまって、障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表 1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

(各年度の 3 月末時点、ただし、横浜市人口のみ翌 4 月 1 日時点。以下同様) (人)

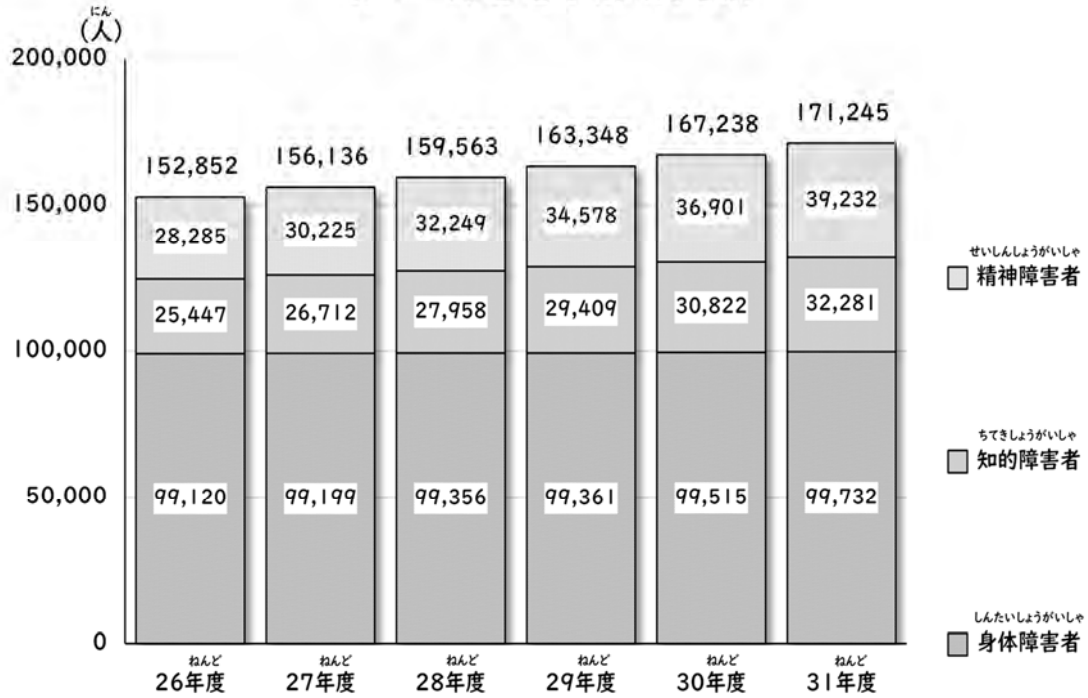
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
横浜市人口	3,712,170	3,725,042	3,728,124	3,731,706	3,741,317	3,753,771
身体障害者	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515	99,732
知的障害者	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822	32,281
精神障害者	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901	39,232
手帳所持者全体	152,852	156,136	159,563	163,348	167,238	171,245
横浜市人口における 障害者手帳所持者数 割合	4.12 %	4.1 %	4.28 %	4.38 %	4.47 %	4.56 %

表 2 横浜市人口と障害者手帳所持者の増加数の比較

(人)

	26～27年度	27～28年度	28～29年度	29～30年度	30～31年度
横浜市人口増加数	12,872	3,082	3,582	9,611	12,454
(増加率)	0.35 %	0.08 %	0.10 %	0.26 %	0.33 %
手帳所持者の増加数	3,284	3,427	3,785	3,890	4,007
(増加率)	2.15 %	2.19 %	2.37 %	2.38 %	2.4 %

ひょう しょうがいしやてちようしよじしやすう
表 1 障害者手帳所持者数



ひょう しょうがいしやてちようしよじしや そうかりつ
表 2 障害者手帳所持者の増加率



(2) 身体障害

身体障害者手帳の所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。肢体不自由は徐々に減少していますが、それ以外は少しずつ増加しています。

年齢ごとに見ると、「18歳未満」「18歳から65歳未満」の人数がともに減少傾向にあります。65歳以上の人数は年々増加しており、手帳所持者の約70パーセントが65歳以上

となっています。

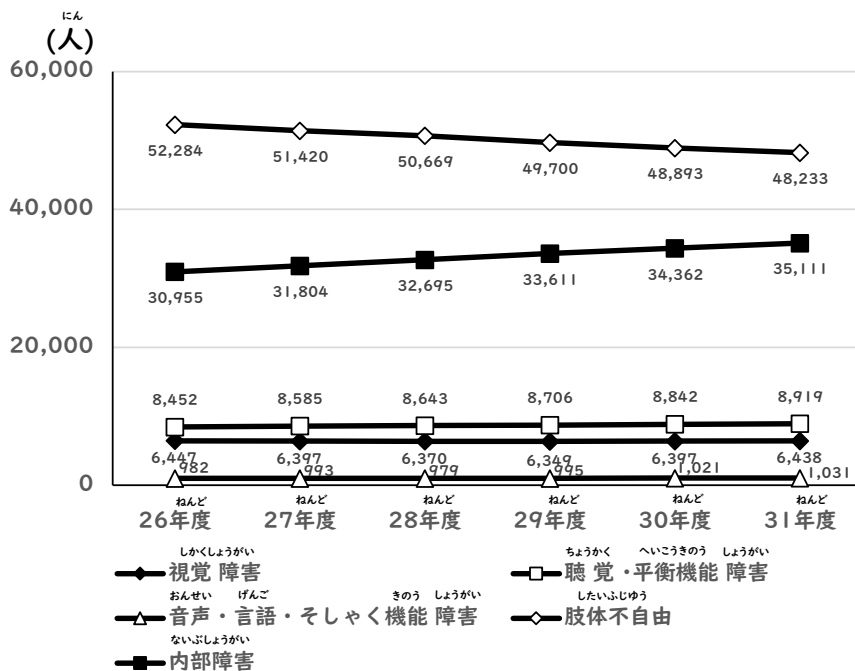
ひょう 表 3 身体障害者手帳 障害種別推移 各年度3月末時点 (人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
しかくしょうがい 視覚障害	6,447	6,397	6,370	6,349	6,397	6,438
ちようかく・へいこうきのうしょうがい 聴覚・平衡機能障害	8,452	8,585	8,643	8,706	8,842	8,919
おんせい げんご 音声・言語・ きのうしょうがい そしゃく機能障害	982	993	979	995	1,021	1,031
したいふじゆう 肢体不自由	52,284	51,420	50,669	49,700	48,893	48,233
ないぶしょうがい 内部障害	30,955	31,804	32,695	33,611	34,362	35,111
けい 計	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515	99,732

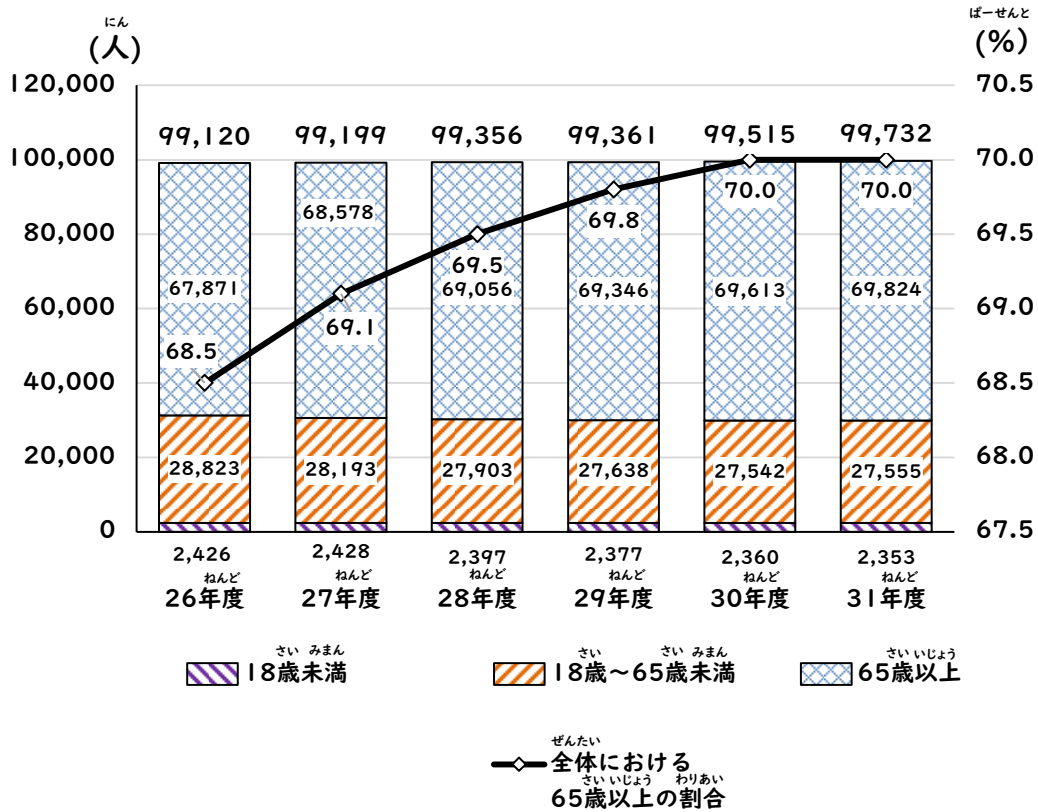
ひょう 表 4 身体障害者手帳 年齢別推移 各年度3月末時点 (人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
さいみまん 18歳未満	2,426	2,428	2,397	2,377	2,360	2,353
さい さいみまん 18歳～65歳未満	28,823	28,193	27,903	27,638	27,542	27,555
さいいじよう 65歳以上	67,871	68,578	69,056	69,346	69,613	69,824
けい 計	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515	99,732
ぜんたい 全体における さいいじよう わりあい 65歳以上の割合	68.5 %	69.1 %	69.5 %	69.8 %	70.0 %	70.0 %

ひょう 表 3 身体障害者手帳 障害種別推移



ひょう 表 4 身体障害者手帳 年齢別推移



(3) 知的障害

愛の手帳（療育手帳）の所持者数は、5年間で25パーセント以上、7千人近く増えています。中でも、B2の手帳を所持している人の増加数は、全体の増加数の約68パーセントとなっており、多くを占めています。

全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっていて、年齢別に見たとき、統計上の特徴は見られません。

ひょう 表 5 愛の手帳 障害程度別推移 各年度3月末時点 (人)

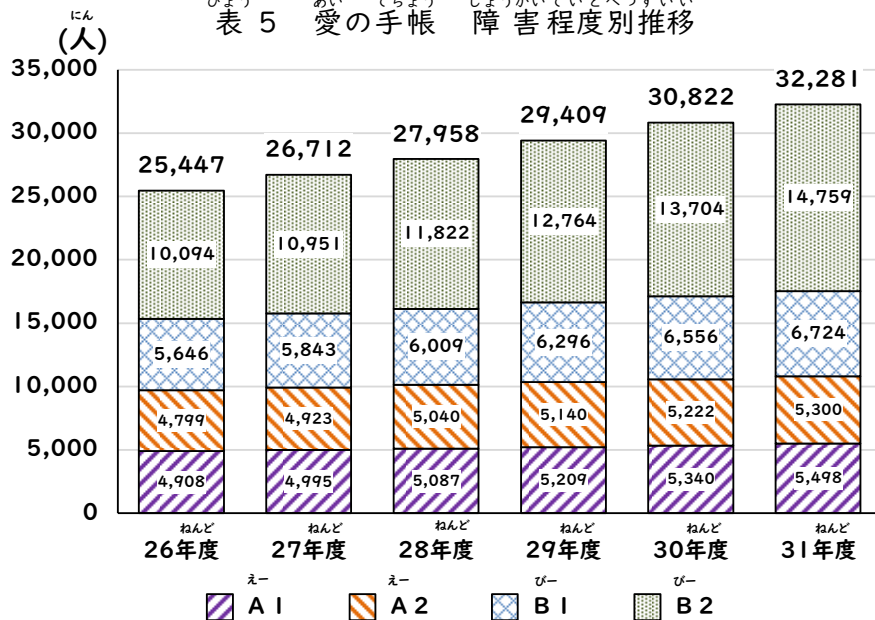
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
えー A 1	4,908	4,995	5,087	5,209	5,340	5,498
えー A 2	4,799	4,923	5,040	5,140	5,222	5,300
びー B 1	5,646	5,843	6,009	6,296	6,556	6,724
びー B 2	10,094	10,951	11,822	12,764	13,704	14,759
けい 計	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822	32,281

ひょう 表 6 あい てちょうしよじしゃう ねんれいべつすい
愛の手帳所持者数 年齢別推移

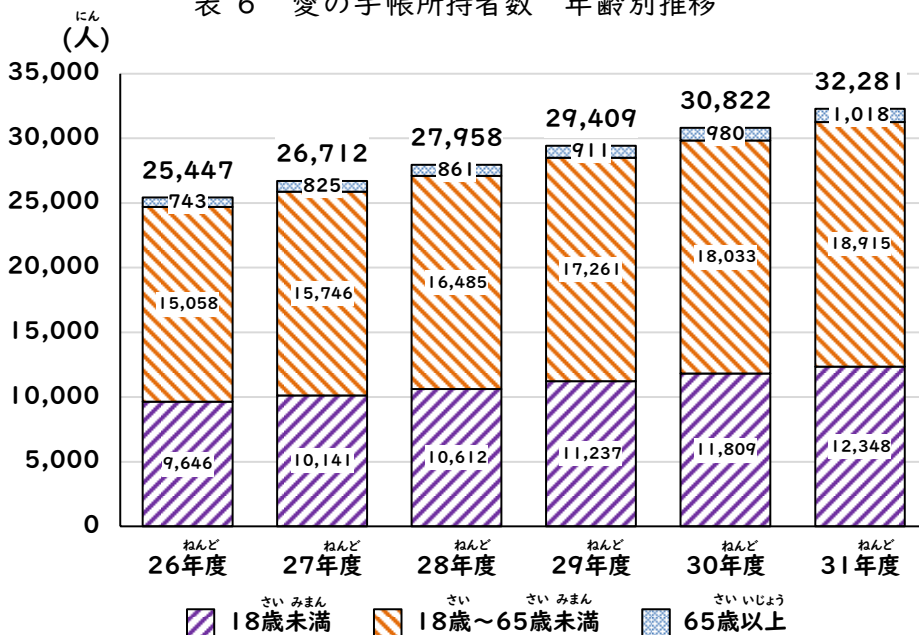
かくねんど がつまつじてん にん
各年度 3月末時点 (人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
さいみまん 18歳未満	9,646 ぼーせんと 37.9 %	10,141 ぼーせんと 38.0 %	10,612 ぼーせんと 38.0 %	11,237 ぼーせんと 38.2 %	11,809 ぼーせんと 38.3 %	12,348 ぼーせんと 38.3 %
さい さいみまん 18歳～65歳未満	15,058 ぼーせんと 59.2 %	15,746 ぼーせんと 58.9 %	16,485 ぼーせんと 59.0 %	17,261 ぼーせんと 58.7 %	18,033 ぼーせんと 58.5 %	18,915 ぼーせんと 58.6 %
さいいじょう 65歳以上	743 ぼーせんと 2.9 %	825 ぼーせんと 3.1 %	861 ぼーせんと 3.1 %	911 ぼーせんと 3.1 %	980 ぼーせんと 3.2 %	1,018 ぼーせんと 3.2 %
けい 計	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822	32,281

ひょう 表 5 あい てちょう しやうがいていどべつすい
愛の手帳 障害程度別推移



ひょう 表 6 あい てちょうしよじしゃう ねんれいべつすい
愛の手帳所持者数 年齢別推移



(4) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、5年間で1万人以上増えていて、その増加率は約39パーセントです。特に増加しているのは2級で、全体の増加数の約62パーセントとなっています。

年齢ごとに見ると、手帳所持者数は全ての年齢層で増えていますが、増加率としては、特に20歳未満は2倍以上増えています。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象とするものです。一方で、医療の観点で捉えた場合、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和元年度で約6万3千人となっています。通院を継続しながら生活を保っている人がいることを踏まえつつ、手帳所持者数だけでは全体像を捉えきれないことを認識しておく必要があります。

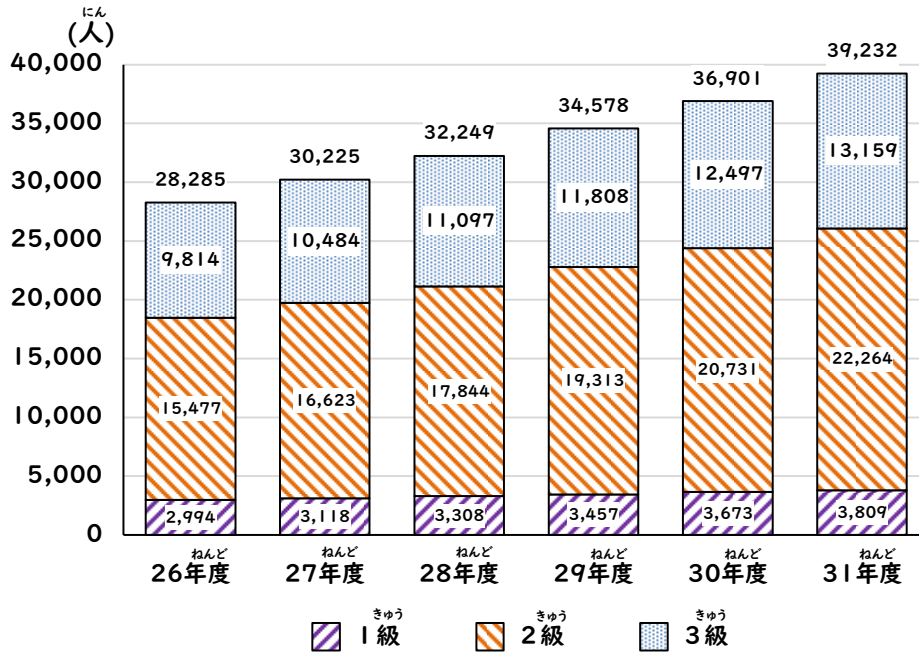
表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移 各年度3月末時点（人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1級	2,994	3,118	3,308	3,457	3,673	3,809
2級	15,477	16,623	17,844	19,313	20,731	22,264
3級	9,814	10,484	11,097	11,808	12,497	13,159
計	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901	39,232

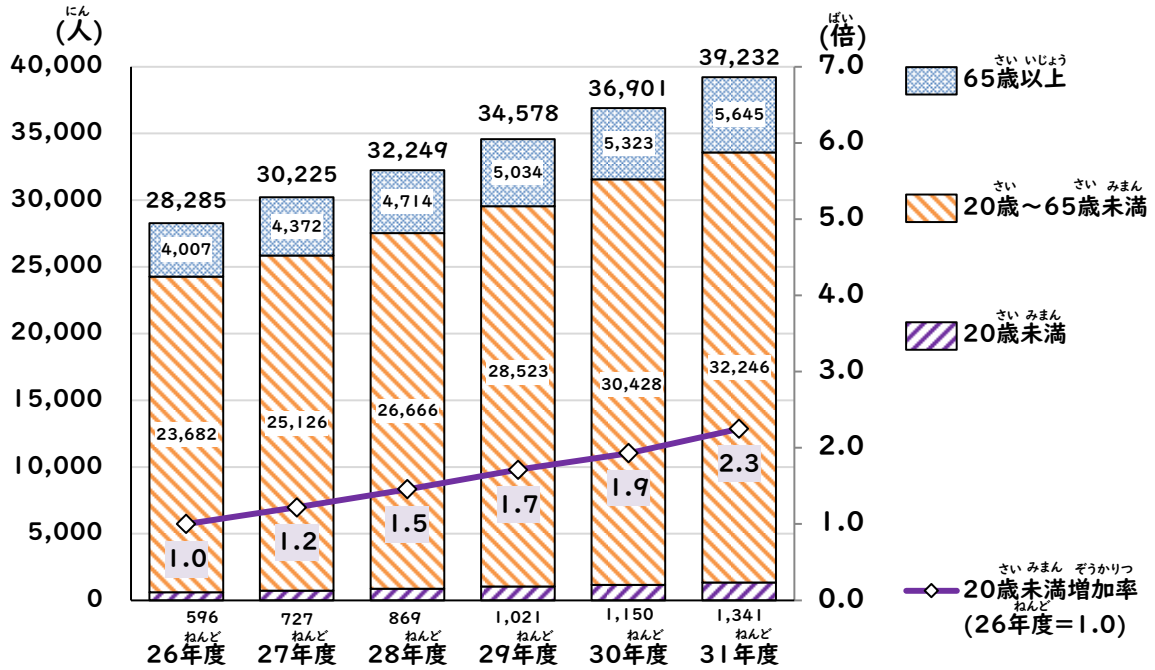
表8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移 各年度3月末時点（人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
20歳未満	596 2.1%	727 2.4%	869 2.7%	1,021 3.0%	1,150 3.1%	1,341 3.4%
20歳～65歳未満	23,682 83.7%	25,126 83.1%	26,666 82.7%	28,523 82.5%	30,428 82.5%	32,246 82.2%
65歳以上	4,007 14.2%	4,372 14.5%	4,714 14.6%	5,034 14.6%	5,323 14.4%	5,645 14.4%
計	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901	39,232

ひょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう どうきゅうべつすい
 表 7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移



ひょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ねんれいべつすい
 表 8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移



(5) 発達障害

発達障害独自の障害者手帳は無く、知的障害を伴う場合は愛の手帳、知的障害を伴わない場合は精神保健福祉手帳の交付又はその両方の交付を受けていることがあります。一方で、医師の診断のみを受け、障害者手帳を取得していない人もいることから、障害者手帳所持者数のみで、発達障害児・者の人数を把握することは困難です。

とはいえ、発達障害に関する相談件数や診断件数の推移から推測すると、明らかに増加傾向にあると考えられます。また、発達障害の診断を受けた人だけでなく、本人や家族も発達障害に気付かないまま過ごしている人も少なからずいます。特に、知的障害が軽度である場合や、あるいは知的障害を伴わない場合には、生活に関する困りごとを抱えていても障害福祉分野の相談窓口などにつながっていないことも多いのが現状です。こうした人たちをどう把握し、適切な支援につなげていくかが課題のひとつです。

(6) 強度行動障害

対象者数を正確に把握できる統計はありません。行動上著しい困難があるとされる、障害支援区分認定調査の行動関連項目が10点以上の方は、令和元年8月時点で約3千4百人いますが、そのほかに障害福祉サービスを利用していない人もいるため、実際には更に多いと考えられます。

強度行動障害の多くは、障害特性を理解し適切な支援を行うことで、減少し、安定した生活を送ることができるとされています。そのためには、専門的な人材育成や支援体制が必要ですが、施策を検討するために必要な対象者の全体像を把握すること自体が難しいことも課題となっています。

(7) 医療的ケア

医療的ケア児・者（日常的に医療的ケアを必要とする人）は、障害者手帳を持っていない人もいるため、統計上、人数が把握できていないのが現状です。

国の調査によれば、平成30年度には日本全国で約1万9千人と推計されています。これは、平成17年度と比較すると、10年程度で約2倍に増えているという計算になります。横浜市では、約1千2百人程度が対象児・者だと推計しています。正確な人数は把握できていませんが、医療技術の進歩などにより、増加傾向にあるのは間違いないと考えています。

(8) 難病患者

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、難病等を加えました。対象となる難病は、367疾病です（令和元年7月時点）。

このことにより、症状がわかりやすいなどの理由で身体障害者手帳を取得することができず制度の谷間にあった人が、障害福祉サービスを利用できるようになっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は徐々に増えており、障害福祉サービスの推進に当たっては、今後も、難病等患者数も考慮しながら進めていく必要があります。

表9 横浜市特定医療費（指定難病）受給者証所持者数推移 各年度3月末時点（人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
横浜市特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	23,469	24,683	25,794	22,573	23,748	24,145

※ 29年度の受給者証所持者数の減は、法施行後に認定対象外となった患者に対する経過措置が終了したためです。

4 第3期障害者プランの振り返り

第3期プランは、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で『安心』して『学び』『育ち』暮らしていくことができるまち ヨコハマを目指す」を基本目標としました。また、全体の構成としては、施策を推進する視点で組み立てた第2期プランについて「どこに何が書いてあるか分かりにくい」という声を受け、障害の種別にかかわらず、障害児・者が日常生活を送る上での視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

【振り返り】

「障害のある人とない人の相互理解と、日常から災害等の緊急時まで支え合うことができるまち」を目指し、障害者週間を中心とした普及啓発イベントや、防災訓練での出前講座などの実施、基幹相談支援センターの設置などによる相談支援システムの強化、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた通知文書の点字化等情報保障の取組などを推進しました。一方で、障害理解の更なる推進や防災対策を求める声のほか、どこに相談に行ったらよいか分からな

いなどといった声^{こゑ}が拳^あがっています。

【課題】

生活^{せいかつ}を支える^{ささ}環境^{かんきょう}整備^{せいび}の充実^{じゅうじつ}

障害^{しょうがい}に対する^{たい}周囲^{しゅうい}の理解^{りかい}や配慮^{はいりょ}を進める^{すす}ためには、互^{たが}いの存在^{そんざい}に気付き^{きづ}、身近^{みぢか}に感じる^{かん}仕組み^{しく}づくり^{ひつよう}が必要です。また、各^{かく}相談^{そうだん}先^{さき}については、機能^{きのう}の整理^{せいり}や連携^{れんけい}など更^{さら}なる充実^{じゅうじつ}が必要^{ひつよう}だと考^{かんが}えられます。

テーマ2 住む、そして暮らす

【振り返り】

「自^{みづか}ら住^すまいの場^ばを選^{せん}択^{たく}し、住^すみ慣^なれた地^ち域^{いき}で安^{あん}心^{しん}して暮^くらし・生^{せい}活^{かつ}し続^{つづ}けられるま^まち」を目^め指^さし、親^{おや}亡^なき後^{あと}の暮^くらしを支^{ささ}える後^{こう}見^{けん}的^{てき}支^し援^{えん}制^{せい}度^どの全^{ぜん}区^{くわい}展^{てん}開^{かい}や、行^{こう}動^{どう}障^{しょう}害^{がい}のある人^{ひと}を支^{ささ}えるための支^し援^{えん}力^{りき}向^{きょう}上^{じょう}研^{けん}修^{しゅう}の開^{かい}催^{さい}、グ^ぐル^るー^ープ^ぷホ^ほー^ーム^むの設^せ置^ちのほ^ほか、地^ち域^{いき}生^{せい}活^{かつ}支^し援^{えん}拠^{きょ}点^{てん}機^き能^{のう}の全^{ぜん}区^くで^での整^{せい}備^びな^などを推^{すい}進^{しん}しました。

【課題】

住^すまい・暮^くらしの充^{じゅう}実^{じつ}

住^すみ慣^なれた地^ち域^{いき}・住^すみたい地^ち域^{いき}で^での暮^くらしや、グ^ぐル^るー^ープ^ぷホ^ほー^ーム^むで^での暮^くらし、高^{こう}齢^{れい}化^か・重^{じゅう}度^ど化^かへ^への対^{たい}応^{おう}、退^{たい}院^{いん}後^ごや施^し設^{せつ}か^から^らの地^ち域^{いき}移^い行^{こう}な^など、本^{ほん}人^{にん}の希^き望^{ぼう}や状^{じょう}態^{たい}等^{とう}に^に応^{おう}じ^じた多^た様^{よう}なニ^にー^ーズ^ずに^に応^{おう}え^えら^られるよ^よう、住^すまい・暮^くらしに^に関^{かん}する支^し援^{えん}の充^{じゅう}実^{じつ}や環^{かん}境^{きょう}整^{せい}備^びが求^{もと}め^めら^られて^てい^いま^ます。

テーマ3 毎^{まい}日^{にち}を安^{あん}心^{しん}して健^{すこ}やか^すに過^すごす

【振り返り】

「毎^{まい}日^{にち}を安^{あん}心^{しん}して過^{すこ}ごし、地^ち域^{いき}の中^{なか}で健^{すこ}やか^すに育^{そだ}ち、共^{とも}に生^いきてい^いくこ^ことが^がで^でき^きるま^めち」を目^め指^さし、障^{しょう}害^{がい}特^{とく}性^{せい}等^{とう}を理^り解^{かい}し、適^{てき}切^{せつ}な医^い療^{りょう}を提^{てい}供^{きょう}で^でき^きるよ^よう知^ち的^{てき}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}専^{せん}門^{もん}外^{がい}来^{らい}を5^{びょう}病^{いん}院^{えん}で開^{かい}設^{せつ}し、医^い療^{りょう}的^{てき}ケ^けア^あ児^い・者^{しゃ}等^{とう}の関^{かん}連^{れん}分^{ぶん}野^やの支^し援^{えん}を調^{てい}整^{せい}するコ^こー^ーディ^いネ^えー^ータ^あー^ーの配^{はい}置^ち、公^{こう}共^{きょう}交^{こう}通^{つう}機^き関^{かん}・学^{がく}校^{こう}のバ^バリ^リア^アフ^フリ^リー^ー化^かや、障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}差^さ別^{べつ}解^{かい}消^{しょう}法^{ぽう}の趣^{しゆ}旨^しを踏^ふま^まえ^えた各^{かく}取^と組^{ぐみ}な^などを推^{すい}進^{しん}しました。

【課題】

安^{あん}心^{しん}・安^{あん}全^{ぜん}に暮^くらせる生^{せい}活^{かつ}環^{かん}境^{きょう}の充^{じゅう}実^{じつ}

医^い療^{りょう}受^{じゆ}診^{しん}環^{かん}境^{きょう}の向^{きょう}上^{じょう}や、障^{しょう}害^{がい}特^{とく}性^{せい}を踏^ふま^まえ^えた心^{しん}身^{しん}の健^{けん}康^{こう}対^{たい}策^{さく}等^{とう}をラ^らイ^いフ^フス^すテ^てー^ージ^じに^にお^おう^うじ^じて推^{すい}進^{しん}するた^ため、医^い療^{りょう}・福^{ふく}祉^し・教^{きょう}育^{いく}関^{かん}係^{けい}者^{しゃ}の連^{れん}携^{けい}強^{きょう}化^かが必^{ひつ}要^{よう}です。また、災^{さい}害^{がい}時^じに

は、要援護者への必要な配慮が行われるよう環境整備を進めるほか、自助・共助の仕組みの構築や公助の役割を明確化する必要があります。

テーマ4 いきる力を学び・育む

【振り返り】

「乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、生きる力を身に付けていくことができるまち」を目指し、地域療育センターの初診待機期間短縮に向けた取組の実施や、教育環境の充実のほか、障害福祉人材確保に向けたP R動画の制作・公共交通機関での一斉放映などを行いました。

【課題】

療育・教育の充実

発達障害児の増加、障害の重度化・多様化を踏まえ、様々なニーズに対応できるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実や関係機関の連携、教職員の専門性の向上や教育環境、教育活動の更なる充実が求められています。

障害福祉人材確保への対応

労働人口減少の中、必要な福祉サービスを適切に提供するための人材の確保・育成が分野を超えて求められています。

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

【振り返り】

「一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち」を目指し、就労支援センター等を中心とした就労支援の促進・定着支援や、障害者施設と企業のコーディネートを担う横浜市障害者共同受注センターの開設、移動情報センターの全区展開、ラポール上大岡の整備などを行いました。

【課題】

自分らしく過ごすための環境の充実

社会と関わりながら様々な形で過ごすため、就労支援センターを中心にした、就労支援の促進や工賃の向上などのほか、生活介護事業所の設置など希望や状態に合った日中活動場所の設置促進、障害者スポーツ・文化活動の更なる充実が求められています。

新型コロナウイルス感染症への対応状況

第3期プランの最終年度である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行やその感染拡大防止のため、集合形式で行うもの(会議、研修、イベント等)を中心に、多くの取組で中止、延期、人数や規模の縮小、オンライン等を含む実施方法の変更などの対応を必要とされました。また、障害福祉サービス事業所の活動にも多大な影響を与えています。その対応は第3期プランでは想定されていないものでしたが、衛生物品の提供や保健所との連携による集団検査の実施など、必要な取組を実施してきました。

新型コロナウイルス感染症が第4期プラン計画期間中にどのような影響を与えるか、いまだはっきりしない部分があります。その影響の度合いをそれぞれの取組の中で確認・検証し、必要に応じて柔軟に対応することが求められます。

※ 本プランに記載されている新型コロナウイルス感染症とは、COVID-19のことを指しています。

第3期プランの事業ごとの振り返りは、市ホームページに公表しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/3rd_plan.html

1 基本目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す

第3期プラン策定時から比べると、様々な障害福祉施策・事業は充実に向かっていくととらえています。一方で、平成28年7月に障害者支援施設「津久井やまゆり園」で起きた事件などを通して、障害のある人への偏見はまだまだ深く、社会の理解もまだ十分には進んでいないということを思い知らされました。

このように障害のある人の生命・生活が脅かされる出来事も起きる中、改めて、障害のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを社会に示したいと考え、「障害者権利条約」に基づき、この基本目標を設定しました。

トピック「障害者の権利に関する条約とは何か」

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」は、障害者の権利を守るために各国がすべきことを定めた条約です。

条約をつくる話し合いは、「私たち抜きに、私たちのことを決めないで。（Nothing about us, without us.）」というスローガンのもと、世界中の障害者が参加しました。政府だけでなく障害のある人たちが加わってつくる条約は初めてで、画期的なことでした。

この条約は、全ての障害者のあらゆる人権や基本的自由を実現することを促進し、「障害は個人ではなく社会の側にある」という「社会モデル」の視点で障害を捉えています。障害を理由にしたあらゆる差別の禁止、合理的配慮の提供、法の下での平等などを定めるとともに、教育を受ける権利、働く権利、文化やスポーツを楽しむ権利など、障害のある人が自分らしく生きることができることを大切にしています。

障害者権利条約は2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効しました。日本は2007年9月に署名した後、条約で定められた基準を満たすために法制度の整備を進め、2014年1月に批准しました。

2020年7月現在、182か国が批准しています。

コラム「基本目標」をつくったときの議論

第4期プランは、多くの人と議論をかわしながらつくりました。それは、最も大切な基本目標も例外ではありません。

ここでは、基本目標を決めるにあたってどのような議論をしてきたかご紹介いたします。

○最初の案

「障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマ」

これは、アンケート調査や障害のある人やその家族、支援者などへのインタビューをもとに障害福祉施策に関係する横浜市職員が議論を重ねてつくった案です。

この案について、障害者施策検討部会の委員からは、「相互に人格と個性を尊重し合いながら」という言葉の追加をご提案いただきました。この言葉は障害者基本法第1条で掲げられている、目指すべき社会を示したものの一つです。

個人として尊重し合うことについて、より伝わりやすくするため、提案どおり基本目標に加えることとしました。

○パブリックコメント*で発表した案

「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマ」

パブリックコメント*でいただいたご意見のひとつに、「障害者の人権は、地域社会の中で対等な権利であるという意識を持って、守っていくものではないか」というものがありました。

これは重要なことだと考え、障害のある人もない人も対等な関係であることを伝わりやすくするため、「対等であり」という言葉を加えることとしました。

○障害者施策検討部会で発表した案

「障害のある人もない人も対等であり、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマ」

この表現について、障害者施策検討部会では、「『対等に』という表現は、障害のある人となない人が対立する表現になるため使わない方が良い」というご意見をいただきました。

さらに、「『相互に』、『障害のある人もない人も』という表現も同じではないか」というご意見も出るなど、活発な議論が行われました。

このご意見を受けて、「対等に」と「相互に」は基本目標から削除した上で、障害のあるなしで分けられないことを伝えられる表現について、横浜市職員で更に検討しました。その中で、パブリックコメント※でいただいた「障害があるなしで区別をしない方が良い。『誰でも』という主語はどうか。」という別のご意見を参考にし、障害のある人もない人も全ての人が含まれる「誰でも」という言葉を加えました。

意見が割れたのは、「障害のある人もない人も」という部分です。障害者施策検討部会のご意見を踏まえ、また障害の状況や種別の違いもあり、障害のあるなしだけで分けられるものではないので、「障害のある人もない人も」という表現そのものを無くすという案が出ました。一方で、「障害者プラン」の基本目標から『障害』という言葉無くすと、何を目的としたプランか分かりづらくなるのではないかと意見もありました。

最終的には障害者施策検討部会委員の意見を踏まえ、障害者施策推進協議会で議論していただくことにしました。

○障害者施策推進協議会で議論した案

「誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマ」

修正した案は、障害者施策推進協議会でも様々な意見が出ました。

「障害への理解や福祉施策が進み、障害のあるなしで分けなくなることが理想である。目標だから、理想を示すためこの案が良いのではないかと」というご意見がありました。一方、「まだ障害者問題から『障害』を除く段階ではない。『障害』は絶対に残すべきである」、「障害者への理解が十分ではない段階で『障害』を外すべきではない」というご意見もあり、委員の間で議論が白熱しました。

これらの議論を経て、基本目標は「**障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す**」という表現に決まりました。

今後、障害者プランの推進にあたっては様々な方から多様なご意見をいただき、議論をしながら進めていきます。

※パブリックコメント…市が計画等を策定するに当たって公表した案への意見に対する市の考え方とその検討結果を公表すること

2 基本目標の実現に向けて必要な視点

行政が様々な施策・事業を進めていく上では、まず、障害のある人の視点を踏まえていくことが重要です。ここでは、それに加えて必要となる考え方・視点を設定しました。一つひとつの事業を個別・縦割りで行うのではなく、共通の視点を持って進めていくことで、基本目標の実現に向けた幅広い取組として推進していくことができると考えています。

- 1 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障害状況やライフステージに合わせたニーズをとらえていく視点
- 3 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障害のある人全てが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 必要なサービスの提供体制を確保し続けていく視点

凡例

- 福…障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量
- 児…障害児福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量
- 新…第4期障害者プランから初めて障害者プランに記載する事業
- あ…将来にわたるあんしん施策

※表の中の単位の考え方は次のとおりです。

- ・「人分」…月間の利用人数
- ・「人日」…月間の利用人数×一人一か月または一年当たりの平均利用日数

3 生活の場面ごとの取組

様々な生活の場面を支えるもの

障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として生きていくには、互いの存在に気づき、互いを理解し合い、同じ社会に生きている身近な存在だと感じられる仕組みが大切です。そのためには、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと行政が協力し、障害理解に向けた普及啓発を進めていくことが重要です。啓発活動にはこれまで長年にわたって力を入れてきました。しかし、誰もが生きやすい社会をつくるため、これからも、私たちは不断の努力を続けていかなければなりません。

また、障害ゆえに支援を必要とする人が自分の人生をどう生きていくのかを考えると、ご家族が健在であるうちから、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合い、自らの意思により自分らしい生活を送る」という将来を見据えた取組が重要になります。

障害のある人の生活を支えるには、困った時にいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる体制、障害特性に応じて必要な情報を必要な時に得られるような発信なども必要です。

これらの工夫や配慮などによって、日常生活のあらゆる場面で、全ての人が障害のあるなしによる分け隔てがなく互いの人格と個性を尊重し合うことができる社会が生まれると私たちは考えています。さらに、障害のある人が安心して生活を送るには、障害のある人を支える人材の確保・育成や、福祉サービスを提供する側の負担軽減のための新たな取組など、労働人口が減少しても、必要な福祉サービスを適切に提供する体制を維持・強化するための施策が急務となっています。

1 普及啓発

現状と施策の方向性

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指して、横浜市は疾病や障害に対する理解の促進に努めてきました。しかし、「第4期横浜市障害者プラン策定に向けた当事者向けアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）では、日常生活での困りごととして、障害の種別によっては5割前後の人が「周囲の理解が足りない」と答えています。さらに、外出時の困りごととして「人の目が気になる」、「いじめや意地悪が怖い」などの項目が上位にきています。障害者団体等に対して実施したグループインタビューでも、自分たちの障害について、「偏見を持たず正しく知ってほしい」という意見が多く挙げられており、より一層の障害理解が求められています。行政は、様々な機会をとらえ、社会全体に向けた普及啓発を充実させる責務がありま

効果的な普及啓発を行うためには、行政だけでなく、障害のある人たちや支援者などの障害福祉関係団体、地域住民や地域に根差した団体、民間企業など、多様な主体が互いの強みを生かしながら協力して取り組んでいくことが重要です。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」など様々なイベントなどをきっかけとして、誰もが障害のある人の存在に気づき、日頃の生活の中で互いに関わって身近に感じる仕組みづくりを進めていきます。また、障害のある人が健康づくり活動や地域活動に参加し、日常的なふれあいの中で地域の誰もがお互いを理解し受け止める機会を増やすなどの取組を進めます。

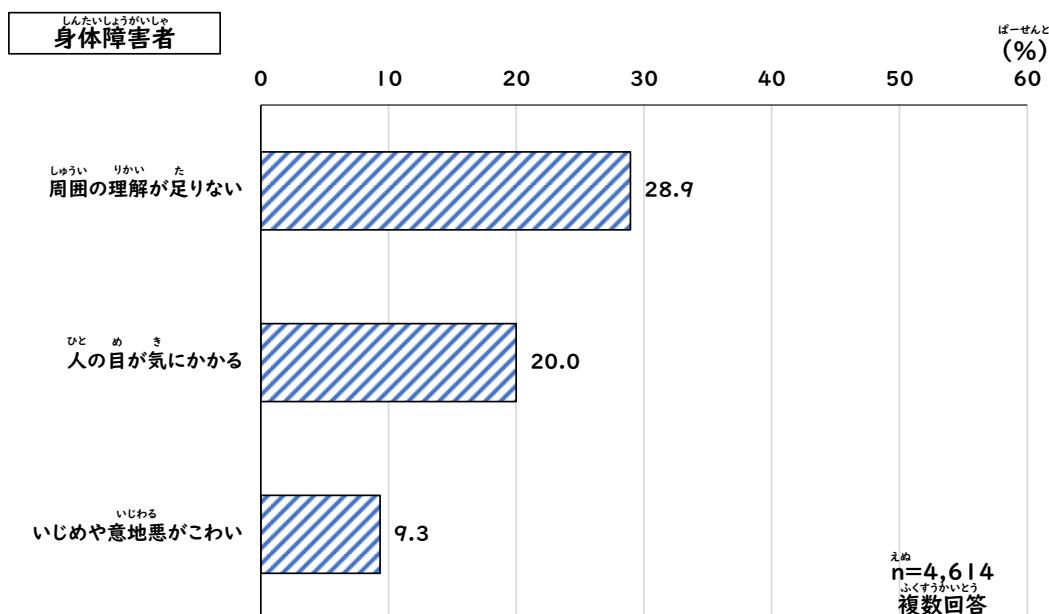
(2) 障害に対する理解促進

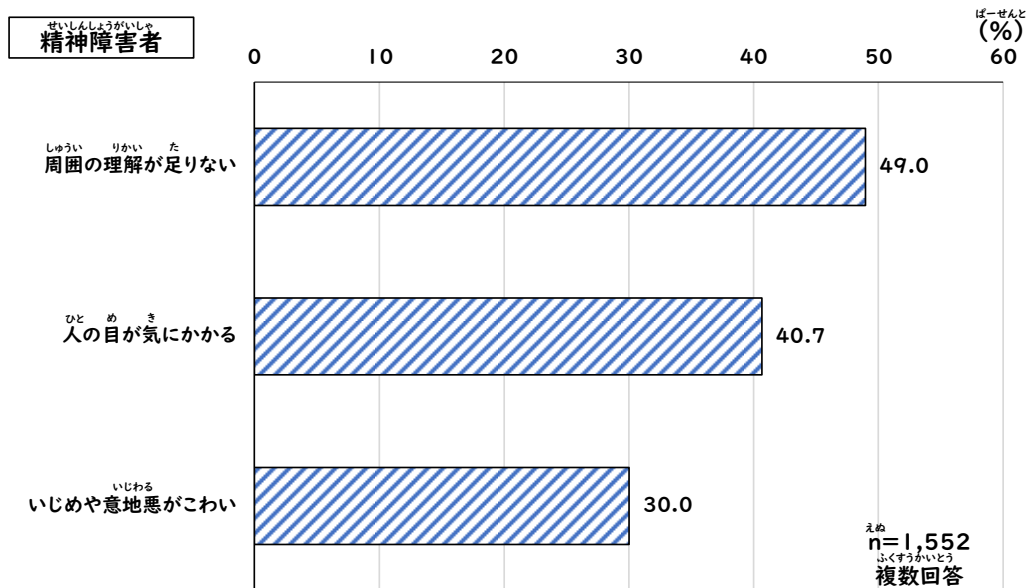
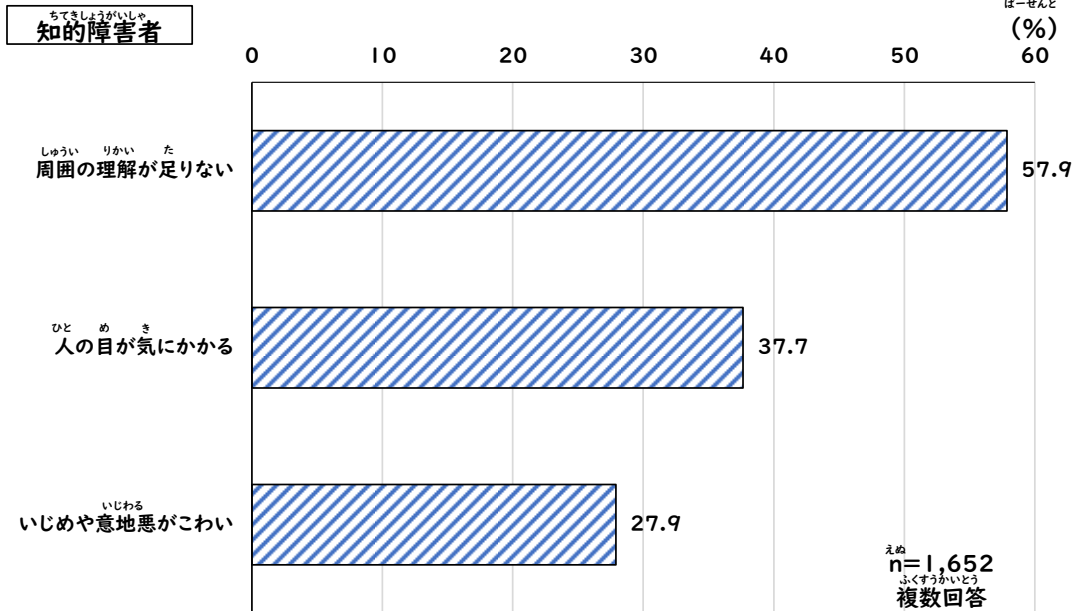
障害の特性や障害者に対する配慮の理解促進のため、各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、障害のある人や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通じた住民同士の交流の推進など、地域住民の障害に対する理解を進めていきます。

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、幼児期・学齢期から障害児・者とともに取り組む様々な活動や体験などの機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めていきます。

日常生活での困りごと





**とくみ
取組**

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
ちいききょうせいしゃかい 「地域共生社会」の じつげんむ とりくみどう 実現に向けた取組等の すいしん 推進	ちいきかた ささて 地域のあらゆる方が、「支え手」と「受 け手」に分かれるのではなく、地域、 くらし、いきがいをともに創り、高め あうことができる「地域共生社会」の じつげんむ しょうがいしゃしゅうかん 実現に向けた「障害者週間」などの とりくみじっし すいしん 取組を実施・推進していきます。	すいしん 推進	すいしん 推進

かくく ふきゅう けいはつかつどう 各区の普及・啓発活動 の促進	かくく じゅうみん たい しょうがい どう 各区の住民に対して、疾病や障害等 たい りかい ふか けんしゅう に対する理解を深めるための研修や けいはつかつどう しえん おこな 啓発活動の支援を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
--	---	------------	------------

(2) 障害に対する理解促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
どうじしゃ しょうがいふくしかん 当事者や障害福祉関 れんしせつ しみんだんたいどう 連施設、市民団体等に よる普及・啓発活動へ の支援	セイフティーネットプロジェクト よこはま えす ねっとよこはま しょうがいふくしかんれん 横浜（S-net横浜）や障害福祉関連 しせつ しみんだんたいどう しょうがいりかい 施設、市民団体等による障害理解の ための研修や講演、地域活動を支援・ けんしゅう こうえん ちいきかつどう しえん 協働するなど、様々な普及・啓発を きょうどう さまざま ふきゅう けいはつ 推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゃほんにんおよ かぞく 障害者本人及び家族 による普及・啓発活動 の推進	しゃかいさんかすいしん ちゅうしん 社会参加推進センターが中心とな り、しょうがいしゃほんにん かぞくおよ かくだんたい り、障害者本人、家族及び各団体と れんけい きょうどう しょうがいりかい そくしん お 連携・協働し、障害理解の促進に向 けた普及・啓発活動を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しっぺい しょうがい かん 疾病や障害に関する 情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、 しっぺい しょうがい かん じょうほう しえん 疾病や障害に関する情報や支援に かか かつどう しょうがい しみん どうじしゃ 関わる活動を紹介し、市民や当事者・ かんけいしゃ りかいそくしん つと 関係者の理解促進に努めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
がくれいきじどうおよ ほごしゃ 学齢期児童及び保護者 への障害理解啓発	がくれいきじどう ほごしゃ しょうがいじしゃ 学齢期児童と保護者が、障害児・者と こうりゅう しょうがい りかい ふか 交流したり、障害について理解を深 めたりする機会の確保に努めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
ふくがくせき こうりゅう 副学籍による交流 きょういくおよ きょうどうがくしゅう 教育及び共同学習	とくべつしえんがっこう ざいせき じどうせいと 特別支援学校に在籍する児童生徒が、 きよじゅうち しょう ちゅうがっこう じどうせいと いっ 居住地の小・中学校の児童生徒と一 しょ まな きかい かくだい はか 緒に学ぶ機会の拡大を図るなど、 きょうどうがくしゅう すず 共同学習を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

コラム 企業と連携しながら進める、地域共生社会の実現

～包括連携協定を結ぶイオン株式会社×横浜市～

日曜日のお昼頃、イオンスタイル東戸塚の渡り廊下には「いらっしやいませ～」というスタッフの明るい声と地域の方々の笑顔があふれます。これは、毎年12月3日～9日の障害者週間の休日に合わせて行われる「障害者週間啓発イベント」のワンシーンです。

このイベントは毎年、戸塚区内の障害福祉サービス事業所などで手作りされた製品の販売、障害福祉に関するパネル展示、パラリンピック正式種目であるボッチャの体験、補助犬とのふれあいなどを通じて障害理解や普及啓発を目的として行っているものです。平成30年度から始まり令和2年度で3年目になりました。

渡り廊下にはさまざまな人が通ります。地域の子どもたちやお年寄り、障害のある人、ない人…通りがかりに「何をしていますのだろう？障害者週間って何だろう？」と足を止めていただくことがまず第一歩です。

イベントでは手作りされた製品を手に取り「普段はどこで買えるの？今度買いに行くわ。」とのお客様からお声がけをいただくこともありました。また、イオンスタイル東戸塚からは障害者週間に限らず、普及啓発などの場として店舗スペースの活用をしてはいかがでしょうかとご提案をいただき、嬉しい限りです。

このように、企業とも連携しつつ、地域の皆さまに障害について理解していただき、障害のある人もない人も誰もが、日々安心して暮らし、自分らしく生きることができるよう、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

※包括連携協定：企業と横浜市が相互の連携を強化し、地域の活性化などを目指すパートナーシップです。イオン株式会社とは、環境保全、子育て支援、高齢者、障害者に関することなど10分野において、平成24年5月に協定を締結しました。

イベント会場（左・中央）とイベントのチラシ（右）



げんじょう しさく ほうこうせい
現状と施策の方向性

横浜市は、様々な団体や地域住民の方々とも協力しながら、障害福祉施設や障害福祉サービスなどの社会資源の整備を進めてきました。しかし、現在では多くの業界で人材不足が社会問題となっており、障害福祉分野でも、サービス提供事業者の多くは、現場で働く人材の確保に苦慮しています。また、人材を確保できても、定着させることが難しく、将来を担う人材の育成もままならないという声が挙がっています。障害福祉分野での雇用を安定させることは喫緊の課題といえます。

しかし、横浜市の労働人口も減少が見込まれる中、障害福祉分野の魅力発信などこれまで取り組んできた施策だけで人材の確保・定着・育成を進めるのは容易ではありません。他の分野とも協力した人材確保支援策に加え、事務の効率化や業務負担の軽減、安定した生活を支えられる労働環境の整備などを進めていかなければなりません。様々な角度から障害福祉分野での働き方を見直し、働き続けやすい仕事にしていく必要があります。

アンケート調査では、将来の障害福祉にとって特に重要なものとして「必要なときに十分な介助が受けられること」という回答が1位でした。また、グループインタビューでも、支援者やサービスの担い手の団体だけでなく、障害のある人たちからも「人材の確保に力を入れてほしい」という意見が挙げられています。こういった声にこたえ、障害福祉サービスの提供を将来にわたって安定的に続けていくために直面する課題に対応するには、民間事業者や関係機関等と行政が協働し、継続的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) しょうがいふくしじゅうじしゃ かくほ いくせい
障害福祉従事者の確保と育成

みんかんじぎょうしゃ かんけいきかんとく きょうどう しょうがいふくしぶんや はたら みりよく ほっしん きゅうじん
民間事業者や関係機関等との協働により、障害福祉分野で働く魅力の発信、求人
しえん こようしえん せんもんせいこうじょうとう かの けんしゅう じっし じんざいいくせいしえん けんとう じっし
支援、雇用支援、専門性向上等に係る研修の実施などの人材育成支援を検討・実施し
ます。

(2) きょうむこうりつか む えーあい あいしーていとう どうにゆうけんとう
業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

はんざつ じむ さぎょう きょうむこうりつか かいごぎょうむ ふたんけいげん すす
煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボッ
ト・AI・ICTなどの導入の検討を進めます。

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害福祉人材の確保 (あ)	障害福祉の仕事の魅力を発信し、求人や雇用の支援を行うことで社会福祉人材の確保につなげていきます。	推進	推進
障害特性に応じた支援のための研修	発達障害や行動障害を有する方、医療的ケアが必要な方等に対し、専門的な支援を行うことのできる人材を育成するための研修を実施します。	推進	推進
相談支援従事者の人材育成	市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	推進	推進
障害福祉施設職員等への支援 (新)	障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。	推進	推進
障害福祉施設等で働く看護士の支援 (あ)	障害福祉施設等で働く看護士の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討します。	推進	推進
就労支援センター職員の人材育成	多様なニーズに対応できるよう、就労支援スキルを向上させるため、研修の実施など、人材育成を進めます。	推進	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しゅうろうそくしん もくてき 就労促進を目的と した事業所職員向け けんしゅう 研修	しょうがいしゃこよう おこな きぎょう 障害者雇用を行っている企業での 「就業体験」の研修を通じて、 じぎょうしよしよくいん しゅうろうしえん こう 事業所職員の就労支援スキルの向 じょう しゅうろう む いしきづ 上、就労に向けた意識付けにつなげ ます。	すいしん 推進	すいしん 推進
いりょうじゅうじしゃけんしゅうじぎょう 医療従事者研修事業 ㊤	びょうき しょうがい しょうにおよ じゅうしやう 病気や障害のある小児及び重症 しんしんしょうがい じ しゃ しえん ひつよう ちしき 心身障害児・者の支援に必要な知識・ ぎじゅつ こうじやう はか しょうがいとくせい りかい 技術の向上を図り、障害特性を理解 いりょうじゅうじしゃ いくせい した医療従事者を育成するための けんしゅう じっし 研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ガイドヘルパー等 けんしゅうじゅうこうりやうじよせい 研修受講料助成 ㊤	ガイドヘルパー等の資格取得のため けんしゅうじゅうこうりやう いちぶ じよせい じんざい の研修受講料の一部を助成し、人材 かくほ はか 確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ガイドヘルパースキル アップ研修 ㊤	より質の高いサービスが提供できる よう、移動支援事業の従業者を たいしやう けんしゅう じっし 対象に研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゃかいさんかすいしん 社会参加推進センター による団体活動支援 きのう じゅうじつ 機能の充実	しょうがいはんじん かつどう ささ じんざい 障害者本人の活動を支える人材の いくせい すす おな しょうがい 育成を進めるとともに、同じ障害が ひと こうりゆう ある人たちの交流やコミュニケーション の機会を拡充し、各団体活動を そくしん とりくみ すいしん 促進する取組を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

コラム ヘルパーの養成・人材育成

障害のある方が希望するサービスを受けるためには、その希望に対応できる支援者（ヘルパー）がいなければなりません。そのため、横浜市では、ヘルパーの養成を促すことで量の確保を、人材育成の取組を行うことで質の確保を図っています。

まず、ヘルパー養成のための取組ですが、ヘルパーとして働くための資格を持っている人を増やすため、資格取得のための養成研修の受講料を助成しています。移動支援従業者（ガイドヘルパー）と同行援護従業者の研修を対象として、最大2万円まで助成を受けることができます。*

また、ヘルパーの人材育成としては、「ガイドヘルパースキルアップ研修」を実施しています。この研修は、知的障害、身体障害、精神障害それぞれの理解を深め、より良い支援が提供できるようになることを目的としています。

研修は、ヘルパー向けと事業所の責任者向けの2種類の研修を行っています。

ヘルパー向けのものでは、3つの障害分野に分けて、ガイドヘルパーの基礎知識・技術や障害特性に応じた適切な支援方法などを身につける研修を行っています。一方、責任者向けのものでは、事業所を正しく運営・管理できるように、サービスを利用する人のための支援計画の作成方法等についての研修を行っています。


どちらの研修でも、講義の中にグループワークを組み入れ、他の事業所の人とも話し合う時間を多く設けています。これによって、日頃の疑問や困りごとの共有・解決の場、横のつながり作りの場としても活用していただいています。

今後も、障害のある人の希望に沿って、安心した生活を送ることができるよう、ヘルパー養成・育成の取組を行っていきます。

ぜひみなさんもヘルパーをやってみませんか！

※横浜市民で、養成研修修了後に、資格を取ったヘルパーとして市内の事業所で3か月以上働いていることが必要です。

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討

事業名 じぎょうめい	事業内容 じぎょうないよう	中間期 目標 ちゅうかんき もくひょう	目標 もくひょう
業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討 	煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・AI・ICTなどの導入の検討を進めます。	検討 ・ 実施	すす 進

3 権利擁護

現状と施策の方向性

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きるまち」を実現するためには、障害者の権利擁護について積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。平成26年1月の障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の施行など、障害者の権利擁護に関する様々な法整備が進められてきましたが、それだけでは十分ではありません。法の趣旨などを私たち一人ひとりが理解し、社会をより良く変えていく取組が求められています。

また、必要な情報が得られること、自分自身の意思を決めること、決めた意思を伝えられることなど、自身の権利を守るために必要不可欠なことを行う際、障害ゆえに支援が必要な人たちを支える仕組みも無くてはならないものです。

そこで、4つの方向性で施策を展開します。

(1) 虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の具体例などの市民向け広報や障害福祉サービス事業者を対象とした研修等を通じて、障害者虐待が重大な人権侵害であることや予防や早期発見の重要性などを啓発することで、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

(2) 成年後見制度の利用促進

権利擁護を必要とする知的障害者や精神障害者の増加に対応し地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の啓発や利用の促進を進めていきます。

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向けて周知を図るとともに、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させます。

(4) 情報保障の取組

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた行政情報発信のルールに基づき、本人の意向や障害に応じた配慮を行うよう徹底します。また、必要な配慮について検討を行っていきます。

取組

(1) 虐待防止の取組の浸透

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者虐待防止事業 (普及・啓発)	市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。	推進	推進

コラム 障害者虐待防止の取組紹介

障害者虐待は障害者に対する重大な人権侵害です。神奈川県内では、通報・届出件数及び虐待認定件数が、ここ数年ほぼ横ばいで推移しており、減少に至っていません。また、障害福祉サービス事業者には、虐待防止対策担当者の設置や虐待防止のための職員への定期的な研修の実施が義務付けられるなど、障害者虐待の防止の取組がますます重要になっています。

横浜市では、障害福祉サービス事業者等に対する虐待防止の取組として、管理者・サービス管理責任者等向けの「障害者虐待防止研修」を行っています。

研修の実施にあたっては、障害福祉サービス事業者や関係団体の皆さまと一緒に取り組んでおり、プログラムの作成や当日の研修講師を担ってもらっています。この研修では、受講した管理者・サービス管理責任者自身が虐待者にならないだけでなく、常勤・非常勤を問わず、また役職や職種に関わらず、事業所の職員全員が虐待防止、権利擁護の意識を高め、虐待を起こさない仕組み・風土を作ることを目指しています。

また、障害者虐待について広く知ってもらうため、ポスターを作成しています。これは、虐待者側が、

・しつけとして必要なことをしている

・本人のためを思っている行為だ

などと、虐待をしているという認識がない場合や、虐待を受けている

障害者自身が

・自分のされていることが虐待だと認識できない

・虐待だと認識していても、相談や被害の訴えを誰にしたらいいのかわからない

といったこともあるためです。

ポスターは、イラストや簡単な言葉を使い、どういったことが虐待に当たるか、どこに相談をしたらいいのかわかりやすく表現しており、作成の際には障害当事者の方にもご意見をいただきました。

障害者虐待は障害者に対する重大な人権侵害です。虐待が起こらないよう今後も取組を進めます。

障害者虐待に関するポスター



(2) 成年後見制度の利用促進

事業名	事業内容	中間期 目標	最終目標
<p>横浜市市民後見人養成・活動支援事業</p>	<p>地域における権利擁護を市民参画で進めるため、よこはま成年後見推進センターが全区で市民後見人の養成を実施し、区役所、市・区社会福祉協議会、専門職団体等が連携した活動支援の体制を構築します。</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>すすん 推進</p>
<p>法人後見支援事業</p>	<p>よこはま成年後見推進センターが、これまでの法人後見受任実績を踏まえ、市内の社会福祉法人等への法人後見実施に向けた支援を行います。</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>すすん 推進</p>

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
せいねんこうけんせいど 成年後見制度の ふきゅうけいはつ 普及啓発	せいねんこうけんせいど りよう 成年後見制度がより利用しやすいも のとなるよう、かんけいきかん ちょうせい とうじしやおよ かぞく しえんだんたいどう 当事者及び家族、支援団体等への せつめいかい じっし 説明会などを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
けんりようごじぎょう 権利擁護事業	けんり まも そうだん けいやく もと 権利を守るための相談や契約に基づ きんせんかんり にちじょうせいかつ く金銭管理サービスなどの日常生活 の支援を、く あんしんセンターが、 しえん けいやく もと じっし 契約に基づいて実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
せいねんこうけんせいどくちょうもうした けんすう 成年後見制度区長申立て件数	30件	30件	30件
せいねんこうけんにんどうほうしゅうじよせいけんすう 成年後見人等報酬助成件数	210件	240件	270件

コラム 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症高齢者の人や知的障害や精神障害のある人などが安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスなどの契約等を行います。

成年後見制度には、家庭裁判所が本人に適切な方を選任し「後見」「保佐」「補助」と3つの類型からなる「法定後見制度」と、あらかじめ自分で選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見制度を必要とされる人は、今後ますます多くなることが見込まれています。

横浜市では、平成31年3月に横浜市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、この計画をもとに、令和2年4月に中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置しました。成年後見制度の効果的な広報や、権利擁護に関わる相談支援機関への支援など、横浜市にふさわしい成年後見制度の利用促進の取組を「よこはま成年後見推進センター」が中心となって進めていきます。

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、よこはま成年後見推進センター、区役所、区社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。パンフレットの配布もしています。



成年後見制度に関するパンフレット


■よこはま成年後見推進センター H P

<http://www.yokohamashakyo.jp/ansin/yokohamaseinenkoken.html>

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
市民等への普及・啓発	障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民等の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。	推進	推進
相談体制等の周知	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を周知します。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための地域協議会を開催します。	推進	推進
市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行うべくための指針として策定した市職員対応要領を周知し、差別的取扱いとなり得る事例や、合理的な配慮の好事例等の浸透を図ります。	推進	推進

(4) 情報保障の取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
情報発信時の合理的配慮の提供	行政情報発信時の視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等に対して、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行います。	推進	推進
代筆・代読サービス 	視覚等に障害のある人が日常生活の中で代筆または代読が必要なときに支援者によるサービス提供を行います。	検討 ・ 実施	推進

指標名 しひょうめい	令和3年度 れいわ ねんど	令和4年度 れいわ ねんど	令和5年度 れいわ ねんど
手話通訳者の派遣 (派遣人数) ㊦ しゅわつうやくしゃ はけん はけん にんすう	11,000人 にん	11,000人 にん	11,000人 にん
要約筆記者の派遣 (派遣人数) ㊦ ようやくひつきしゃ はけん はけん にんすう	1,900人 にん	1,900人 にん	1,900人 にん
手話奉仕員養成研修事業 (養成人数) ㊦ しゅわほうしんいんようせいけんしゅうじぎょう ようせいにんすう	172人 にん	172人 にん	172人 にん
手話通訳者・筆記者養成研修事業 (養成人数) ㊦ しゅわつうやくしゃ ひつきしゃようせいけんしゅうじぎょう ようせいにんすう	90人 にん	90人 にん	90人 にん
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 事業 (養成人数) ㊦ もうしゃむ つうやく かいじょいんようせいけんしゅう じぎょう ようせいにんすう	30人 にん	30人 にん	30人 にん

コラム しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふ よこはましどくじ とりくみ じょうほうほししょう
 障害者差別解消法を踏まえた横浜市独自の取組 (情報保障)

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがいしゃ ごうりてきはいりよ もと
 障害者差別解消法では、障害者への合理的配慮が求められています。
 ごうりてきはいりよ れい しょうがい ひと しょうがいとくせい おう じょうほう ていきょう
 合理的配慮の例として、障害がある人の障害特性に応じた情報の提供が
 あります。しょうがい ひつよう じょうほう え
 障害があることで必要な情報が得られないということがあって
 はいけません。

よこはまし した あ じょうほうほししょう とりくみ おこな
 横浜市では、下に挙げたような情報保障の取組を行っていますが、これ
 いがい ひつよう おう とりくみ すす
 以外にも必要に応じた取組を進めていきます。

○通知等の点字による情報提供対応
 つうちとう てんじ じょうほうていきょうたいおう

しかくしょうがいしゃ じょうほうほししょう かん とりくみ よこはまし かくぶしょ しみんあて
 視覚障害者の情報保障に関する取組として、横浜市の各部署から市民宛
 そうふ つうち てんじ じょうほうていきょう おこな
 に送付している通知について、点字による情報提供を行っています。

てんじ じょうほうていきょう きぼう しかくしょうがいしゃ たい つうちめい はっそうもと とい
 点字での情報提供を希望する視覚障害者に対し、「通知名」「発送元」「問
 あわ さき てんじか もと すみじ せいがんしゃ つか いんさつ
 合せ先」について点字化したものを、元の墨字(晴眼者の使う、いわゆる印刷
 もじとう つうち そうふ そうふ ふうどう はっそうもと
 された文字等)の通知とともに送付します。また、送付する封筒にも発送元
 てんじ こくいん
 を点字で刻印しています。

さらに、希望する方へは、通知を送付した旨をメールで情報提供します。

○知的障害者等に分かりやすい資料等の表現見直し
 ちてきしょうがいしゃとう わ しりょうとう ひょうげんみなお

ぎょうせい つく つうち し しりょうとう ふくざつ ぶんしょうこうせい なんかい ひょうげん
 行政の作る通知やお知らせ資料等は、複雑な文章構成や難解な表現を
 つか ばあい ちてきしょうがいしゃとう じしん よ さい せいかく ないよう はあく
 使っている場合があり、知的障害者等が自身で読む際に、正確に内容を把握
 わずか しょうがいたうじしゃ ないよう ただ
 することが難しいことがあります。このため、障害当事者が内容を正しく

理解できるようにすることを目的として、表現の見直しを行っています。
見直しにあたっては、言葉の置き換えなど文章の変更だけではなく、デザインやレイアウトの見直しも含めて行い、最後に障害当事者によるチェックを経て完成させています。

< 表現見直し前の市立図書館案内 >

■ 移動図書館

移動図書館「はまかせり」が定期的に巡回しています。
図書の見出し、返却のほか、予約図書の受け取りができます。また、図書館カードの発行もできます。

■ その他

障害のある方へのサービス

視覚に障害のある方を対象として、対面紙読み録音図書、点字雑誌の貸出などを行っています。
また、心身に障害があり、図書館への来館が困難な方を対象として、図書や雑誌の配達貸出を行っています。
〔申込書が必要ですが、詳しくは市立図書館へお問い合わせください。〕

団体への貸出

地域で読書活動を行っているグループなどに、図書を貸出します。詳しくは職員におたずねください。

音楽映像ライブラリー

中央図書館が所蔵している DVD やビデオ、CD などを、中央図書館の館内で視聴することができます。

発行：令和元年10月 版：ヘルシサイクル

■ 開館時間・休館日

開館時間

火曜日～金曜日
午前9時30分～午後7時
※中央図書館、山内図書館は午後8時30分まで

ただし、中央図書館下1階貸読室は午後18時まで
土曜日・日曜日・月曜日・祝日
12月29日・12月28日
午前9時30分～午後5時
1月4日 正午～午後5時

休館日

振替休日（月1回）
12月29日～1月3日
図書特別整理日
臨時休館日

■ お問い合わせ

横浜市中心図書館
TEL. 045-262-0050

図書館からのお願い

- ・図書館の図書は、大切に扱ってください。
- ・図書を破損・汚損した場合は、賠償していただきます。
- ・館内での飲食、喫煙はできません。
- ・自動車での来館はご遠慮ください。
- ・他の利用者の迷惑になるような行為をしないでください。

横浜市立図書館利用のご案内

■ 登録

初めて図書を借りるとき

市立図書館全部で使える図書利用カードを作成します。

横浜市内に住んでいるか、通勤、通学している方なら、どなたでも無料で借りることができます。

図書館利用申込書に記入のうえ、本人であることと現在の住所を確証できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証など）とともに登録窓口へお出しください。その場で図書カードを発行します。

〔利用が困難な例・インターネット閲覧検索ページから「登録」をする。〕登録窓口（「返却係窓口」と、運転免許証、健康保険証、学生証など本人であることと現在の住所を確証できるものをお持ちください。〕

図書カードは1人につき1枚発行します。本人以外の方は使えません。
登録内容の補正のため、5年ごとに登録更新の手続きをお願いします。

登録資格がなくなった方は、図書カードを返却してください。

■ 貸出

図書を借りるとき

全部あわせて、1人6冊まで、2週間借りることができます。図書利用カードと図書貸出窓口へお持ちください。

貸出手順の後に、現在借りている図書の資料番号、書名、返却期限が記載されたシートを対象しします。

図書を借りるときには、図書カードを必ずお持ちください。

雑誌の発刊号と「誌内」のラベルがある図書は、館内でご利用ください。

同じ本を続けて借りたい場合
貸出履歴をみる方法と、再貸出する方法があります。どちらも、予約がない場合にご利用いただけます。

貸出履歴は、ご自宅から利用できます。情報ダイヤル、図書館ホームページからは24時間利用できます。

貸出履歴とは、当該図書の申し込みをした場合、申込みから2週間、借出期間の延長をします。返却期限日を過ぎている場合は、超過した日数を2週間から引いた日数分、貸出期間の延長をします。貸出延長は1回に限りできます。

★情報ダイヤルのサービス（SP）登録
※「ログイン」メニューの選択（SP）参照

再貸出は、図書館窓口で図書と図書カードを同時にお持ちいただいた場合、一度返却し、改めて貸出することができます。

< 表現見直し後の市立図書館案内 >

6. コピーする

図書館にあるコピー機で
図書館の本をコピーできます。

白黒コピーは1枚10円です。
カラーコピーは1枚50円です。
ただし、A3サイズ（この案内を広げたとときの2倍の大きさ）でカラーコピーすると1枚80円かかります。



☆図書館が開いている時間

- 火曜日から金曜日の平日
朝9時30分から夜7時まで
中央図書館と山内図書館は夜8時30分まで
- 土曜日・日曜日・月曜日
祝日・12月28日
朝9時30分から夕方5時まで
1月4日は昼12時から夕方5時まで

☆図書館が休みの日

12月29日から1月3日まで。
その他の休みの日は、「図書館カレンダー」をご覧ください。

☆連絡先☆ 横浜市中心図書館
電話：045-262-0050 ファクス：045-262-0052
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/>

横浜市立図書館のご案内

図書館はだれでも入れます
読みたい本を探すお手伝いもします

図書館でできること

1. 本を読む

図書館にある本は、
どれも読んでいいです。
お金はかかりません。



2. 本を探す

読みたい本が見つからないときは、
カウンターの人に聞いてください。
本の名前や本を書いた人の名前がわかっているれば
図書館にあるパソコンで
自分で探すこともできます。

4 相談支援

現状と施策の方向性

障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、相談支援機関の充実や連携強化といった体制整備を進めてきました。しかし、グループインタビューやアンケート調査の結果では、依然として、困ったときにどこに相談したらいいかわからない、相談した内容が共有されず何度も同じ説明をしなければならない、などの声も挙がっています。

障害のある人が「自らの意思により自分らしく生きる」ためには、相談支援は非常に重要な役割を持っています。分かりやすい情報提供や、障害福祉サービスの利用調整、本人が自ら解決する力を高めていくための支援、家族支援、困っている人に寄り添う伴走型支援などを行います。障害特性やライフステージなどに応じて、各機関の様々な機能や役割を活用し、本人の希望する暮らしを実現できるように支えていきます。

そこで、障害のある人を地域全体で支えていく相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

取り組み 取組

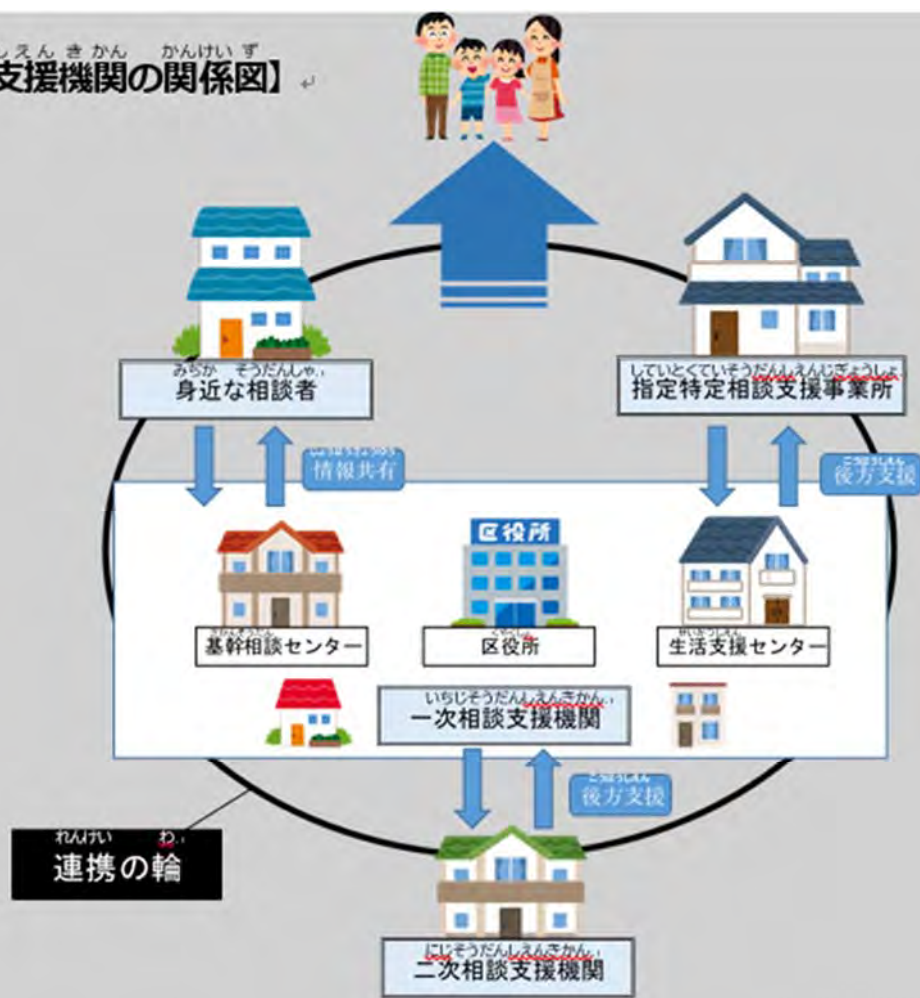
事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者相談支援事業の周知及び普及啓発	区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中心に地域生活支援拠点の機能を充足させながら、相談支援事業の周知、啓発を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
相談支援従事者の人材育成【再掲】	市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進
市自立支援協議会と区自立支援協議会の連携・連動	市自立支援協議会、ブロック連絡会、区自立支援協議会を連携・連動させ、地域づくりに効果的に取り組める体制を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進
当事者による相談の充実	社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談の周知を図り、当事者による相談支援を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
きそん そうだまどぐち 既存の相談窓口 ちいき (地域ケアプラザ とう) 等)による連携	ひごろ かか なか なにげ かいわ ふく 日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれ ている相談を身近な相談者としてとらえ、 ひつよう おう いちじおよ に じ そうだんしえんきかん 必要に応じて、一次及び二次相談支援機関に つなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進
なんびょうかんじゃとう 難病患者等への ひつよう じょうほうてい 必要な情報提 供	なんびょうかんじゃとう たい ひつよう じょうほうていきょう 難病患者等に対して必要な情報提供を おこな とう なんびょうかんじゃとう しょうがい 行うこと等により、難病患者等の障害 ふくし とう かつよう うなが けんとう 福祉サービス等の活用が促されるよう検討 します。	すいしん 推進	すいしん 推進
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援 センター運営事 業	はったつしょうがいしゃしえん ちいき しえん 発達障害者支援センターと、地域の支援 きかん れんけい し く せいり そうだんしえん 機関との連携の仕組みを整理し、相談支援 たいせい きょうか はか 体制の強化を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害 にかか かんけいき に関わる関係機 関の連携促進	こうじのうきのうしょうがいしえん ちいき かんけい 高次脳機能障害支援センターと地域の関係 きかん れんけい そくしん みぢか ちいき 機関との連携を促進し、身近な地域における こうじのうきのうしょうがい しえんたいせい きょうか 高次脳機能障害に対する支援体制を強化し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
ちいき そうだんしえんたいせい きょうか 地域の相談支援体制の強化 せんもんてき しどう じょげん 福新 ・専門的な指導・助言	400件	440件	480件
ちいき そうだんしえんじぎょうしゃ じんざいいくせい 地域の相談支援事業者の人材育成の じっし 福新 実施	72回	72回	72回
ちいき そうだんきかん れんけいきょうか とりくみ 地域の相談機関との連携強化の取組 福新	36回	36回	36回
しょうがい しゅべつ かくしゅ たいおう 障害の種類や各種のニーズに対応で きん そうごうてき せんもんてき そうだんしえん きる総合的・専門的な相談支援 福新	48,000件	49,000件	50,000件
けいかく そうだんしえんりようしゃすう ねんかん 計画相談支援利用者数(年間) 福	16,322人	18,805人	21,453人
はったつしょうがいしゃしえんちいききょうぎかい 発達障害者支援地域協議会の かいさいけんすう 福 開催件数	3件	3件	3件

<small>しひょうめい</small> 指標名	<small>れいわ ねんど</small> 令和3年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和4年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和5年度
<small>はったつしょうがいしゃしえん</small> 発達障害者支援センターによる相談 <small>けんすう がくれいこうきしょうがいじしえんじぎょうぶんのぞ</small> 件数（学齢後期障害児支援事業分を除 <small>く</small> ） <small>福</small>	<small>けん</small> 3,500件	<small>けん</small> 3,500件	<small>けん</small> 3,500件
<small>はったつしょうがいしゃしえん およ 是ったつ</small> 発達障害者支援センター及び発達 <small>しょうがいしゃちいきしえん がいぶ</small> 障害者地域支援マネジャーの外部 <small>きかん ちいきじゅうみん けんしゅう けいはつ がくれい</small> 機関や地域住民への研修、啓発（学齢 <small>こうきしょうがいじしえんじぎょうぶんのぞ</small> 後期障害児支援事業分を除く） <small>福</small>	<small>けん</small> 55件	<small>けん</small> 55件	<small>けん</small> 55件
<small>いりょうてき じ しゃどう たい かんれんぶんや</small> 医療的ケア児・者等に対する関連分野 <small>しえん ちようせい</small> の支援を調整するコーディネーター <small>はいち</small> の配置 <small>児</small>	<small>にん</small> 6人	<small>にん</small> 6人	<small>にん</small> 6人

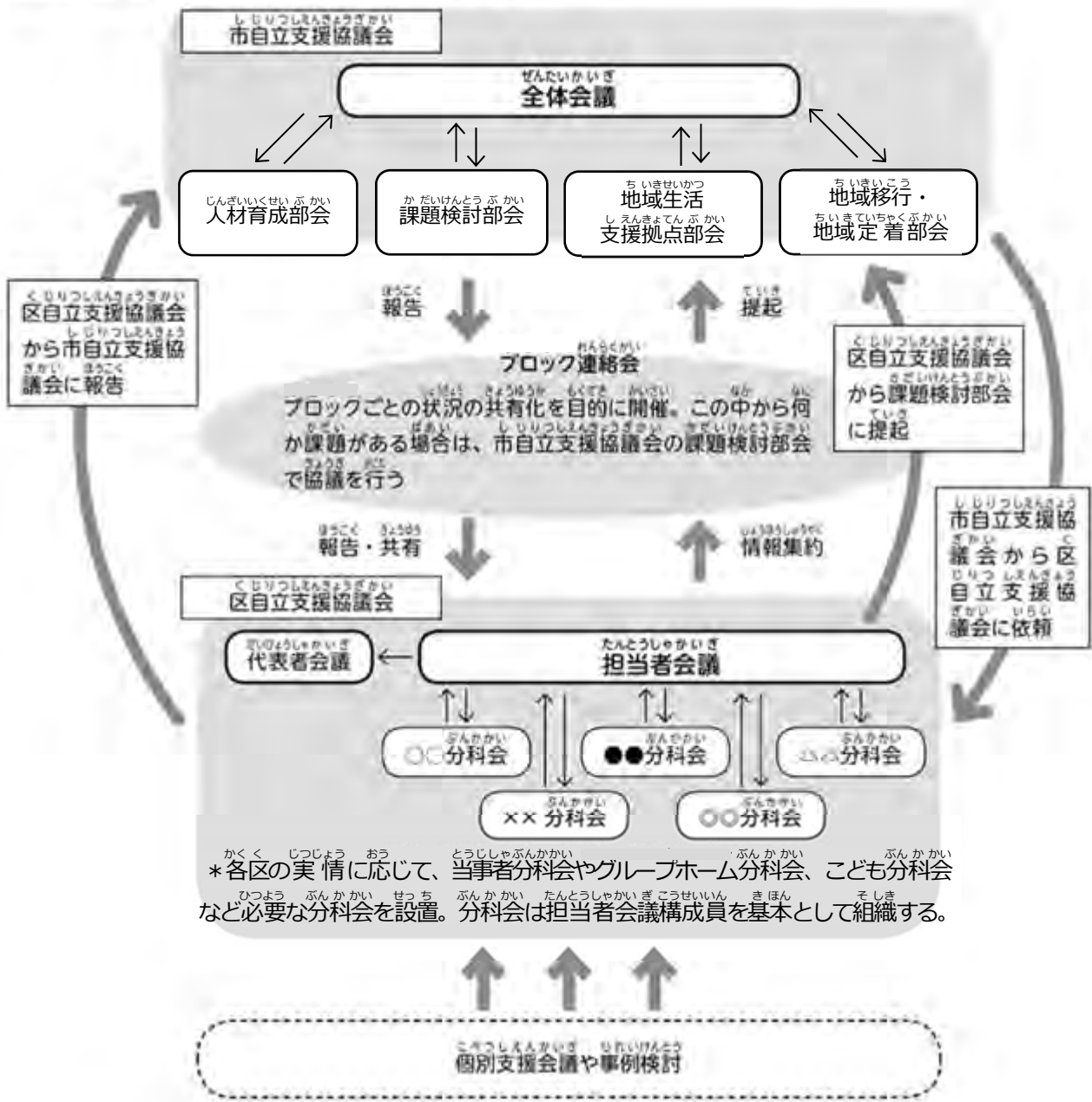
【相談支援機関の関係図】



分類	役割	機関
身近な相談者	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につなげます。	学校、施設、医療機関、近隣住民、サービス事業所、グループホーム、作業所、地域ケアプラザ、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動センター、ピア相談センターなど
指定特定相談支援事業所	計画相談支援を利用する方の支援の中心を担います。	各指定特定相談支援事業所
一次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止め、支援を考えます。また、計画相談支援を利用しない方の支援の中心を担います。	基幹相談支援センター、生活支援センター、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、就労支援センターなど
二次相談支援機関	専門的・個別的な相談及び助言を行います。他の機関と異なり、専門知識を生かして一次相談支援機関等が行う支援をサポートします。	障害者更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、総合リハビリテーションセンター、十愛病院、横浜医療福祉センター、港南、てらん広場、花みずき、青葉メゾン、光の丘、発達障害者支援センター、学齢後期発達相談室くらす、小児療育相談センター

【自立支援協議会 体制イメージ図】

市自立支援協議会と区自立支援協議会関連図



*各区の実情に応じて、当事者分科会やグループホーム分科会、こども分科会など必要な分科会を設置。分科会は担当者会議構成員を基本として組織する。

区自立支援協議会の取組

○相談部会（分科会）の設置による推進

本市では、計画相談支援の充実に向けて、平成28年度から全ての区自立支援協議会に相談支援部会（分科会）を設置しました。指定特定相談支援事業所を中心に、研修会や事例検討会等を実施し、相談員同士の横のつながりの構築や相談支援の質の向上等に取り組んでいます。

トピック 「発達障害のある人への支援」

発達障害者支援法の施行は、平成17年4月。横浜市は、それ以前から市内の法人に自閉症に特化した相談支援室を委託し（のちの発達障害者支援センター）、法施行と同時期には、学識経験者や福祉・医療関係者、当事者やその家族で構成される「発達障害検討委員会」を設置し、発達障害のある人への課題解決の議論を行ってきました。

この15年間、ライフステージごとの現状と課題に対応するため、乳幼児期・学齢期・成人期に分けて議論するとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援に向けた検討も行ってきました。

横浜市では現在、「発達障害者支援センター運営事業」、「地域支援マネージャーによる障害福祉サービス事業所等への支援」、「障害特性に応じた支援のための研修（行動障害のある方への支援を行うことのできる人材を育成するための研修）」、「サポートホーム事業（生活アセスメント付き住宅でのひとり暮らし支援）」、「地域療育センター運営事業」、「学齢後期障害児支援事業（中学生・高校生年代の発達障害児等への相談支援）」等、発達障害児・者支援に関する、多くの事業や取組を推進しています。

近年では、「発達障害」という言葉が社会的にある程度認知され、発達障害に対する市民の理解も広がってきています。一方で、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められていること、また、共生社会の実現に向けた新たな取組（障害者権利条約の批准に向けた一連の法整備など）が進められていることを背景とし、平成28年に同法の改正が行われました。

また横浜市では、発達障害検討委員会のこれまでの議論や福祉・教育機関の相談状況等において、発達障害、特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に対して、従来の障害福祉・教育等の施策では、十分対応できていない現状が見えてきました。

令和元年、この課題に対応する支援策の再構築が求められているとの認識から、横浜市として、発達障害検討委員会の上部機関である障害者施策推進協議会へ、課題解決に向けた具体的施策の展開について諮問を行い、令和2年6月に答申を受け取りました。

令和3年度から始まる第4期プランでは、新たな施策を展開していくこととなります。地域の療育の中核機関である地域療育センターにおける

療育体制の抜本的な見直しや、支援機関の連携・役割分担の整理等の取組とともに、社会全体に発達障害への理解を深めるための取組、更に多様性を尊重できる社会風土の醸成を進めていきます。

<令和2年6月 答申概要>

- 1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)
幼少期には、本人・周囲とも、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害に気づかないことがあります。そのため、早期発見・早期療育だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなげることが重要だと考えます。この理念を「気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。
- 2 地域社会全体の、包括的な支援体制を構築
今回対象とした発達障害児・者は、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られないことに起因する生きづらさを、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等(保育所、幼稚園、学校、就労先等)に相談することも多いと考えられます。そのため、地域社会全体で包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 3 「0次支援」の重要性
障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につながるためには、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等(保育所、幼稚園、学校、就労先等)が、身近な地域の中で、本人や家族が抱える生きづらさに気づき、受け止めることが重要です。

トピック「計画相談支援の課題と今後の取組」

平成27年4月から、障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画の提出が必須となっています。サービス等利用計画には、指定特定相談支援事業所（計画相談支援事業所）の相談支援専門員が作成するものと、本人が自ら作成するセルフプランの2種類があります。計画相談支援は前者を指し、相談支援専門員が、本人やご家族の生活全体の希望や目標、それに向けた支援方針や解決すべき課題などをともに考え、計画を作成し、定期的に確認・振り返り（モニタリング）を行います。

横浜市では計画相談支援の実施率が令和元年度末時点で約50パーセントにとどまっています。その理由の一つとして、事業所及び職員の不足から、利用につながっていないことが考えられます。今後、制度の更なる周知や、実施する人材の確保・育成、市及び各区自立支援協議会との連携などを通じて、計画相談支援が必要な方に行き届くよう、引き続き推進に取り組めます。

トピック「横浜市の依存症対策」

1 従来からの取組

横浜市では、従来から、アルコールをはじめとした依存症への対応は、区における精神保健福祉相談やこころの健康相談センターで実施してきました。また、医療機関とともに、市内における依存症の自助グループや回復支援施設等の民間支援団体が様々な支援を行ってきました。

2 国の動きを踏まえた横浜市における取組の拡充

近年、アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策について、国におけるアルコール健康障害やギャンブル等依存症対策の基本法及び基本計画、事業体系を示した依存症対策総合支援事業実施要綱を踏まえ、こころの健康相談センターにおいて、普及啓発の強化、家族教室の対象者の拡大、依存症専門相談や回復プログラムの開始など、取組を拡充しています。

また、民間支援団体や関係機関との連携体制の強化も進め、令和2年3月に、こころの健康相談センターを、国が設置を求める「依存症相談拠点」に位置づけました。令和2年度から開始した依存症関連機関連携会議では、幅広い関係者と支援に関する情報共有を行うなど、関係者間のネットワークづくりを進めています。

3 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の策定

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩むご本人やご家族等への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有することで、包括的な支援の提供を目指すため、依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく地域支援計画を策定します。令和2年度から検討を始め、令和3年度中に策定する予定です。依存症全体の取組方針に加え、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症の現状や課題を整理し、支援内容等を盛り込む予定です。

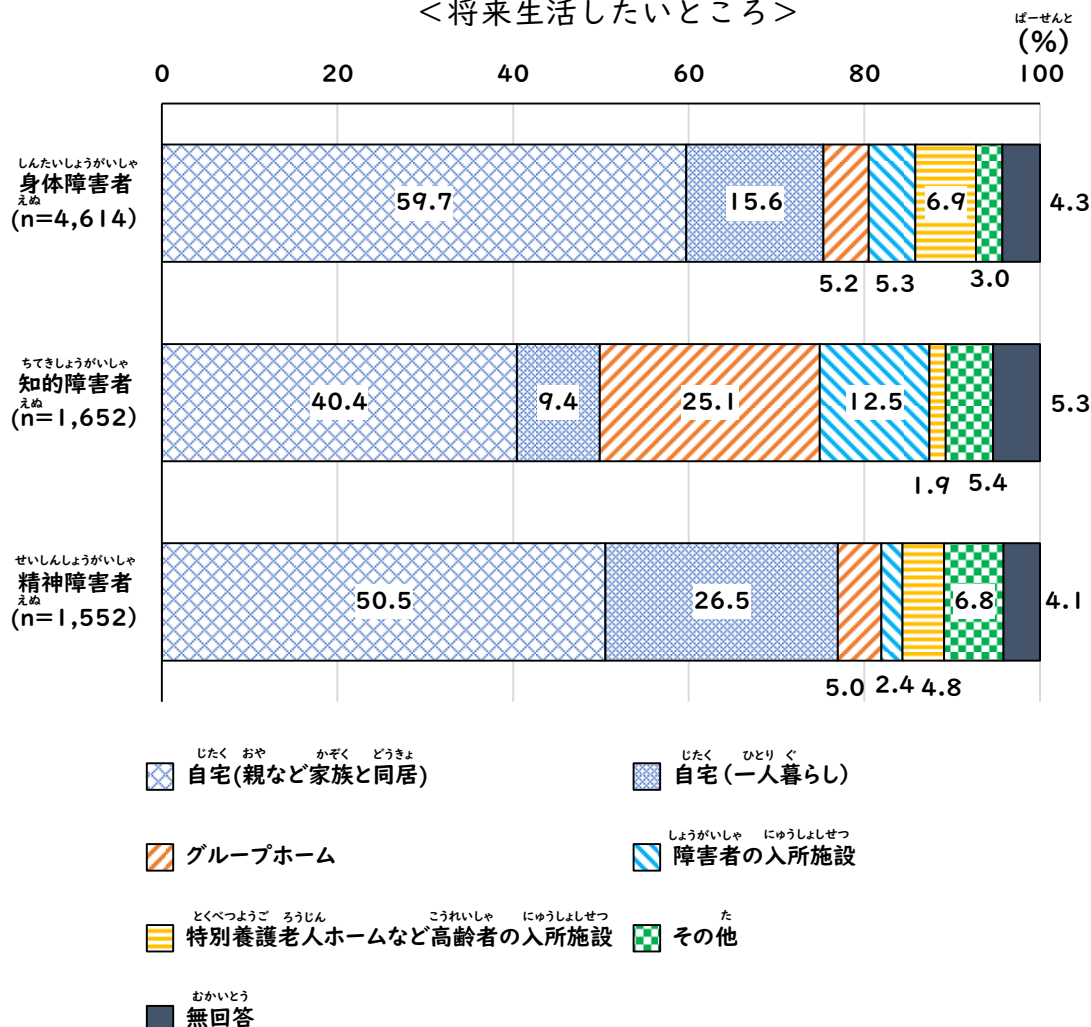
近年、在宅の障害者を支える福祉サービスや相談支援機関などの社会資源は増えてきていますが、障害のある人が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分にできているとはいえません。障害の状況も様々で、高齢化・重度化によるニーズの変化もあります。障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるには、福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。その上で、できる限り自分の意思で「住まいの場」を選択できることが理想です。

しかし、自分の意思で選択するためには、どこに自分が希望する住まいがあるのか、通い先や行きたいところへの移動手段なども含め、どのような支援があれば希望どおり暮らせるのか、情報を得たり、体験したりすることが必要です。

そのため、多様な「住まいの場」を確保し、提供できる情報や体験の機会を増やすことで本人の選択肢を広げ、暮らしていく上での困りごとに対する支援を充実させるなど、一人ひとりが地域で望む生活を送ることができる環境を整えることが求められています。

そこで、民間住宅を含む多様な形態で住まいの選択肢を増やし、また本人に寄り添って支える仕組みなどを、ハード及びソフトの両面から充実させる施策を展開していきます。

＜将来生活したいところ＞



1-1 住まい

現状と施策の方向性

住まいは生活の基本です。誰もが、重度化や高齢化による障害状況の変化などにかかわらず、可能な限り、自分が住みたいと思う場所で住み続けられることが望めます。自分の意思で「住まいの場」を選べるようにするには、障害福祉施策だけでなく、住宅施策との連動も図り、多様なニーズに合った「住まいの場」の拡充、情報の集約と提供などを継続的に進めていく仕組みづくりが不可欠です。横浜市は、福祉施策と住宅施策の連携により、不動産事業者等と協力し、平成30年度に横浜市居住支援協議会を設立しました。従来の福祉施策では実施が難しかった分野にも取り組むことができるようになるため、これを活用した支援が望まれています。

障害の重度化や高齢化など障害状況により専門的な支援が必要とされる場合でも、本人が希望する住まいを実現できるよう対応可能な仕組みも必要です。

一方で、入所施設などで生活している人にとって、そのときの「住まいの場」が安心して生活できる場であるように支援していくことも重要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めていきます。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後も進むとみられる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築を進めていきます。

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

<p>事業名</p>	<p>事業内容</p>	<p>中間期 目標</p>	<p>目標</p>
<p>民間住宅入居の促進</p>	<p>障害者が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」を活用していきます。 また、障害者等の住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を進めます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>サポートホーム事業 (あ)</p>	<p>発達障害のある入居者に対し、地域生活に向けた準備のため、生活面のアセスメントと支援を実施する「サポートホーム」の効果を検証するとともに、支援方法を地域の事業所等へ拡大させていきます。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>障害児施設の再整備 (あ)</p>	<p>老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備を進めます。</p>	<p>検討</p>	<p>検討</p>
<p>松風学園再整備事業</p>	<p>入居者の居住環境改善のため、個室化等を進めます。また、同園敷地の一部を活用して民設新入所施設を整備します。 ・中間期：個室化等の居住環境や設備の改善及び民設新入所施設の工事実施 ・計画期間中：個室化等の居住環境や設備の改善及び民設新入所施設の工事実施完了</p>	<p>工事 実施</p>	<p>工事 実施 完了</p>
<p>【再掲】障害福祉施設等で働く看護師の支援 (あ)</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助（グループホーム） りようしゃすう しんせつていんすう ねん 利用者数（新設定員数/年） 福	200人	200人	200人
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助（グループホーム） りようしゃすう りようにんずう ねん 利用者数（利用人数/年） 福	5,000人	5,200人	5,400人
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援 りようにんずう つき （利用人数/月） 福	1,426人	1,420人	1,414人
ふくしがたしょうがいじにゆうしよしえん 福祉型障害児入所支援 りようじどうすう つき （利用児童数/月） 児	190人	190人	190人
いりようがたしょうがいじにゆうしよしえん 医療型障害児入所支援 りようじどうすう つき （利用児童数/月） 児	90人	90人	90人
しょうがいじにゆうしよしせつ 障害児入所施設における18歳以上 のりようしよしゃすう の入所者数 児	0人	0人	0人
しゆくはくがたじりつくんれん りようにんずう つき 宿泊型自立訓練（利用人数/月） 福	87人分	87人分	87人分
	2,364人日	2,364人日	2,364人日
りようようかいご りようにんずう つき 療養介護（利用人数/月） 福	279人	279人	284人

トピック「福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方」

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めることで、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を進めます。

国の第6期障害福祉計画指針に基づき、令和元年度末から令和5年度末までに、地域生活への移行の目標数を87人（令和元年度末時点の施設入所者の約6%）、施設入所者数は23人（約1.6%）の減少を見込むこととします。なお、市内入所施設の定員数については、新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があること及び市外入所施設の利用者への対応等から、各施設の状況を踏まえつつ、現状を維持することとします。

これまで本市の入所施設は、一生涯を送る施設ではなく、「地域生活支援型施設」と位置付け、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、支援に取り組んできました。入所施設が「通過型施設」としての役割・機能を担い、本人の意向に沿った地域生活への移行が可能となるよう、必要な取組を検討・実施します。また、施設に入所して支援を受けることが真に必要なとされている人の把握を行い、適切なサービス提供を確保できるよう、多様なニーズに応える住まいのあり方を含め、必要な取組を検討・実施します。

コラム 住宅セーフティネット制度について

- 障害のある方の住まい探しでよくある困りごととして、
- ・「障害がある」と言うと、入居を断られることがある。
 - ・障害について、大家さんに理解してもらえない。
 - ・障害があるため、階段や坂がないことなど住む環境に条件がある。
 - ・連帯保証人が見つからない。
 - ・所得が少なく、家賃の負担が大きい。

などがあります。

こういった課題に対し、横浜市では平成29年10月から、「住宅セーフティネット制度」をはじめました。

住宅セーフティネット制度は、3つの仕組みから成り立っています。

- ①セーフティネット住宅の登録制度
- ②セーフティネット住宅への家賃などの補助
- ③住まいの確保に困っている人への住宅のマッチング・入居支援

セーフティネット住宅とは、高齢者や子育て世帯、障害のある人、所得の低い人など住まい探しに困っている人の入居を受け入れる登録をした住宅です。

セーフティネット住宅のうち、要件を満たす一部の住宅に対し、家賃や家賃債務保証料の補助を行っています。

また、平成30年10月には、横浜市、不動産関係団体及び福祉団体等の連携により「横浜市居住支援協議会」を設立し、高齢者や障害者などの住まいの確保に困っている人が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるように居住支援に関する協議を行い、問題解決に向けた仕組みを検討しています。

例えば、令和元年8月には、住まいの確保に困っている人や、大家さん、不動産事業者、住まいの相談を受けた福祉支援機関等からの相談を受ける相談窓口を開設し、住宅の紹介や、受け入れてくれる住宅を探して入居へつなげるなどの支援を開始しました。

これまでセーフティネット住宅に登録してくれる物件数を増やすために障害理解を進める勉強会などを行い、制度活用について検討してきました。引き続き大家さんをはじめとする地域の障害理解を進めていく啓発活動を行います。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
身体障害者・高齢者の住宅改造及び模様替え	市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取付けなどの住宅改造を実施します。	推進	推進
高齢化・重度化対応のグループホームの検討・拡充	現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。	推進	推進
高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業	グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来のホームの設備で生活することが困難となる場合でも、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る経費を補助します。	実施	実施

1-2 暮らし

現状と施策の方向性

障害のある人が希望に合った暮らしを送るために必要な支援は人それぞれであり、本人の意向や障害状況によって異なる障害福祉サービスを安定して提供していくことが重要です。横浜市は、地域で生活していく上で、障害のある人の生活を支える核として、地活ホームや生活支援センター、多機能型拠点など様々な拠点の整備を進めてきました。これらの拠点機能を更に充実させ、十分に活用していく必要があります。また、行動障害、医療的ケアなど専門的なニーズがある人も安心して暮らしていけるような支援も欠かせません。

日々の暮らしだけでなく、人生には節目となる様々な出来事があります。たとえば、障害のある人が結婚・出産・子育てなどを考えたときに、周囲の無理解が本人の選択肢を狭めないよう、社会全体の理解促進が大切です。

人生の様々な場面で、本人が自分にとって良いと思う選択ができるよう、家族や支援者など周囲の人たちが困りごとや悩みを受け止め、寄り添い、丁寧に相談に乗ることが求められます。加えて、本人が知識や情報を得ることができる環境づくりなども重要な要素の一つです。

また、長期入院中の人や施設入所中の人がグループホームでの生活や一人暮らしに移ることができるよう、地域移行・地域定着や退院促進などの取組も継続して進めていかなければなりません。地域で活動する様々な団体・サービス提供事業所や医療機関を含め、障害のある人の生活を地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

その中で、障害のある人が自立した生活を送ることができるようになるために、本人が生活力を身に付けて安心して暮らすことができるよう、本人の持つ力を引き出す支援の必要性も見逃せません。意思決定を支え、日常生活を送る上で想定されるトラブルなどの予防や対応を学ぶ機会を設けることや、本人の希望や思いに寄り添う伴走型の相談支援を充実させていくことが大切になります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

障害福祉に関わる社会資源を基に、既存のサービスを充実させていくことで、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

(1) ちいき せいかつ さき しく じゅうじつ
地域での生活を支える仕組みの充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
<p>しょうがいしゃ ちいき かつ 障害者地域活 動ホーム事業</p>	<p>ざいたく しょうがいじ しゃ かぞく ちいきせいかつ 在宅の障害児・者とその家族の地域生活を しえん きよてんしせつ よこほまし どくじ 支援する拠点施設として、横浜市が独自に せっち おも 設置しているものです。主なサービスとし て、生活介護や地域活動支援センター事業デ イサービス型等の日中活動のほか、ショ ートステイや一時ケア等の生活支援事業を じっし しせつき ぼとう しゃかい 実施しています。施設規模等により、社会 ふくしほうじんがたち かつ きのうきょうがたち かつ 福祉法人型地活ホームと機能強化型地活ホ ームの2種類に分類されています。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>せいしんしょうがいしゃせい 精神障害者生 活支援センター 事業</p>	<p>どうごうしちようしょう せいしんしょうがいしゃ 統合失調症をはじめとした精神障害者の しゃかいふつき じりつおよ しゃかいさんか しえん 社会復帰、自立及び社会参加を支援するため かくく しませっち せいしんしょうがいしゃ 各区に1か所設置している精神障害者の ちいきせいかつしえん ほんし きよてんしせつ 地域生活支援における本市の拠点施設です。 せいしんほけんふくしし はいち にちじょうせいかつ かん 精神保健福祉士を配置し、日常生活に関す る相談や助言、情報提供のほか、専門医に せうだん じよげん じょうほうていきょう せんもんい よる相談や生活維持のためのサービス（食 じ にゆうよく せんたくどう どう ていきょう 事、入浴、洗濯等）等を提供しています。 く きかんせうだんしえん ほんし 区や基幹相談支援センターとともに、本市の ちいきせいかつしえんきよてん せいしんしょうがい たいおう 「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応 した地域包括ケアシステム」の中核に ちいきほうかつ ちゅうかく 位置付けられています。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>たきのうがたきよてん 多機能型拠点の せいび うんえい 整備・運営 ②</p>	<p>つね いりょうてき ひつよう じゅうしょうしんしん 常に医療的ケアを必要とする重症心身 しょうがいじ しゃどう かぞく ちいきせいかつ しえん 障害児・者等とその家族の地域生活を支援 するたため、相談支援、短期入所、生活介護、 しんりょう ほうもんかんご きょたくかいご いったいてき 診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に ていきょう たきのうがたきよてん せいび しんない ほうめん 提供する多機能型拠点の整備を市内6方面 すす に進めます。</p>	<p>しんない 市内4 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりょう 完了</p>	<p>しんない 市内6 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりょう 完了</p>

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p>	<p>ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>こうどうしょうがい 行動障害のある かた ちいきいこう 方の地域移行や ちいきせいかつ さぎ 地域生活を支え しく る仕組みづくり</p>	<p>こうどうしょうがい かた ひつよう しえんたいせい 行動障害のある方に必要とされる支援体制 について、特に地域移行や地域生活を支える き のう けんとう すず 機能の検討を進めます。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ちいきしえん 地域支援マネジ ャーによる障 害福祉サービス じぎょうしょう 事業所等への支 援 新</p>	<p>はったつしょうがいしやしえん ちいきしえん 発達障害者支援センターに「地域支援マ ジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所 とう たい こうどうしょうがい はったつしょうがい かか 等に対し、行動障害・発達障害に係るコン サルテーションを実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ち いきせいかつ し えんきよ 地域生活支援拠 てんき のう じゅうじつ 点機能の充実</p>	<p>しょうがい かた こうれい か じゅうど か おや あと 障害のある方の高齢化・重度化、親なき後 に備えるとともに、地域移行を進めるため、 きかんそうだんしえん せいかつしえん 基幹相談支援センター・生活支援センター・ くやくしよ きかんいったい うんえい ちいき 区役所の3機関一体の運営により、地域のあ らゆる社会資源を有機的につなぐネットワ ーク型の拠点機能を整備し、地域での居住 しえんき のう じゅうじつ はか 支援機能の充実を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>せいしんしょうがい 精神障害にも たいおう ちいきほう 対応した地域包 かつ 括ケアシステム の構築</p>	<p>せいしんしょうがい かた せいかつ ちいき 精神障害のある方の生活のしづらさを地域 で支えていくため、医療・保健・福祉の連携 のもと、各区福祉保健センター、生活支援セン ター、基幹相談支援センターを核とした「協 議の場」において関係者・関係機関が共通の にんしき なか かだいかいけつ む とりくみ けんとう 認識の中で課題解決に向けた取組の検討と じっし ちいき かだい 実施をしていきます。また、地域ごとの課題 に対して特性を踏まえた対応ができるよう、 これまでの社会資源を十分に活用しなが ら、ネットワーク機能の見直しや新たなつな がりを構築していきます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標																														
	<p>※この取組のため、精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定します。</p> <p>・共同生活援助の利用者数(精神障害) (福)</p> <table border="1" data-bbox="531 696 1099 848"> <thead> <tr> <th>れいわ ねんど 令和3年度</th> <th>れいわ ねんど 令和4年度</th> <th>れいわ ねんど 令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>959人</td> <td>997人</td> <td>1,035人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域移行支援の利用者数(精神障害) (福)</p> <table border="1" data-bbox="531 1010 1099 1153"> <thead> <tr> <th>れいわ ねんど 令和3年度</th> <th>れいわ ねんど 令和4年度</th> <th>れいわ ねんど 令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>108人/年</td> <td>120人/年</td> <td>132人/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域定着支援利用者数(精神障害) (福)</p> <table border="1" data-bbox="531 1279 1099 1422"> <thead> <tr> <th>れいわ ねんど 令和3年度</th> <th>れいわ ねんど 令和4年度</th> <th>れいわ ねんど 令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480人/年</td> <td>576人/年</td> <td>672人/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自立生活援助利用者数(精神障害) (福)</p> <table border="1" data-bbox="531 1556 1099 1704"> <thead> <tr> <th>れいわ ねんど 令和3年度</th> <th>れいわ ねんど 令和4年度</th> <th>れいわ ねんど 令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60人/年</td> <td>75人/年</td> <td>90人/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自立生活アシスタント利用者数(精神障害)</p> <table border="1" data-bbox="531 1874 1099 2022"> <thead> <tr> <th>れいわ ねんど 令和3年度</th> <th>れいわ ねんど 令和4年度</th> <th>れいわ ねんど 令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>323人/年</td> <td>323人/年</td> <td>323人/年</td> </tr> </tbody> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	959人	997人	1,035人	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	108人/年	120人/年	132人/年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	480人/年	576人/年	672人/年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	60人/年	75人/年	90人/年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	323人/年	323人/年	323人/年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																															
959人	997人	1,035人																															
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																															
108人/年	120人/年	132人/年																															
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																															
480人/年	576人/年	672人/年																															
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																															
60人/年	75人/年	90人/年																															
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																															
323人/年	323人/年	323人/年																															

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標						
	せいしんしょうがいしゃたいいん ・精神障害者退院サポート事業利用者 <table border="1" data-bbox="528 367 1098 544"> <tr> <td data-bbox="528 367 719 465"> れいわ ねんど 令和3年度 </td> <td data-bbox="719 367 911 465"> れいわ ねんど 令和4年度 </td> <td data-bbox="911 367 1098 465"> れいわ ねんど 令和5年度 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 465 719 544"> にん ねん 180人/年 </td> <td data-bbox="719 465 911 544"> にん ねん 180人/年 </td> <td data-bbox="911 465 1098 544"> にん ねん 180人/年 </td> </tr> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	にん ねん 180人/年	にん ねん 180人/年	にん ねん 180人/年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度							
にん ねん 180人/年	にん ねん 180人/年	にん ねん 180人/年							
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の かぞくしえんじぎょう 家族支援事業 ㊤	せいしんしょうがいしゃ かぞく てきせつ かんけい たも 精神障害者とその家族が適切な関係を保つ ため、緊急滞在場所を準備するとともに、 かぞく せいしんしっかん りかい ふか きかい 家族が精神疾患について理解を深める機会 をていきょう 提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進						
いりょうてき じ 医療的ケア児・ しゃなど しえん 者等の支援のた め かんけい きかん め 関係機関の きょうぎ ば かい 協議の場の開 さい 催 ㊤	いりょうてき じ しゃとう ちいき さら 医療的ケア児・者等への地域における更なる しえん じゅうじつ む ほけん いりょう しょうがい 支援の充実に向けて、保健・医療・障害 ふくし ほいく きょういくとう かんけいきかん れんけい はか 福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る ため、よこはま しりょうてき じ しゃとうしえんけんとう 横浜医療的ケア児・者等支援検討 いいんかい かいだいきょうゆう いけんこうかん たいおう 委員会において、課題共有、意見交換、対応 さくどう けんとう おこな 策等の検討を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進						
いりょうてき じ 医療的ケア児・ しゃとうしえんしゃようせい 者等支援者養成 ㊤㊦	うけいれたいせい じゅうじつ はか しょぞく しせつ 受入体制の充実を図るため、所属する施設・ じぎょうしょとう がいりょうてき じ しゃとう うけ 事業所等において、医療的ケア児・者等の受 い せっきよくてき おこな しえん ひつよう 入れを積極的に行えるよう、支援に必要な ちしき ぎじゆつ ふきゆうけいはつ おこな しえんしゃ ようせい 知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成 します。	すいしん 推進	すいしん 推進						
メディカルショ ートステイ事業 ㊤	いりょうてき ひつよう じゅうしょうしんしんしょうがい じ しゃ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者 とう ざいたく かいご かぞく ふたんけいげん ざいたく 等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅 せいかつ あんてい もくてき いちじてき ざいたくせいかつ 生活の安定を目的として、一時的に在宅生活 がこんなん ばあい びょういん う が困難となった場合などに、病院での受け い じっし 入れを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進						

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
ちいきせいかつしえんきよてん せいび 地域生活支援拠点の整備 福	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施
ちいきせいかつしえんきよてん ゆう きのう じゅう ・地域生活支援拠点が有する機能の充 じつ む けんしょうおよ けんどう じっしかい 実に向けた検証及び検討の実施回 すう 数 福新	かい 1回	かい 1回	かい 1回
せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ 精神障害にも対応した地域包括ケア システム ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ きょう ・保健、医療及び福祉関係者による協 ぎ ば かいさいかいすう 議の場の開催回数 福新	かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)	かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)	かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)
ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ ・保健、医療及び福祉関係者による もくひょうせつていおよ ひょうか じっしかいすう 目標設定及び評価の実施回数 福新	かい 1回	かい 1回	かい 1回
はったつしょうがいしゃしえん およ はったつ 発達障害者支援センター及び発達 しょうがいしゃちいきしえん かんけい 障害者地域支援マネジャーの関係 きかん じよげんけんすう がくれいこうきしょうがいじ 機関への助言件数(学齢後期障害児 しえんじぎょうぶん のぞ 支援事業分を除く) 福	1,000件	1,000件	1,000件
きょたくかいご ねん 居宅介護(／年) 福	127,601 じかんぶん 時間分	129,642 じかんぶん 時間分	131,716 じかんぶん 時間分
	8,070人	8,417人	8,778人
じゅうどほうもんかいご ねん 重度訪問介護(／年) 福	89,044 じかんぶん 時間分	99,640 じかんぶん 時間分	111,497 じかんぶん 時間分
	544人	613人	691人
どうこうえんご ねん 同行援護(／年) 福	16,360 じかんぶん 時間分	17,112 じかんぶん 時間分	17,899 じかんぶん 時間分
	856人	894人	934人
こうどうえんご ねん 行動援護(／年) 福	13,544 じかんぶん 時間分	15,792 じかんぶん 時間分	18,413 じかんぶん 時間分
	855人	1,072人	1,344人

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所（福祉型）（／月）福	にんぶん 1,100人分	にんぶん 1,120人分	にんぶん 1,140人分
	にんにち 5,500人日	にんにち 5,600人日	にんにち 5,700人日
たんきにゅうしょ いりようがた 短期入所（医療型）（／月）福	にんぶん 400人分	にんぶん 410人分	にんぶん 420人分
	にんにち 2,000人日	にんにち 2,050人日	にんにち 2,100人日
にっちゅういちじしえん 日中一時支援（／月）福	にんぶん 240人分	にんぶん 240人分	にんぶん 240人分
	かい 800回	かい 800回	かい 800回
にちじょうせいかつようぐきゅうふ たいよ 日常生活用具給付・貸与（／年）福	けん 86,000件	けん 86,000件	けん 86,000件
ちいきいこうしえん 地域移行支援（／年）福	にんぶん 120人分	にんぶん 132人分	にんぶん 144人分
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援（／年）福	にんぶん 600人分	にんぶん 720人分	にんぶん 840人分
せいしんしょうがいしゃたいいん 精神障害者退院サポート事業 （／年）	にん 180人	にん 180人	にん 180人

トピック「行動障害のある人への支援」

横浜市では、行動障害のある人が身近な地域の中で安心して生活できる仕組みづくりのため、横浜市障害者施策推進協議会の部会の中で、障害のある人の家族や外部有識者などによる検討を行って方向性を定め、様々な施策を実現・推進してきました。

平成28年度から、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、行動障害に係る支援力向上を図るための「強度行動障害支援力向上研修」を開催しています。この研修は、市内法人が協働し「オール横浜市」として実施しています。

また平成28年度から、発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所等を訪問して、行動障害・発達障害に関して支援者がより良い支援を提供するためのアセスメントや助言を実施しています。

今後、こうした取組を継続的に実施するとともに、行動障害のある人の地域移行や地域生活を支える仕組みづくりについて、更に検討を進めていきます。

コラム「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

～「地域生活」が目指すもの～

精神障害のある方の地域生活を考えるにあたっては、国から「精神保健医療福祉の改革ビジョン（平成16年）」により、「入院医療から地域生活中心へ」という方針が示されています。これにより、地域生活を支えるため、障害者総合支援法の障害福祉サービスや市独自の制度などが少しずつ増えてきました。

この「地域生活」という言葉は、単に、住まいを「病院」から元の「家庭」に移すことを表すものではありません。自ら選んだ場所で安心して自分らしい暮らしを目指すことが「地域生活」であり、「地域」は、それぞれの希望する生活を実現できる場所である必要があります。

その一方で、サービスや制度が増えても、何らかの事情で地域生活が立ち

行かなくなり、場合によっては自分自身が望まない入院となってしまう人もいます。

令和元年度には、地域生活をしている人たちからお話を伺いました。その中で、「病気を理解してもらえない」、「孤独を感じる」、「年齢を重ねることでの身体的な変化がある」、「経済的なこと」、「働くこと」など多くの不安を抱えていることがわかりました。

地域生活の中では、少なからずこうした不安と向き合う場面があります。もしかしたら、長い入院生活から地域に生活の場を移した人の中には、慣れない環境の中で、初めて不安と直面する人がいるかもしれません。時として不安は現実の問題となり、誰にも相談できず周囲から孤立してしまうこともあります。しかし、地域生活の中で生じた不安や問題は、その全てが入院して解決できるわけではありません。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることで、病気そのものからの回復や、安定した日常生活を送れるようになることも大切ですが、それだけでは十分とはいえません。精神障害のある人が、安心して自分らしい暮らしを実現するため、現在または将来的に地域で生活している人たちが抱える「生活上の不安」を解消し、その上で他者や社会との関わり、居場所、将来に向けた希望や目標などを持つことができるようになることも期待されています。

システム構築に向けた取組を推進する「協議の場」では、長期入院者数や退院率等の情報を参考としながらも、数字だけにとらわれず、地域が「自分らしい生活を実現できる場」となるよう取り組むことが重要です。障害の程度や入院期間にかかわらず、地域の中で支援が必要な方に届けられるよう、また、支援の「支え手」や「受け手」といった枠を超えて地域社会全体で支えていくことを目指していきます。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者 自立生活 アシスタント ㊤	地域で単身等で生活する障害者に対して、 自立生活アシスタントが、その障害特性を踏 まえて、具体的な生活場面での社会適応力を 高める助言を中心とした支援を行います。国 の実施事業との関係を整理しながら推進して いきます。	推進	推進
後見的支援制度 ㊤	障害者本人や家族に寄り添い、漠然とした 将来の不安や悩みを一緒に考え、親なきあと も安心して暮らすことができる地域での見守 り体制を構築します。	推進	推進
消費者教育 事業 ㊤	障害者、家族及び支援者が、商品・サービス の利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶこ とにより、安心した日常生活を送れるよう、 意識啓発を図ります。	推進	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助 ㊤	80人分	100人分	120人分
自立生活アシスタント ㊤	690人分	690人分	690人分

コラム 横浜市障害者後見的支援制度について

横浜市障害者後見的支援制度とは、地域で安心して暮らすために必要な、「身近な地域での見守り」やスタッフによる定期訪問等を通じた「本人の希望と目標に基づく支援等」を行う、横浜市独自の制度です。「将来にわたるあんしん施策（10ページ参照）」の一環として、平成22年度からスタートしました。

- ・ 障害のある人を支援している人や地域の住民の方などが、制度に登録をした人を日々の生活の中で気にかけてたり定期的な訪問をしたりしながら、日常生活を見守ります。
- ・ 障害のある人とその家族の、将来の希望や漠然とした不安などの相談をお受けします。
- ・ 生涯にわたり障害のある人に寄り添いながら、その人の願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考えます。

【利用事例】

知的障害のある40代のAさんは、高齢の父と二人家族。我が子の将来を心配した父が、後見的支援制度説明会に参加し、登録につながりました。後見的支援室では、Aさんを理解するために、自宅や後見的支援室でお会いするだけでなく、通所先にも足を運びました。また父から、我が子への想いや将来の心配ごとなどを伺いました。

定期的にお会いする中で、徐々に将来のことを考え始めたAさん。父の入院をきっかけに、区役所の職員と一緒にグループホームの見学や、宿泊体験なども行いました。その後も、Aさんの「将来は自宅で暮らしたい」という想いは変わりませんでした。

数年前に父が亡くなり、Aさんは、障害福祉サービスを利用しながら、自宅で一人暮らしを始めました。後見的支援室では、Aさんの了解を得て、あんしんキーパー※を依頼するなど、地域の方たちとの関係づくりを進めてきました。

ある日、Aさんは「台風の時、近所の方が『大丈夫？』と訪ねてきてくれた」と、あんしんキーパーとのお付き合いの様子を話してくれました。また、最近では、「自分のペースで生活できるようになった」とも話しています。

これから後見的支援室では、Aさんに寄り添いながら、暮らしを支える支援の輪を丁寧に広げていきます。

※ あんしんキーパー：

身近な地域の中で、登録者をさりげなく見守る人。登録者や家族の希望を伺い、後見的支援室が地域の方たちに働きかけ、登録していただきます。また、既に登録者のことをよく知っている人に登録していただく場合もあります。

【参考】「成年後見制度(41ページ参照)」と「横浜市障害者後見的支援制度」について

2つの制度は、本人を中心に、その生活や人生に寄り添うことを共通としますが、それぞれ役割が異なります。

「成年後見制度」では、法的な権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産の管理や介護サービス等の契約を行います。

一方で「横浜市障害者後見的支援制度」は、本人に関する法的な権限を持つものではありません。しかし、障害福祉サービス等の利用有無にかかわらず、末永く緩やかに、地域の中で本人を見守っていく体制を構築できることが強みです。

コラム 障害者自立生活アシスタント利用者インタビュー

平成13年に創設された自立生活アシスタント事業は令和3年で20年を迎えます。「親亡き後の支援」の課題への対応として知的障害者を対象に始まり、現在は精神障害者や発達障害者、高次脳機能障害者も対象に実施しています。事業開始時に比べ、福祉サービスは充実(複雑化?)していますが、障害のある方が地域生活をする上での課題や支援の必要性は変わることがありません。このコラムでは、自立生活アシスタント利用者に、アシスタントのこゝとや、今の生活について、自立生活アシスタントがインタビューをした内容を紹介します。

Aさん(40代女性) アシスタント利用4年

Aさんは、家族から離れて一人暮らしをはじめるときに、アシスタントに登録しました。以前から人と同じようにできないことに悩んでいたようです。「母は、今も心配している。自分が学校まで出て、他の人と違うのではないかという気持ちがあり、心配もあったと思う。」と話します。お母様と暮らしている間は、福祉サービスを利用していませんでした。福祉サービスに対しては、「猜疑心がどこかにあった」「支援を信じられる根拠がはっきりとわからなかった」そうです。人の話をきいても、「どこまでが本当なのか」と悩んでしまい、一人で決断するのが困難だったとのこと。また、病院や区役所に行くことも苦手でした。片付けも苦手で、物をそのまま置いてしまい、自分でもよくないと思いつつ、物をあふれさせてしまっていたそうです。

アシスタントを利用することになって、「サポートしてくれるので、人と会って話すのも違ってきた。つながりを保てるのが安心になる」と言っています。外出先で人と対応するときも、緊張することが少なくなったそうで、「わからないことも聞けるので安心」なのだとか。

定期的な通院では、医師の話が指針になると言います。アシスタントが同行することで自分の体調をわかってもらえること、気づけなかったことに気づけたことが大きいそうです。

今は、「自分のことは自分で考えるのが大事」と話します。アシスタントの支援はあるが、できることは自分でやっていきたいという前向きな気持ちになっているそうです。「自分はこういう人と自覚していけば、普通の生活が送れるのではないかと思っている。」「一人だと生きていく意味もわからなくなるくらい、つらかったりするので、皆さんに感謝の気持ちでいっぱいです」

はな
と話します。

これからのAさんの生活を他の支援者と一緒に、近くからサポートしていき
きたいとおも
思います。

びー だいだんせい りよう ねん
Bさん(30代男性)アシスタント利用3年

びー さん はじ あ ねんまえ きんちよう びー さん けいど
Bさんに初めて会った3年前、とても緊張されていました。Bさんは軽度
の知的障害があります。仕事を辞めたことや家族の病気が重くなったこと
で、さまざまな福祉の支援が入るようになり、その一つがアシスタントでし
た。現在は、家族が亡くなり一人暮らしです。

アシスタントが支援するようになってどう変わったかを伺うと、「暮らし
やすくなった」と言います。今ではヘルパーさんが週に2回来て、ご本人自身
も定期的に掃除するようになりました。食生活の助言をしてもらうことで、
健康への意識も高まり体重も減っています。

これからもアシスタントには、病院に付き添い、診察に同席することで、
治療や服薬のことを一緒に考えていくことを望まれています。ただ、普段の
通院は一人でもいけると誇らしげに語っていました。直近の希望を伺うと
「買い物に付き添ってもらって、冬に履く靴を一緒に見に行きたい」そう
です。

このように、自立生活アシスタントは日常生活の課題に対し、ご本人と一
緒に取り組むことで「自分で自分の生活を考える」ことを意識していただ
けるように支援しています。初めてのことや苦手なことを一緒にやってみるこ
とで、経験を積み自分で考え、判断していくことを大事にしています。「ご
本人に寄り添って少しずつできることを増やしていく支援」になるため、生活
が劇的に改善することは多くありませんが、ご本人の大切にしている部分を
理解していくことで、少しずつ相談できる存在となっていきます。さりげな
く、でも必要な支援者として、今後も支援していけたらと、改めて思いま
した。

1-3 移動支援

現状と施策の方向性

アンケート調査では、「日常生活に介助が必要」とした人のうち50パーセント以上の人が、外出する際に介助が必要だと回答しています。外出の際のニーズは以前から高く、横浜市でも障害のある人の移動を支える制度を拡充してきました。本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制として設置した移動情報センターは、平成29年度から全区で展開しています。また、グループインタビューなどでは、日常生活を送る上で必要不可欠な外出に限らず、趣味や余暇、観光など様々な外出について移動支援を求める声がありました。

このような多様なニーズに応えるためには、移動時の付き添い支援、経済的負担の軽減など、障害のある人に合わせた適切な支援を行う必要があります。地域の窓口となる移動情報センターの運営推進やガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、移動支援の充実に向けた取組を進めていきます。

取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
移動情報センター 一運営等事業の 推進 (あ)	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	相談 相談 件数 3,300件	相談 相談 件数 3,600件
【再掲】ガイドヘルパー等研修 受講料助成 (あ)	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	推進	推進
【再掲】ガイドヘルパースキルアップ研修 (あ)	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	推進	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
なんびょうかん じゃ がい しゅつ 難病患者外出 しえん 支援サービス じぎょう 事業	いっばん こうつうきかん りよう がいしゅつ こんなん 一般の交通機関を利用して外出に困難を ともな くるま どう りよう なんびょうかんじゃ 伴う、車いす等を利用する難病患者に ふくししゃりよう そうげい ていきよう 福祉車両による送迎サービスを提供しま す。	すいしん 推進	すいしん 推進
ざいたく じゅうしやう かん じゃ 在宅重症患者 がいしゅつしえんじぎょう 外出支援事業	くるま いどう こんなん 車いすによる移動が困難でストレッチャ たいおうしゃ しやう え なんびょうかんじゃ 一対応車を使用せざるを得ない難病患者 つういんどう さい しよてい かんじゃどうはんそうようじどうしゃ が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車 りよう ばあい いそうひ いちぶ を利用した場合に、その移送費の一部を じよせい 助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ふくしゆうしやういどう 福祉有償移動サ ービス事業	いどう かいじよ ひつよう しんたいしやうがいしやどう たいしやう 移動に介助が必要な身体障害者等を対象 どうろく えぬびーおーほうじんどう じかよう に、登録されたNPO法人等による、自家用 じどうしゃ りよう いどう そくしん 自動車を利用した移動サービスを促進しま す。	すいしん 推進	すいしん 推進
じゅうどしやうがいしやどう 重度障害者等へ いどうしえんじぎょう の移動支援事業 かくじゅう の拡充 ③	こうきやうこうつうきかん がいしゅつ こんなん じゅうどしやう 公共交通機関での外出が困難な重度障 がいしやどう たい いどうしえんじぎょう かくじゅう はか 害者等に対して、移動支援事業の拡充を図 ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
いどうしえんじぎょう 移動支援事業 いどうかいご つうがくつうしよしえん (移動介護・通学通所支援) ③	781,554 じかんぶん 時間分	797,185 じかんぶん 時間分	813,128 じかんぶん 時間分
	6,479人分 にんぶん	6,673人分 にんぶん	6,873人分 にんぶん

しょうがいしゃ いどう しえん しく
障害児・者の移動を支援するさまざまな仕組み



コラム「移動情報センター」の役割

「移動情報センター」という名前を、初めて聞く方もいるのではないでしょう。名前のおり、障害者の移動に関する情報を集め、必要な方に提供する窓口です。「将来にわたるあんしん施策」(10ページ参照)の一つとして、移動に関する情報を一元化し、相談・利用調整にワンストップで対応するために事業化されました。18区の社会福祉協議会に設置されており、障害のある人などからの相談に応じて、外出支援制度の案内や、サービス事業所などの情報提供・紹介を行っています。

「出かけたけれど、一人では不安」「買い物に行くので、誰かに付き添ってほしい」「子どもの特別支援学校の送り迎えを誰かにお願したい」…。多様なご相談に対し、必要に応じて区役所や学校、基幹相談支援センター、事業者などの関係機関と連携しながら、ニーズに合う移動手段を考えてご案内します。紹介しているのは、公的なサービスだけでなく、民間の事業者や地域のボランティアも含まれています。たとえば、車いす対応の車で出かけたという人には、福祉車両で送迎を行う福祉有償運送や介護タクシーの事業者情報をお伝えします。外出の付き添いを探している人には、利用できる支援制度をご説明し、条件に合うヘルパー事業所やボランティアの紹介もしています。

相談対応以外にも、障害への理解を深める講座を開催したり、付き添いとして活動するボランティアの募集をしたりするなど、地域への働きかけを行うことも移動情報センターの重要な役割です。ボランティアが気軽に、安心して活動できるよう、初心者向けの外出支援の研修や、実際に活動しているボランティア同士の交流会なども実施しています。

日々の生活のあらゆる場面に関わる「移動」。移動情報センターは、様々な活動を通して、障害のある人の移動をお手伝いしています。

1-4 まちづくり

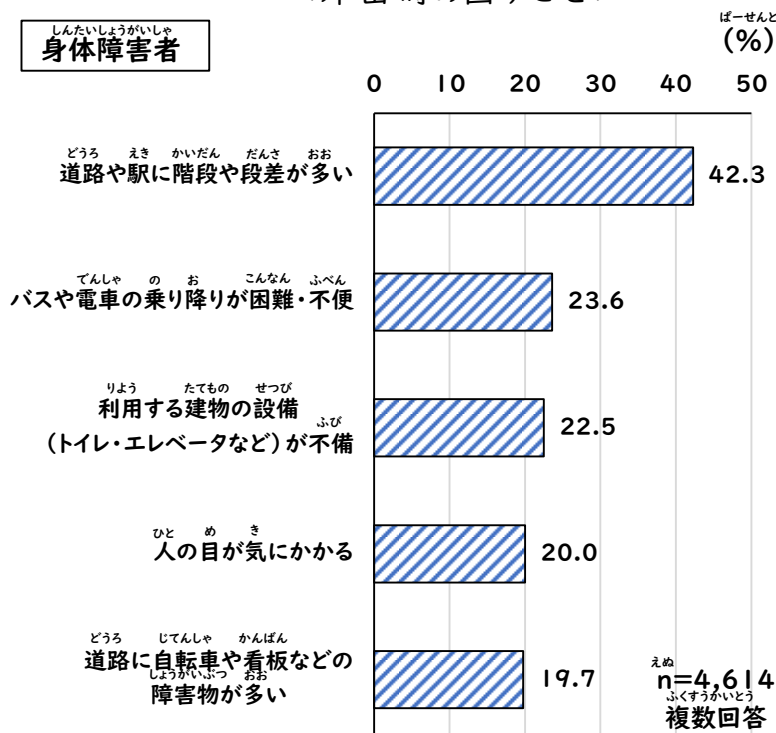
現状と施策の方向性

これまでの取組によって、公共施設やターミナル駅などにおけるハード面の整備状況については、グループインタビューでも高い評価を得ることができました。一方で、公共交通機関の施設や、公共施設などから離れた地域は、バリアフリーが進んでいないという声もありました。こうした意見の中には、建物や設備のことだけでなく、障害理解などのソフト面の取組が進んでいないといった指摘も含まれています。

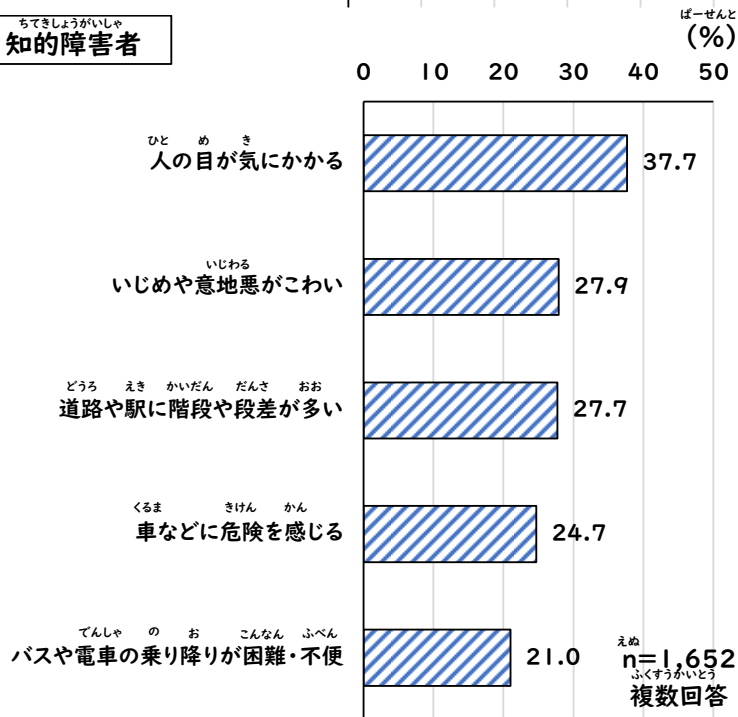
こうした意見を踏まえ、障害のある人もない人も過ごしやすいまちづくりを推進するためには、これまで取り組んできた以上に、福祉や交通、建築など様々な分野で、市民・事業者・行政などの多様な主体が、更なる連携を図ってバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を知った上で、誰もが支え合う地域共生社会をつくるという意識を持つことが重要です。

そこで、施策として、市民・事業者・行政などが協力して、誰もが安全に安心してまちを移動し、様々な施設を利用できるよう、ハードとソフト（環境の整備や福祉教育など）に一体的に取り組む、福祉のまちづくりを更に推進していきます。

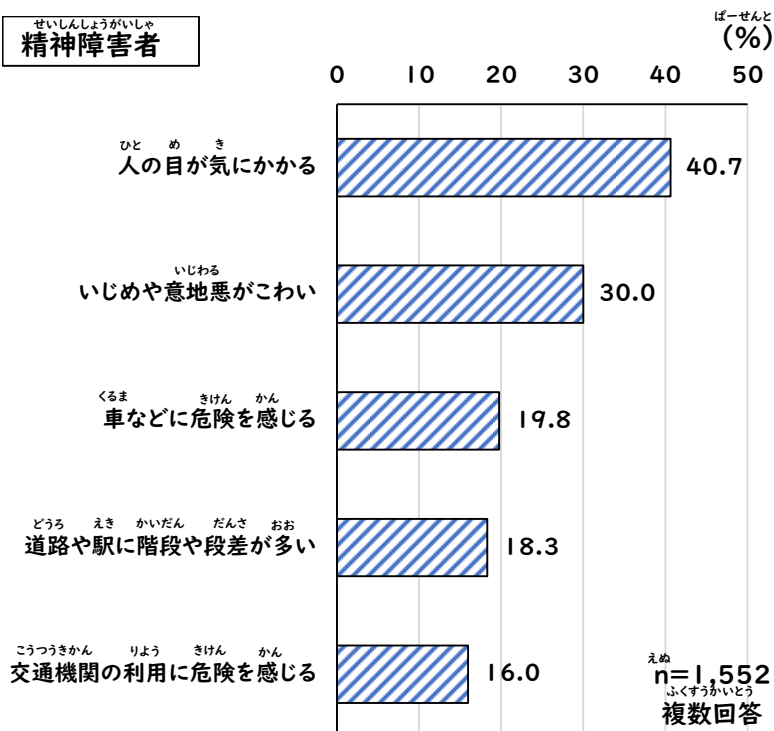
＜外出時の困りごと＞



知的障害者



精神障害者



じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
ふくし 福祉のまちづく り推進事業	よこはま にかか すべ ひと たが そんなちよう 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、 たす あ ひと やさ 助け合う、人の優しさにあふれたまちづく り」を実現するため、ハードとソフト（環境 せいび ふくしきよういく いったいてき と く 整備や福祉教育など）を一体的に取り組み、 ふくし 福祉のまちづくりを推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうきようこうつうきかん 公共交通機関の バリアフリー化	だれ いどう かんきようせいび いっかん 誰もが移動しやすい環境整備の一環とし て、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及び ノンステップバスの導入促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
バリアフリーの 推進 ・バリアフリー基 本構想の検討・ 作成	ほう もと えきしゆうへん じゆうてんてき バリアフリー法に基づき、駅周辺の重点的 かつ一体的なバリアフリー整備を推進する ため、区ごとにバリアフリー基本構想を作成 します。 さくていず ちく みなお みさくていちく ・策定済み地区の見直しや、未策定地区の しんきさくせいどう 新規作成等	すいしん 推進	すいしん 推進
・バリアフリー歩 行空間の整備	えきしゆうへん かの すいしん 駅周辺のバリアフリー化を推進するため、 バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリ アフリー化を、引き続き、進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
よこはまし こうきよう 横浜市公共サイ ンガイドライン の運用推進	こうてききかん せっち ほ こうしやようあんない 公的機関により設置される歩行者用案内・ ゆうどう きかく ひようじないようどう どういつ ほか 誘導サインの規格や表示内容等の統一を図 るためのガイドラインの運用を推進します。 また、公共サインの掲載基準等について必 よう おう みなお けんどう ほ こうしや わ 要に応じて見直しを検討し、より歩行者に分 かりやすいサイン整備を進めていきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
エレベーター 設置事業	せいび がっこうしせつ エレベーターの整備など、学校施設のバリア フリー化を進め、障害児が学びやすい環境 を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進

コラム 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）

横浜市では、福祉のまちづくり条例に基づき、平成11年から「横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」という。）」を策定しています。

令和3年に公表した新しい推進指針（令和3年度～7年度）では、福祉のまちづくりにあまり関わりがなかった人にも親しんでいただけるよう『ふくまちガイド』という愛称をつけました。また、国連で定めている「持続可能な開発目標（SDGs）」や、障害者権利条約の「社会モデル」の理念を盛り込んでいます。ふくまちガイドは主に、福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す姿である「ビジョン（未来像）」、ビジョンを実現するための大切な考え方である4つの「ポリシー（理念）」、ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための「アクション（行動）」で構成されています。

福祉のまちづくりは、障害のある人もない人も、子どもから大人まで、日常の身近なところから参加できます。横浜に関わる全ての人のアクション（行動）の積み重ねにより、ふくまちガイドが目指す「安心して自由に生活できるインクルーシブ（全ての人を受け入れられ、参加できる）なまち」の実現につながります。皆さんも、ふくまちガイドをきっかけに、ちょっとしたことから始めてみませんか。

ビジョン（未来像）

ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、安心して自由に生活できるインクルーシブなまち

ポリシー（理念）

- ポリシー1 みんな違ってあたりまえ
- ポリシー2 一緒に活動する
- ポリシー3 まずはやってみる
- ポリシー4 もっともっとバリアフリー

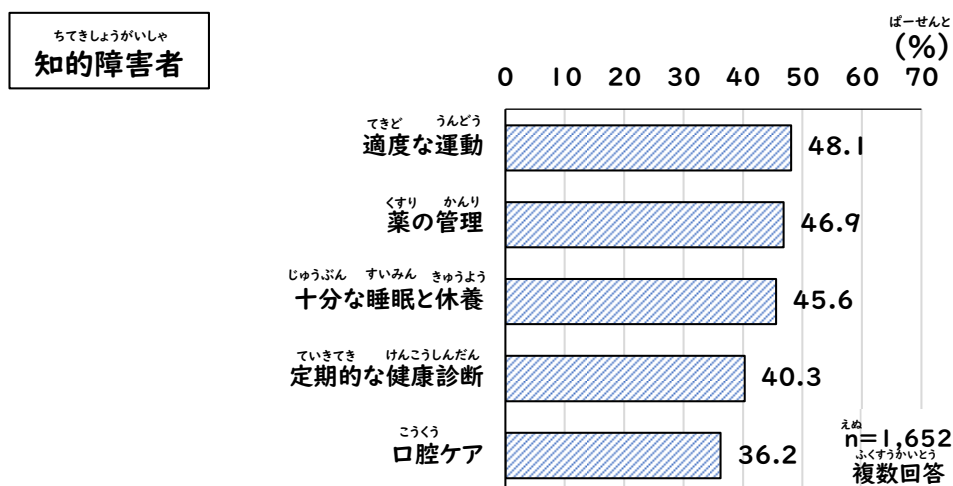
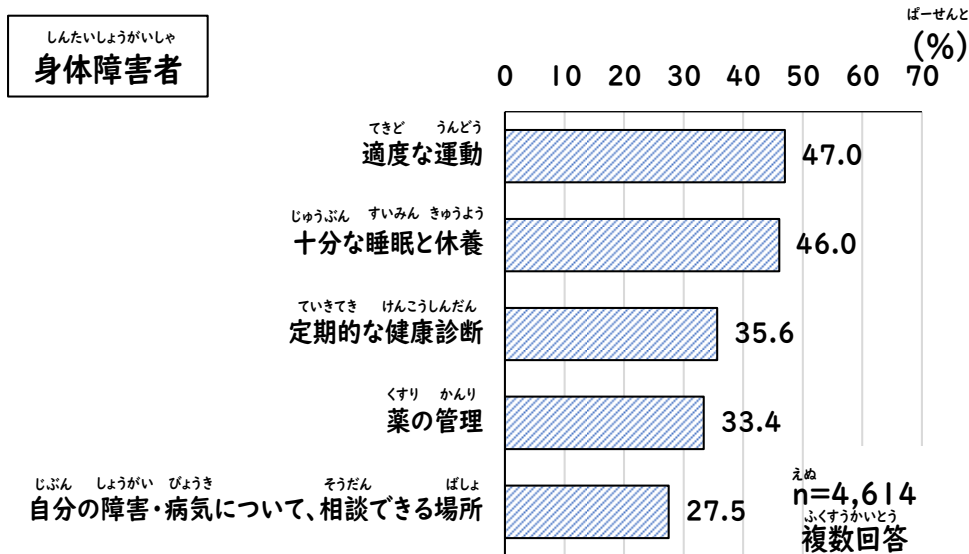


ふくまちガイド表紙

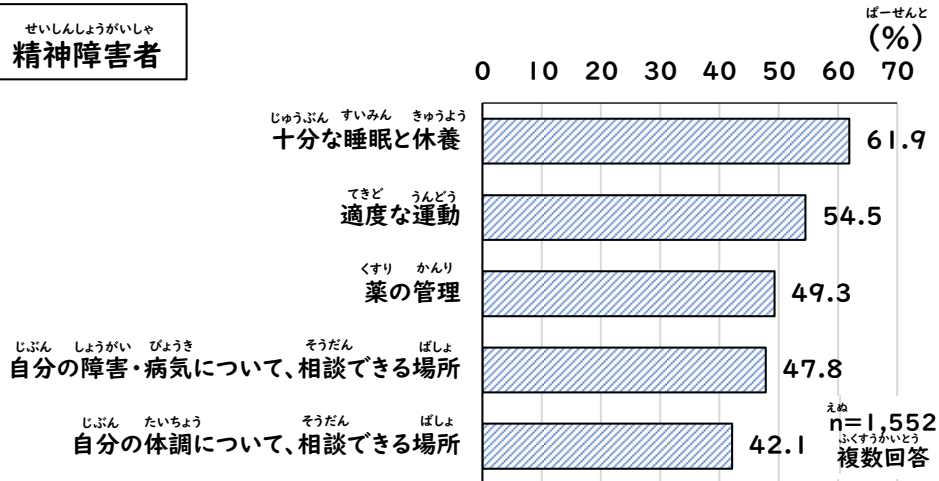
アンケート調査では、将来に不安を感じることで「健康や体力が保てるかどうか」ということが最も多く挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のことが大きな課題であると考えられます。そこで、障害のある人もない人も誰もが健康づくりに取り組みやすくなる施策を検討し、地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりその人なりの健康づくりを支えていきます。さらに、医療従事者が障害理解を深めることなどにより必要な時に適切な医療を受けられる環境を充実させていきます。

また、地域で安全に暮らすためには、防災・減災の観点も欠かせません。障害の種類やあるなしにかかわらず地域で支え合い、助け合うことができるような関係づくりが必要です。そのため、障害特性に応じた情報提供や、防災訓練などを通じた地域への障害の理解啓発を進め、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応することが求められています。

<健康・医療について、必要だと思うこと>



せいしんしょうがいしゃ
精神障害者



2-1 けんこう・いりよう
健康・医療

げんじょう しさく ほうこうせい
現状と施策の方向性

今後、障害者自身の高齢化・重度化も更に進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていく上で非常に重要です。アンケート調査では、およそ半数の人が、健康・医療について必要なこととして「十分な睡眠と栄養」、「適度な運動」と回答しています。これは、第3期プランで取り組んできた生活習慣病予防などの普及啓発の成果が出ているとも考えられます。一方、「運動はしていない」と回答した人は半数を超えています。健康づくり・介護予防などにどのように取り組めばよいのか、伝えきれていないのが現状だといえます。

また、受診が必要になったとき、医療機関で受診しやすい環境も重要です。グループインタビューでも、ちょっとした体調不良や歯科検診などは、自身の障害についてよく分かっている近隣の医療機関で受診したいという意見が聞かれました。障害を専門とする医療機関だけではなく、障害のことをよく理解して対応ができる医療機関が増えていくことは、障害のある人にとっての安心になります。いざというとき速やかに対応できる医療環境を整えることと併せ、普及啓発や研修など、医療従事者に対して障害のことをより深く知ってもらうことにも引き続き取り組んでいく必要があります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) しょうがいしゃ けんこう すいしん
障害者の健康づくりの推進

運動、歯・口腔や食生活など健康増進の基本要素となる分野について、障害者団体とも協力しながら、健康増進計画と連動させて検討・推進します。また、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。


(2) 医療環境の充実

障害のある人に適切な医療を提供できるよう、難病患者や医療的ケア児・者等への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修などを通じて、医療環境の充実に努めます。

また、精神科救急医療について、土曜日・日曜日・祝日などの、病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、体制を充実させるよう努めます。



(1) 障害者の健康づくりの推進

<p>事業名</p>	<p>事業内容</p>	<p>中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>障害者へのスポーツを通じた健康・体力作り支援</p>	<p>障害特性を理解した障害者スポーツ文化センターのスタッフ等が、障害者が体力づくりや余暇活動を身近な場所で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境整備を進めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>【再掲】障害福祉施設職員等への支援 </p>	<p>障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

トピック「医療的ケア児・者等への支援」

医療技術の進歩を背景として、病院を退院後、人工呼吸器や胃ろう、吸引などの医療的ケアを日常的に受けながら在宅で生活をされている人（以下「医療的ケア児・者」という。）が増えています。

医療的ケア児・者の家族には、夜中も人工呼吸器の管理や痰の吸引などが必要なために長い時間は眠れなかったり、介護や見守りのために時間的な制約があったりして、大きな負担がかかっている人が多いです。

また、医療や福祉などで必要とするサービスも専門的なものが多いことから、調整役を務められる人が少ないため、家族が自分で調整することを強いられています。情報が少ない中で、なかなか適切なサービスが見つからないことが課題となっています。

加えて、風邪や予防接種などのときに近所で受診しようとしても受診できるクリニックが見つからなかったり、希望どおり医療的ケア児・者に対応できるサービスや施設が少なかったりすることも課題です。こうした課題は、日常的な医療的ケアのない重症心身障害児・者についても同様です。

そこで、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者が地域で生活するのに必要な医療・福祉・教育などの支援を総合的に調整する体制をつくり、サービス利用を充実させようと「医療的ケア児・者等支援促進事業」を実施しています。ここで「等」とあるのは、医療的ケア児・者と同一課題がある重症心身障害児・者を含む幅広い意味合いがあります。

現在取り組んでいることは、

- 1 医療的ケア児・者や重症心身障害児・者とその家族、地域の支援者や関係機関とのつなぎ役として必要な支援を総合的に調整する「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」の養成・配置
- 2 施設・事業所などで積極的に支援を行うため必要な知識・技術の普及・啓発を行う「横浜型医療的ケア児・者等支援者」の養成
- 3 医療・福祉・教育等の関係機関が一堂に会して、地域での支援の充実に向けて議論する「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」の開催
- 4 医療的ケア児・者、重症心身障害児・者や地域の施設・事業所などの実態を継続的に把握する仕組みづくり

の4つです。

この取組により、地域の支援者や関係機関とのネットワークをつくり、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者とその家族が安心して生活ができるようにしていきます。

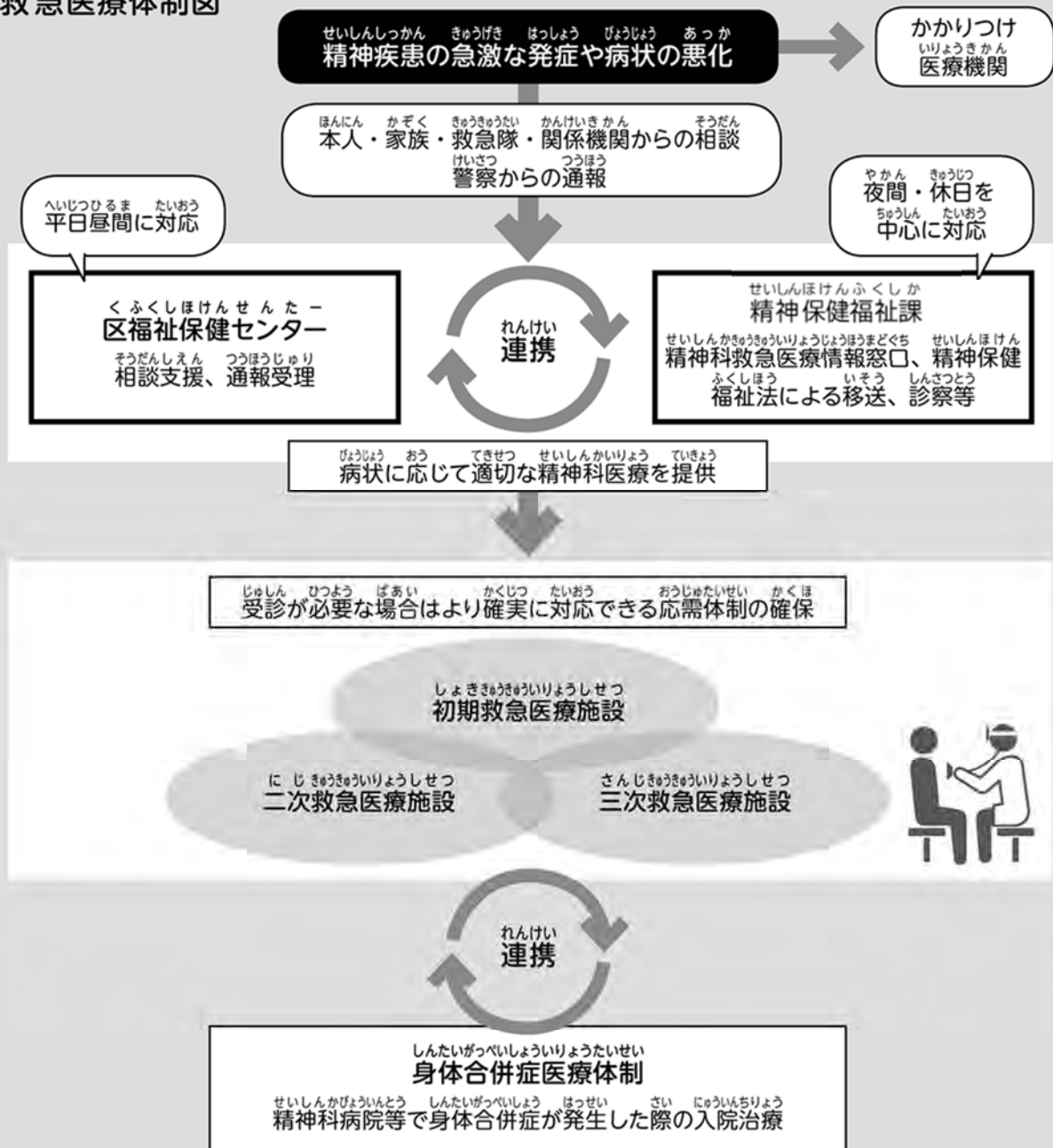
(2) 医療環境の充実

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p>	<p>ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>なんびょう かん じゃ いちじ 難病患者一時 にゅういんじぎょう 入院事業</p>	<p>いりよういぞんど たか なんびょうかんじゃ かいじょしゃ じじょう 医療依存度の高い難病患者が介助者の事情 により、在宅で介助を受けることが困難に なった場合、一時的に入院できるようにし ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>し か ほけん いりよう 歯科保健医療 すいしんじぎょう 推進事業 (しんしんしょうがいじ 心身障害児・ しゃし か しんりよう 者歯科診療)</p>	<p>つうじょう し か しんりよう たいおう こんなん しんしん 通常の歯科診療では対応が困難な心身 障害児・者に対する歯科治療の確保を引き つづ ほか 続き図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいけい 【再掲】メディカ ルショートステ イ事業 ㊤</p>	<p>いりようてき ひつよう じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者 等を在宅で介護する家族の負担軽減と在宅 せいかつ あんてい もくてき いちじてき ざいたくせい 生活の安定を目的として、一時的に在宅生 かつ こんなん ばあい びょういん う 活が困難となった場合などに、病院での受 い じっし け入れを実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>なんびょう かん じゃ ざいたく 難病患者在宅 りょうようけいかくさくてい 療養計画策定・ ひょうかじぎょう 評価事業</p>	<p>ざいたくなんびょうかんじゃ たい ほけん いりよう ふくし 在宅難病患者に対し、保健・医療・福祉の かく てきせつ ていきよう かんけい 各サービスを適切に提供するために、関係 しゃ ごうどう ないよう けんどう 者が合同でサービス内容を検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>い りよう き かん れん けい 医療機関連携 じぎょう 事業 ㊤</p>	<p>しょうがいじ しゃ みぢか ちいき てきせつ いりよう う 障害児・者が身近な地域で適切な医療が受 かんきょう すいしん しょう けられる環境づくりを推進するため、障 がいとくせいとう りかい てきせつ いりよう ていきよう 害特性等を理解し適切な医療を提供できる いりようきかん ふ 医療機関を増やします。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>じゅうどしんけいなんびょう 重度神経難病 かんじゃざいたくしえん 患者在宅支援 システム構築 こうちく 構築</p>	<p>はつびょう すうねん きゅうそく しんこう しんけいなんびょう 発病から数年で急速に進行する神経難病 かんじゃ たい ざいたくしえん せんもんい 患者に対する在宅支援システムを、専門医 りょうきかん ざいたく とう ほ 療機関・在宅リハビリテーション等の保 けん いりようかんけいしゃ しょうがいふくし じぎょう 健・医療関係者と障害福祉サービス事業 とう れんけい こうちく 等との連携により、構築します。 えーえるえすかんじゃ くわ きん しょう ・ALS患者に加え、筋ジストロフィー症 かんじゃ あ せいかつ 患者のライフステージに合わせた生活 しょうがいしえん もくてき ざいたく 障害支援を目的に、在宅リハビリテーシ かつよう なが こうちく ョンを活用する流れを構築します。</p>	<p>こうちく 構築</p>	<p>こうちく 構築</p>

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p>	<p>ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>ざいたくりょうようじ 在宅療養児の ちいきせいかつ さぎ 地域生活を支 えるネットワーク れんらくかい 連絡会</p>	<p>しょうがいじ しゃ いりよう にゅういん ざいたく かか 障害児・者の医療（入院・在宅）に関わ り医療関係者を中心に、福祉・教育関係 しゃ たいしやう ざいたくしえん ひつよう じやうほう 者を対象として、在宅支援に必要な情報 こうかん じんてきこうりゆう つう しょうがいりかい そく 交換や人的交流を通じて、障害理解を促 進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>じゅうしやう しんしん しょうがい 重症心身障害 児・者の在宅生活 を支えるための しえんたいせい じゅうじつ 支援体制の充実</p>	<p>じゅうしやうしんしんしょうがいじ しゃ ざいたくせいかつ さぎ 重症心身障害児・者の在宅生活を支える ための医療体制をはじめとする検討を行 い、支援体制の充実を図ります。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>じゅうど しょうがいしゃとう 重度障害者等 にゅういんじ 入院時コミュニ ケーション支援 じぎょう 事業 (あ)</p>	<p>にゅういんさき いりようきかん いし かんごしどう 入院先医療機関の医師・看護師等との いし そつう じゅうぶん はか しょうがいじ しゃ 意思疎通が十分に図れない障害児・者を たいしやう にゅういんさき 対象に、入院先にコミュニケーション しえんいん はけん 支援員を派遣します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>けんこう 健康ノート</p>	<p>しょうがいじ しゃ じぶん す ちいき いりようきかん 障害児・者が自分の住む地域の医療機関で じゅしん さい かつよう けんこう 受診する際に活用できる「健康ノート」に ついて、にゅうしゅ けんとう 入手しやすくなるよう検討し、よ り活用できるようにします。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいけい いりようじゅうじ 【再掲】医療従事 しゃけんしゅうじぎょう 者研修事業 (あ)</p>	<p>しつぺい しょうがい しょうにおよ じゅうしやうしんしん 疾病や障害のある小児及び重症心身 しょうがいじ しゃ しえん ひつよう ちしき ぎじゅつ 障害児・者の支援に必要な知識・技術の こうじやう はか しょうがいとくせい りかい いりようじゅう 向上を図り、障害特性を理解した医療従 じしゃ いくせい けんしゅう じっし 事者を育成するための研修を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいけい しょうがいふくし 【再掲】障害福祉 しせつどう はたら かん 施設等で働く看 ごし しえん 護師の支援 (あ)</p>	<p>しょうがいふくししせつどう はたら かんごし ていちゃく む 障害福祉施設等で働く看護師の定着に向 けた支援を行うとともに、かくほ ほうさく 確保の方策につ いてけんとう いて検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>せいしん かきゅうきゅう 精神科救急 いりようたいさくじぎょう 医療対策事業</p>	<p>せいしんしっかん きゅうげき はっしょう せいしんしょうじやう あっ 精神疾患の急激な発症や精神症状の悪 か そうきゅう てきせつ せいしん か いりよう ひつよう 化などで、早急に適切な精神科医療を必要 とする場合に、ばあい せいしんほけんふくしほう もと しん 察や病院の紹介を行うとともに、ひつよう ざつ びやういん しょうがい おこな 医療施設を確保すること等により、引き続 いりようしせつ かくほ どう ひ つづ き救急患者の円滑な医療及び保護を図り ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
精神疾患を合併する身体救急患者の救急医療体制整備事業	精神疾患を合併する身体救急患者を適切な医療機関へ円滑に搬送できるよう、救急医療体制を構築します。	推進	推進

救急医療体制図



初期救急：精神症状の悪化により、外来診療が必要とされる場合
 二次救急：精神症状の悪化により、入院治療が必要とされる場合
 三次救急：自傷他害のおそれがあり、警察官などの通報により診察を実施する場合

2-2 防災・減災

現状と施策の方向性

横浜市では、災害発生時に要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの取組を支援する災害時要援護者支援事業などを推進してきました。その成果として、災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は毎年高まっています。

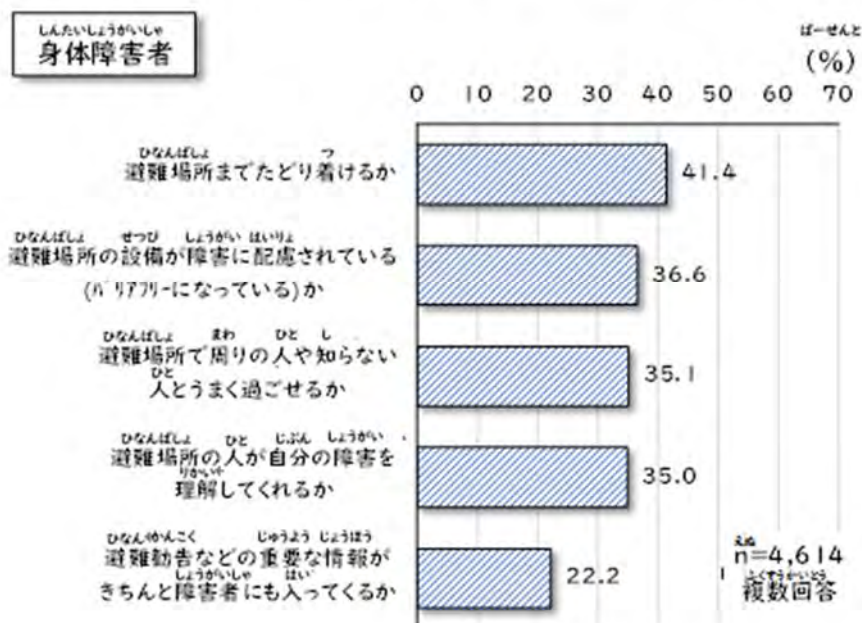
また、アンケート調査でも、およそ半数の人が「自分の避難先を確認している」、「災害時の水や食料を準備している」と答えています。一方で、現在の避難所へ辿り着くことができるか、避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごしていけるか、自分の障害のことを理解してもらえるかなどの不安を持っている人は4割以上に上りました。

障害特性に応じた情報提供や、障害のある人も参加した地域防災拠点での訓練の実施など、災害に備えた自助・共助の取組は継続して推進する必要があります。

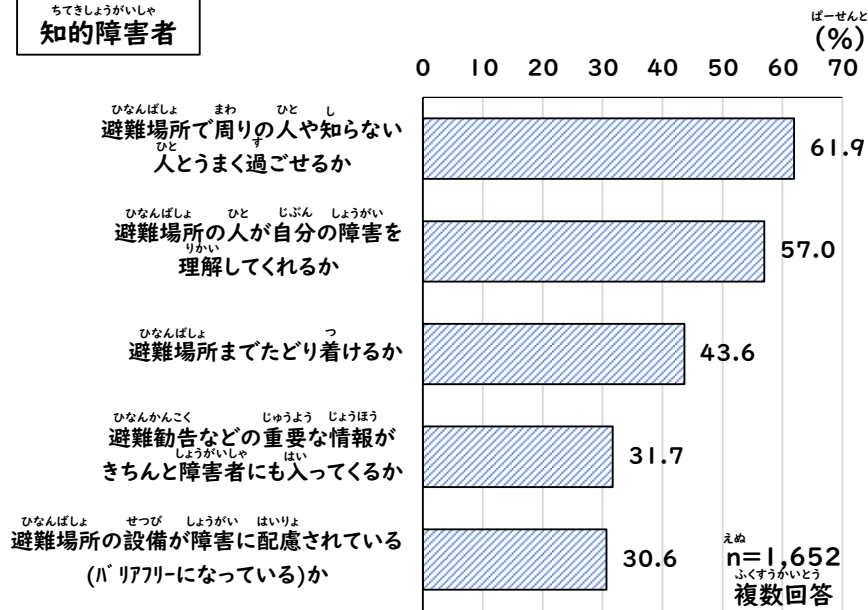
行政として、障害のある人や関係機関に対し、災害に向けた準備や避難行動について日頃から啓発を行うとともに、防災訓練などを通じて障害のある人が日頃から困っていることや一人ひとりに必要な支援について地域に理解していただくなど、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応できるよう検討していきます。

また、感染症などの大流行が発生したときでも必要な障害福祉サービスを提供することができるよう備えておくことも重要です。平常時にそれぞれの事業所などがどう備え、また緊急時にどのような支援を必要とするのか検討と準備を進めます。

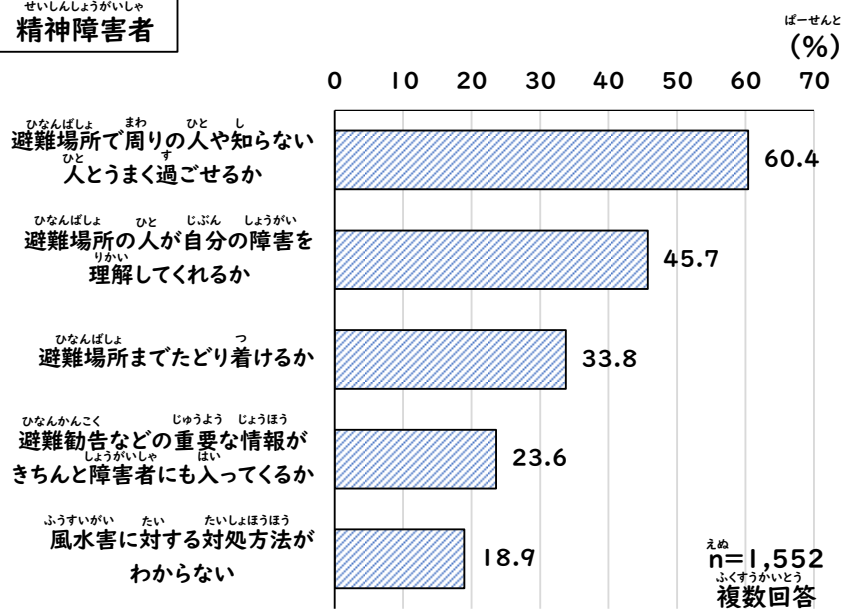
<災害に備えていても、不安に思うこと>



知的障害者



精神障害者



とり組み

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
災害時要援護者支援事業	災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿や避難支援に必要な情報を地域に提供し、日頃からの地域における自主的な支え合いの取組を支援します。	すすん 推進	すすん 推進

<p>しょうがいしゃ しえんしゃ 障害者・支援者 による災害時等 の障害理解促進</p>	<p>よこはま えす セイフティーネットプロジェクト横浜 (S- ねつよこはま かんけいきかんとう れんけい かくく net横浜) や関係機関等と連携し、各区で じっし ちいさぼうさいきょてんくんれんどう しょうがいしゃ 実施される地域防災拠点訓練等で障害者 りかい そくしん 理解を促進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいがいじどう じじよ 災害時等の自助 力向上に向け たツールの作成 及び普及・啓発</p> <p>①</p>	<p>ふうすいかい ふく さいがいじ そな じじりよく こう 風水害を含めた災害時に備え、自助力の向 じょう けんとう さくせい ほんし 上のためのツールの検討・作成と、本市ウ どう かつよう ふきゅう けいはつ おこな ェブサイト等を活用した普及・啓発を行っ ていきます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいがいじ 災害時における 自助・共助の情 報共有の推進</p> <p>①</p>	<p>よこはま し しょうがいしゃしきくすいしんきょうぎかい かくだんたい 横浜市障害者施策推進協議会や各団体の かいぎたい さいがいじ じじよ きょうじよ 会議体にて、災害時における自助・共助に じょうほうきょうゆう おこな ついて情報共有を行います。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>じっし 実施</p>
<p>しょうがいしゅべつおうきゅう 障害種別応急 備蓄物資連携 事業</p>	<p>しょうがいとくせい おう おうきゅうびちくぶつし 障害特性に応じた応急備蓄物資につい ひ つづ ほかん ふきゅう けいはつ て、引き続き保管できるよう、普及・啓発 じっし を実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>じっし 実施</p>
<p>しょうがいふくし 障害福祉サービ ス事業所等に けるサービス 提供等継続支援</p> <p>①</p>	<p>しょうがいふくし じぎょうしやとう たい 障害福祉サービス事業所等に対して、 へいじょうじ かんせんしやう りゅうこう そな えいせい 平常時から、感染症の流行に備え、衛生 ぶつびんどう びちく じぎょうけいぞくけいかく さくてい 物品等の備蓄、事業継続計画の策定など ひつよう じゅんび ふきゅうけいはつ おこな 必要な準備について、普及啓発を行いま す。また、きんきゅうじ ていきやうどう 緊急時にはサービス提供等の けいぞく お しえん おこな 継続に向けた支援を行います。</p>	<p>けんとう 検討 ・ すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

トピック「セイフティーネットプロジェクト横浜 (S-net横浜) の活動」

「セイフティーネットプロジェクト横浜 (S-net横浜)」とは、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関による組織です。障害のある人やその家族が主体となって、自分たちのできることから活動することを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

■「コミュニケーションボード・カード」の活用促進

文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を指さすことで、意思を伝えやすくする「コミュニケーションボード・カード」を作成し、普及啓発を行っています。

※ これまでに作成した「お店用」、「救急用」、「災害用」のボードやカードについては、次のURLから自由にダウンロードして使えます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/cboard.html>

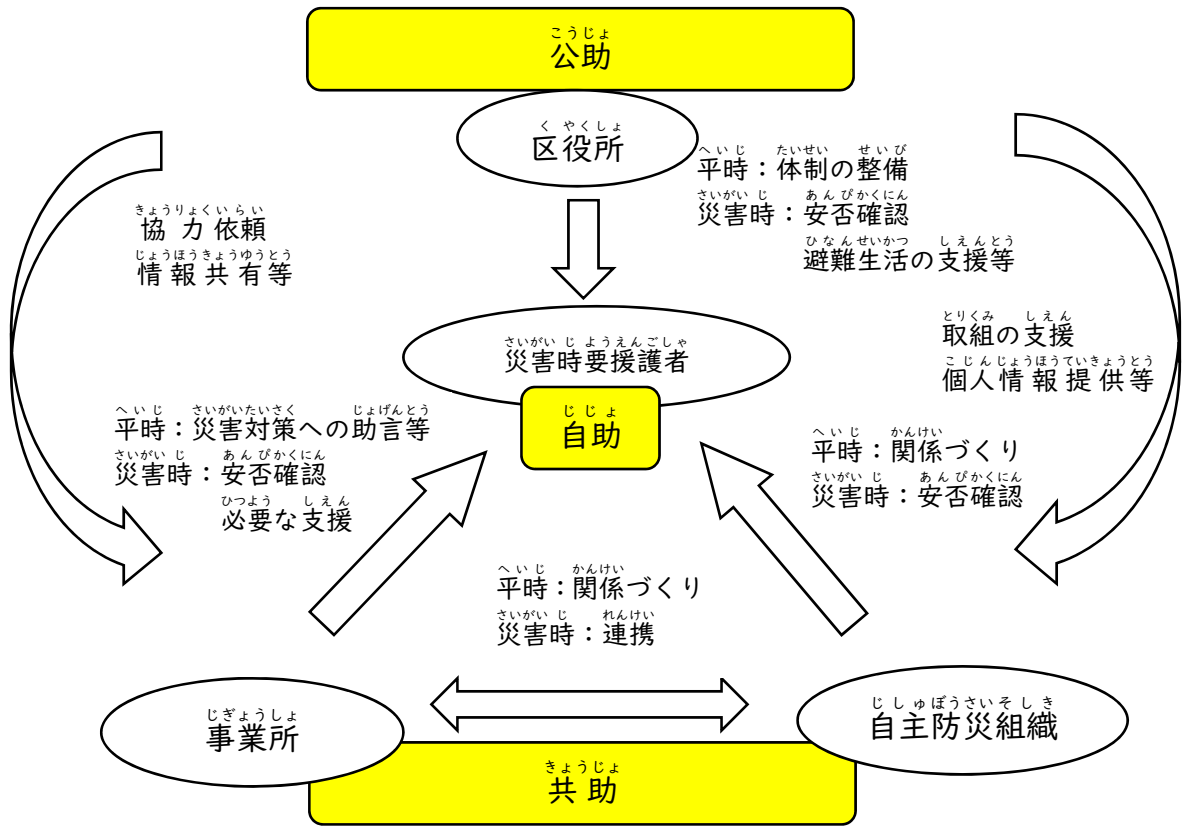
■出前講座の実施

障害のある人や家族、支援者が、地域の人たちと災害時の備えを一緒に取り組めるような関係を作っていくために、「避難場所での自閉症や知的障害のある人への支援」などをテーマとした講座を行っています。

■「黄色と緑のバンダナ」の取組の推進

災害時、配慮が必要であることが分かりにくい障害のある人も、必要な支援を受けることができるよう「配慮が必要な人は【黄色】」、「支援ができる人は【緑色】」のものを身に付けようという取組を進めています。

よこはましぼうさいけいかく (じしんへん) のじじよ きょうじよ こうじよ ず
 <横浜市防災計画（地震編）の自助・共助・公助の図>



過去の大規模災害では、被災者全体に比べ、要援護者の被災率が高く、情報伝達や安否確認が円滑に行えなかったという課題が挙げられています。また、発災直後は行政が十分に機能せず、自助や地域で助け合う共助の果たす役割が大きいとも言われています

横浜市では、災害時要援護者支援事業として、法律や条例に基づき作成した要援護者の名簿を、区役所と協定締結した自治会・町内会などの自主防災組織に対して平常時に提供し、地域のつながりによる共助の取組を支援しています。併せて、名簿等を活用した地域の取組を推進するよう、事例集(図1)を作成し、研修等において要援護者支援に関する啓発を進めています。(図1「共助による災害時要援護者支援の事例集～名簿からのキックオフ～」)

また、自助の支援として、令和2年度には、知的障害者をはじめ、誰もが風水害時における避難行動を自分自身や家族などの支援者と一緒に考えるきっかけとしてパンフレットを作成しました。(図2 わたしの避難行動計画(マイ・タイムライン)【わかりやすい版】)

自助や共助の支援とともに、発災時には地域防災拠点に要援護者用のスペースを設けるほか、二次的避難場所として社会福祉施設に対し、福祉避難所と協定締結(令和2年4月末時点:548か所)を進めています。



図1 (左) 「共助による災害時要援護者支援の事例集～名簿からのキックオフ～」

図2 (右) わたしの避難行動計画(マイ・タイムライン)【わかりやすい版】

コラム 「新しい生活様式」による困りごと

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「新しい生活様式」の実践がうたわれています。「新しい生活様式」は、様々な場面で感染症予防のために「ソーシャルディスタンスをとる（間隔を空ける）、マスクを着ける、こまめに手洗いする」などの対策を取り入れていく生活様式です。令和2年5月から6月にかけて、国が設置した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言を踏まえ、厚生労働省が実践例をつくりました。厚生労働省では、この実践例を参考に、市民の皆さんひとりひとりが自分の生活に合った「新しい生活様式」を心がけ、実践してほしい、としています。

多くの方が困難を乗り越えようと試行錯誤しながら「新しい生活様式」を心がけています。その過程で、障害のある人にとって「新しい困りごと」も生まれています。

ここで、第4期プランを策定する中で、障害のある方々から伺ったことを、いくつか紹介します。

◆視覚障害

「代金やおつりのやりとりが、手渡しではなくトレイになって戸惑います」
「電子マネーを使うセルフレジが増え、支払いが難しくなりました」
「オンラインでコミュニケーションを取る機会が増えたが、パスワード認証などの操作が難しいことがある」

◆聴覚障害者

「何人かで話をしていると、マスクで口元が見えず、誰が話しているのかわかりません」

「コミュニケーションを取るとき、口の動きや表情の変化からも言葉を読み取るので、マスクで隠されていると難しい」

「筆談したいときに、ペンやノートを差し出しても受け取ってくれません」

◆知的障害（ご家族の声）

「マスクをしなければいけない意味を理解できず、嫌がってマスクをつけないので、お店に入れなかったり、白い目で見られたりします」

「スキンシップやおしゃべりが好きなので、人との距離がつい近くなってしまいます」

◆発達障害（ご家族の声）

「マスクが肌に触れたり湿ったりする感触が苦手で、マスクをしたがらない人もいます」

「マスクというものを認識できず、マスクを境にして顔が割れたように見え

るらしく、^{こわ}怖がってしまって^{かぞく}家族もマスクをできないことがあります」

一方で、「^{ちょうかくしょうがい}聴覚障害の人に話しかけるときにマスクを外していいか^{ふ、あん}不安」
「^{しかくしょうがい}視覚障害の人が^{ひと}困っているときに、^{かた}肩や^{ひじ}肘につかまってもらい^{あんない}案内するよ
うなことを、^{しんぱい}していいのか心配」といった^{なや}悩みも^{うかが}伺っています。

^{だれ}誰にとっても^{よゆう}余裕がない日々が続いています。^{しょうがい}障害のあるなしにかかわら
ず^{だれ}誰もが、^{こま}まわりに^{ひと}困っている人がいないか^{そうぞうりよく}想像力を^{はたら}働かせ、^{はいりよ}配慮や^{きくば}気配
り、^{くふう}ひと工夫して^{ささ}支え合える^あ社会を、^{しゃかい}皆でつくって^{みな}いこうとすることが大切
です。

また、「^{あた}新しい^{せいかつようしき}生活様式」に対応した^{たいおう}ビジネスモデルや^{しきく}施策などに^と取り組
む際、^{さい}障害のある人の^{しょうがい}存在を^{ひと}しっかり^{そんざい}認識することで、^{にんしき}生活様式にどのよ
うな^{へんか}変化があっても^{だれひとり}誰一人^と取り残さないような^{のこ}社会であることが、^{しゃかい}今、^{いま}求め
られています。

障害のある子どもも、子どもとしての育ちを支えるとともに、発達段階に応じた適切な支援が必要です。

横浜市では、障害のある子どもとその家族を支援するため、障害の早期発見・早期療育の仕組みづくりを進め、地域療育センターの機能の充実を図るとともに、療育と教育の連携に取り組んできました。

昨今、横浜市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。一方で、保育所や幼稚園では障害のある子どもの積極的な受け入れが進むとともに、障害児通所支援事業所が増加するなど、障害のある子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

引き続き、障害児に関わる機関が連携し、障害のある子どもがそれぞれの生活の場面で、きめ細かな支援が受けられることが必要です。

教育の場では、全ての子どもが一貫して適切な指導・支援を受け、必要な合理的配慮が提供されることが大切です。そのため、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制を充実させていくことが必要になります。

そして、「療育、保育、教育、就労支援等の連携による切れ目のない一貫した支援が多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことにつながる」という視点で、施策を展開する必要があります。

3-1 療育

現状と施策の方向性

近年、障害のある子どもが増加している中でも、特に軽度の知的障害児や知的に遅れない発達障害児の増加が顕著になっています。

地域療育センターにおいても利用希望者の増加だけでなく障害の重度化やニーズの多様化に対応するため、新たな療育の仕組みを構築していくことが求められています。

また、障害のある子どももいない子どもも分け隔てなく、ともに育ち、学ぶという理念の浸透や、保護者の就労をはじめとしたライフスタイルの変化の影響で、保育所や幼稚園に通う障害児が増加しています。他にも児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増加し、障害のある子どもが利用できるサービスも拡充しています。

さらに、学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害に関する相談件数等も増加しており、支援体制の充実が必要です。

障害児やその家族の様々なニーズに的確に応え、地域での生活を支えるため、障害児を取り巻く環境の変化に合わせ、支援体制の見直しを行うとともに、それぞれの機関がサ

サービスの質の向上に取り組み、これまで以上に各機関が連携して支援に取り組む必要があります。

そこで3つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

0歳から小学校期までの障害がある子どもやその保護者等に、相談から評価及び療育までの一貫した支援を行います。

相談の初期段階から、地域療育センターの持つ知識や経験に基づき適切な評価、療育計画の作成及び支援を行います。また、保育所や幼稚園等と地域療育センターを併用する障害児が増加していることから、並行通園を前提とした集団療育、保育所や幼稚園への支援を充実させます。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

地域療育センター等と保育所、幼稚園及び自主的な活動である地域訓練会との連携により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

国の考え方に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備や保護者に対する支援に取り組めます。

障害児相談支援事業所を増やし、希望する全ての人が障害児相談支援を受けられる体制をつくることにより、障害児が将来望む暮らしを実現するために、必要なサービスを継続的に選択することができる相談支援体制を目指します。

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごしながらい療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブなど、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。

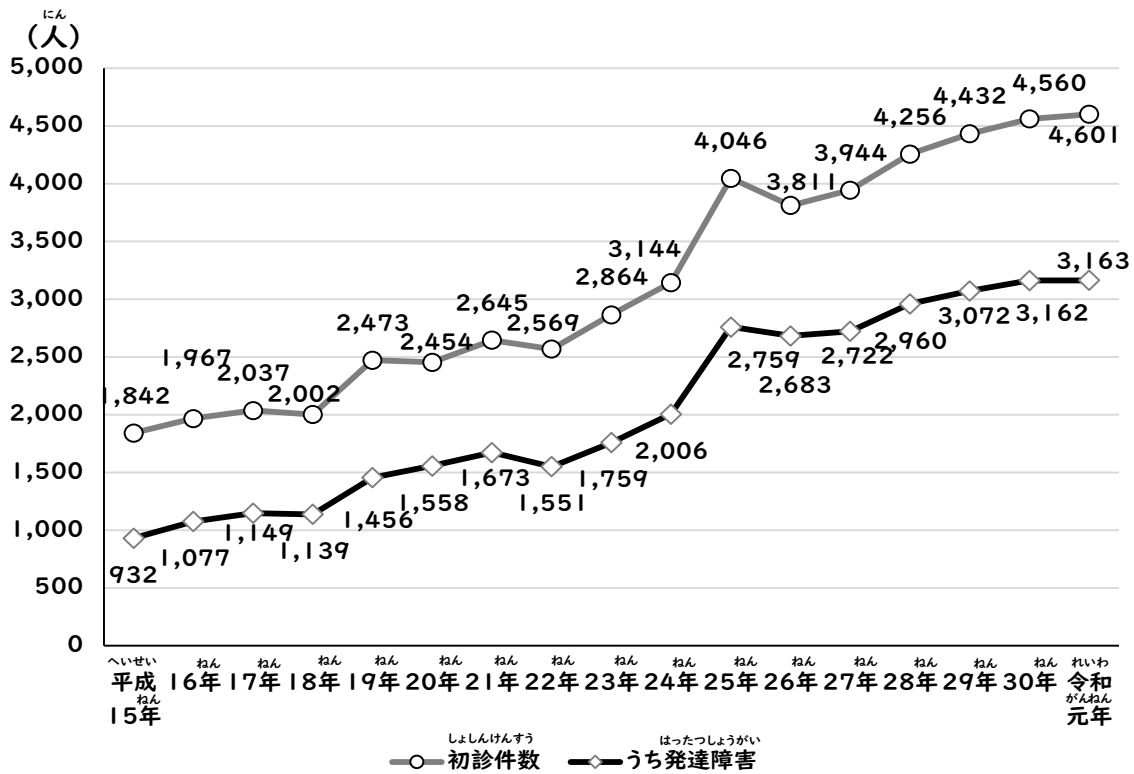


(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
地域療育センター 一運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所、幼稚園及び学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	すすん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援 (受給者数/月、延べ利用日数/年) ㊦	600人 4,800人日	650人 5,200人日	700人 5,600人日
児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊦	190か所 3,800人 297,000人日	200か所 4,000人 314,900人日	210か所 4,000人 327,500人日
児童発達支援のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所 ㊦ (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊦	5か所 25人 1,500人日	6か所 30人 1,800人日	7か所 35人 2,100人日
医療型児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊦	9か所 185人 18,000人日	9か所 185人 18,000人日	9か所 185人 18,000人日
居宅訪問型児童発達支援 (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊦	1か所 30人 60人日	1か所 30人 60人日	1か所 30人 60人日

ちいきりょういく しょしんけんすう はったつしょうがい しんりょうけんすう
 <地域療育センター初診件数と発達障害の診療件数>



(2) 切れ目のない支援体制の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
ちいき くんれんかい うんえい 地域訓練会 運営 ひじょせいじぎょう 費助成事業	しょうがいじ ほごしゃどう じしゆてき そしき ちいき 障害児の保護者等が自主的に組織し、地域 きのうかいふくくんれん ほいく おこな ちいきくんれんかい で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会 の運営費を助成します。	すすしん 推進	すすしん 推進
ペアレントトレ ーニング実施者 の養成(新)	こ ほんにん しょうがいじ じしゆてき じゆうよう 子ども本人への支援と合わせて重要である ほごしゃ しょうがいじつうしよしえん 保護者への支援として、主に障害児通所支援 じぎょうしよどう じゆうせい 事業所等において、職員に対しペアレント トレーニング実施者養成研修を行います。	すすしん 推進	すすしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
しょうがいじ そろだん 障害児相談	135か所	147か所	160か所
じぎょうしよすう ねん じゆきゅうしゃすう がくれい つき (事業所数/年、受給者数(学齢)/月、	6,600人	7,275人	8,025人
受給者数(未就学)/年 (見)	未就学	未就学	未就学

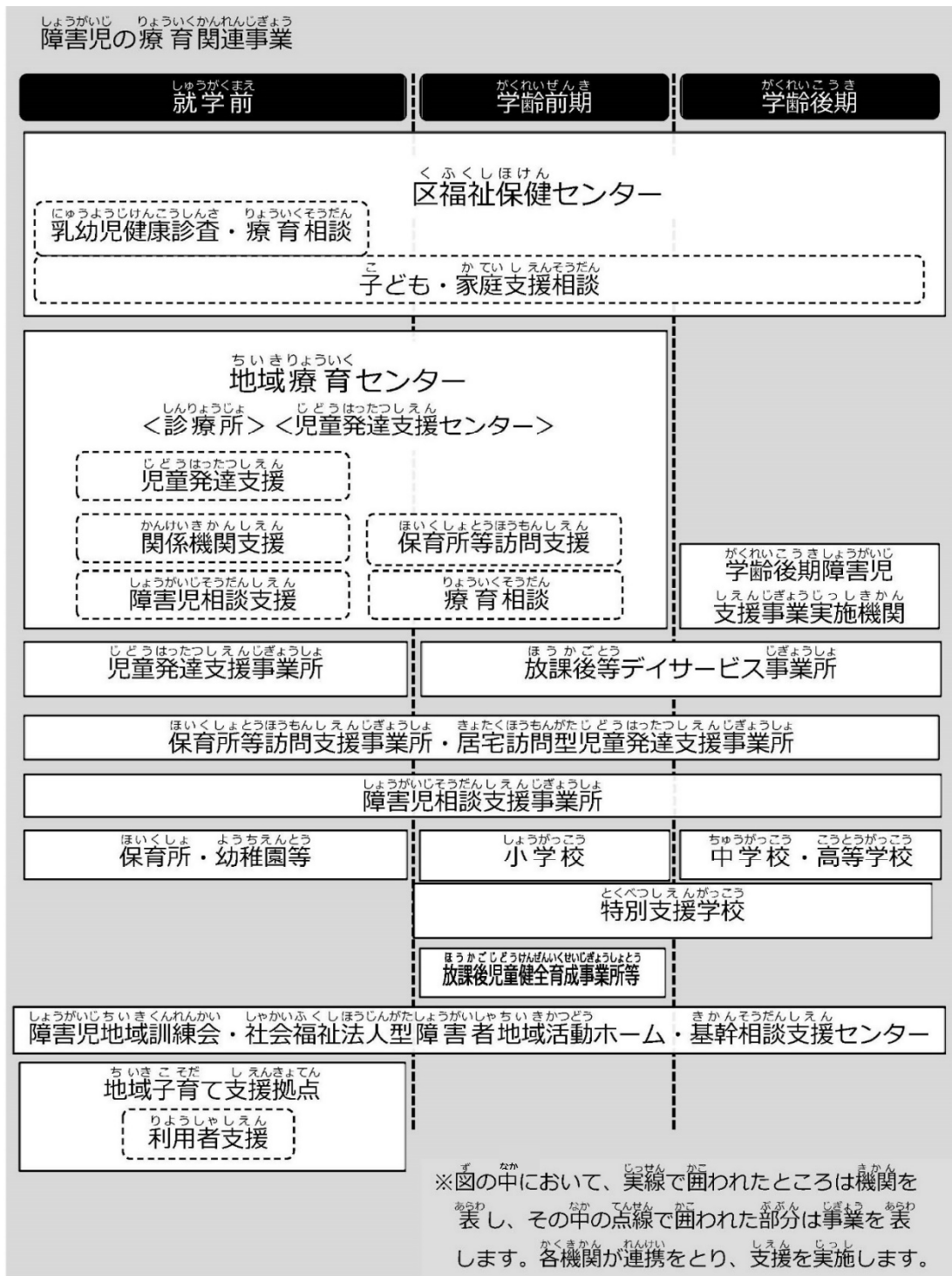
	2,850人	3,000人	3,150人
指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング実施者養成 研修 (事業所数/年)	15か所	30か所	30か所

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
学齢後期障害児 支援事業	学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児等が安定した成人期を迎えられるよう、児童や家族等からの相談に専門的な指導、助言を行います。 また、関係機関と連携し、発達障害に起因する問題の解決に向けた支援を行います。	4か所	4か所

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等（保育所、放課後児童健全育成事業所等）における障害児の受入れ体制の整備	推進	推進	推進
放課後等デイサービス事業 （事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年）	410か所 8,800人 1,128,000人日	460か所 9,700人 1,274,700人日	510か所 10,700人 1,440,500人日
放課後等デイサービス事業のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所 （事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年）	22か所 396人 31,680人日	23か所 414人 33,120人日	24か所 432人 34,560人日
放課後等デイサービス事業のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所のある区の割合	100%	100%	100%

発達障害者支援センターによる相談 件数（学齢後期障害児支援事業分） （延べ相談件数/年） ㊦	6,000件	6,000件	7,200件
指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発（学齢後期障害児支援事業分）（件数/年） ㊦	25件	25件	30件



3-2 教育

現状と施策の方向性

一般学級に在籍し特別な指導や支援を必要とする子どものための通級指導教室及び個別支援学級の在籍児童数はこの10年間で1.7倍になっており、特別な支援が必要な子どもが増えています。また、特別支援学校では障害の多様化・重度化・重複化への対応が求められています。

障害の状態や特性などが異なる子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な指導・支援を充実させていくには、教職員が特別支援教育に対して理解を深め、専門性を向上させることが不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

また、グループインタビューなどでは、学齢期の支援だけでなく、療育から教育、教育から就労といったライフステージの継ぎ目の部分で、切れ目のない一貫した支援を行うことを求める声が挙げられました。

こういった現状を踏まえ、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施や、保育・療育機関と就学先の情報の共有化など、引き続き、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。

(2) 教育環境・教育活動の充実

第3期横浜市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。

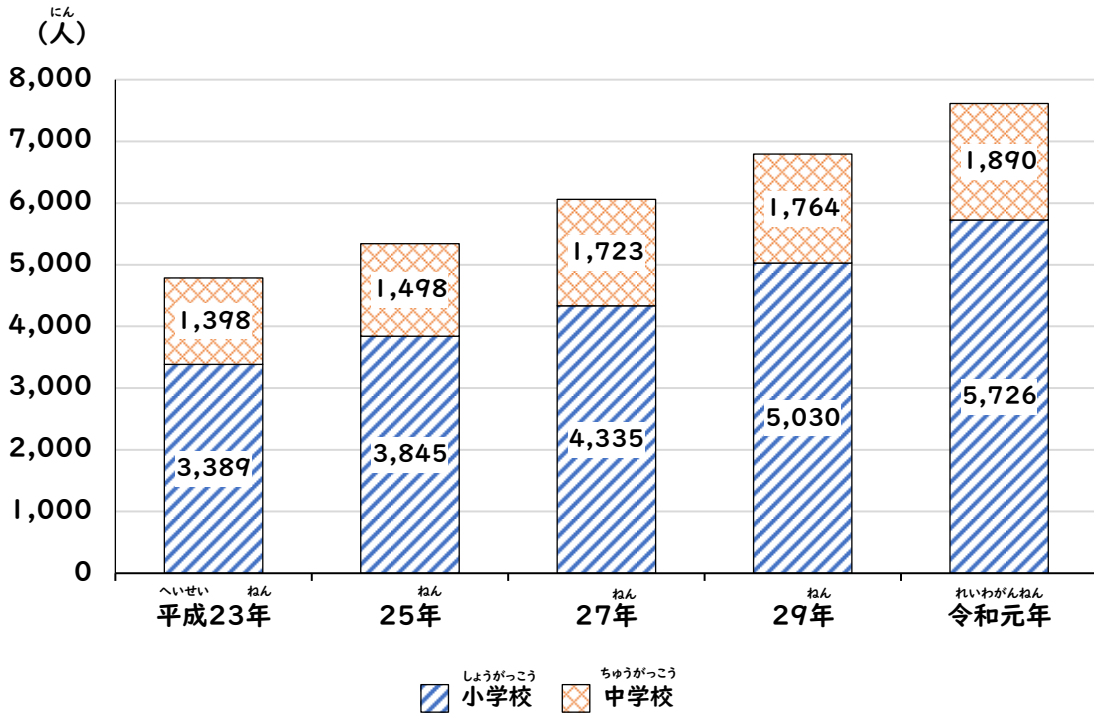
(3) 教育から就労への支援

特別支援学校等と就労支援機関の連携をより一層強化し、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

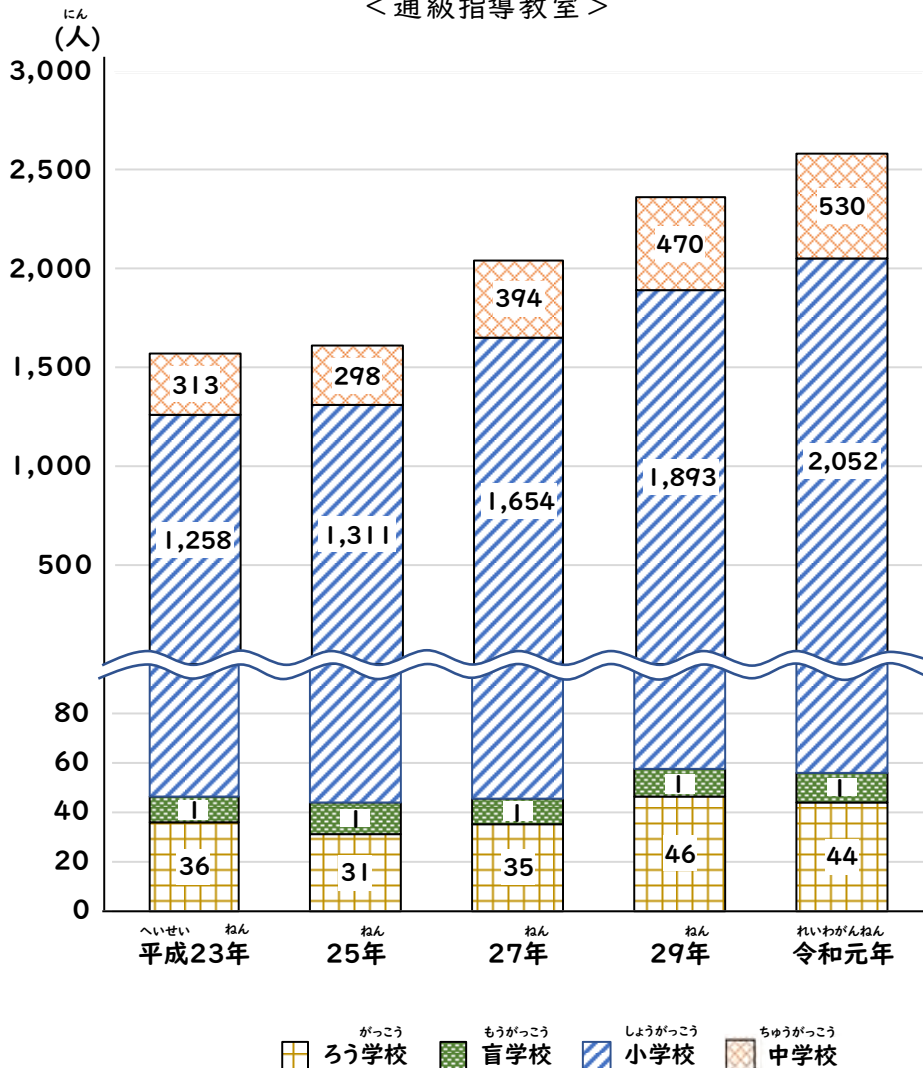
(1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
<p>よこはまがた 横浜型センター てきめのう 的機能の充実</p>	<p>ちいきりょういく 地域療育センターや特別支援学校、 しどうきょうしつとう 指導致教室等の担当者が、 せいとほごしゃ 生徒、保護者からの相談に対応するなど、 べつしえん 特別な支援が必要な児童生徒を支援します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しゅうがくせつめいかい 就学説明会</p>	<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育を希望する幼児の就学に関 する説明会を開催します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しゅうがく 就学・教育 そうだん 相談の体制強化</p>	<p>ひとり 一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、 じんそく 迅速で適正な就学・教育相談を行うため かんけいきかん に關係機関が相互に連携しながら、 からそつぎょうご から卒業後までを見通した相談体制の強化 を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ほごしゃきょうしつ 保護者教室 かいさいじぎょう 開催事業</p>	<p>よこはましりつしょう 横浜市立小・中学校、特別支援学校の保護 しゃたいしょう 者を対象とした障害に対する正しい知識 けいはつ の啓発を進めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しりつようちえんとう 私立幼稚園等 とくべつしえんきょういくひ 特別支援教育費 ほじょじぎょう 補助事業</p>	<p>しりつようちえんとう 私立幼稚園等に在園している障害児に対す る教育が、障害の種類・程度などに応じて てきせつ 適切に行われるよう、その経費の一部を せっちしゃ 設置者に補助し、障害児の教育に役立てま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

よこはましりつがっこう とくべつしえんきょういく かか ようじじどうせいどうすう すいひ こべつしえんがっきゅう
 <横浜市立学校における、特別支援教育に関わる幼児児童生徒数の推移（個別支援学級）>



つうきゅうしどうきょうしつ
 <通級指導教室>



(2) 教育環境・教育活動の充実

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p>	<p>ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>あいしーていー かつよう ICTを活用 した教育環境 の充実 新</p>	<p>ここの じどうせいと しょうがい じょうきょう じゅうぶん 個々の児童生徒の障害の状況を十分に ふ かくしゅうじょう せいかつじょう さまざま こんなん たい 踏まえ、学習上、生活上の様々な困難に対 し、ICTを活用した指導や支援を充実さ せるとともに、きんきゅうじ 緊急時におけるオンライン での学習保障や動画コンテンツ配信などに ついて、けんとう じっし 検討、実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しょうがいとくせい おう 障害特性に応 じた教育の 充実</p>	<p>こべつしえんがつきゅう くわ いっぱんがつきゅう 個別支援学級に加えて、一般学級において も、とくべつ しえん よう じどうせいと ぞうか 特別な支援を要する児童生徒が増加し、 支援のニーズが多様化している状況を踏 まえ、ケーススタディを重視した研修を充 実させます。すべての教員が障害の状態や 特性に応じた指導・支援が行えるよう専門性 の向上を図ります。 また、しょう ちゅうがっこう きょういん とくべつしえんがっこう 小・中学校の教員が特別支援学校 きょうゆめんきょじょう しゅとく じゅうこうりょうじよせい 教諭免許状を取得するための受講料助成 じぎょう あら じっし 事業を新たに実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>じっし 実施</p>
<p>とくべつしえん きょういん 特別支援教育 コーディネーター の機能強化と スキルアップ</p>	<p>とくべつしえん きょういん 特別支援教育コーディネーター養成研修 を受講して活動している特別支援教育コー ディネーター（教員）を対象に、更なるス キルアップを 目指して、じれいけんきゅう 事例研究などを中 心とした研修を進めるとともに、かんけいきかん 関係機関 との連携を強化し、せんもんてき ししつ たか 専門的な資質を高めま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえん きょういん 特別支援教育 支援員事業</p>	<p>しょう ちゅう ぎむ きょういんがっこう しょうがい かくしゅう 小・中・義務教育学校で障害により学習 めん せいかつめん あんぜんめん はいりょう ひつよう じどう 面、生活面や安全面への配慮等が必要な児童 せいと とくべつしえんきょういんしえんいん はいち こうない 生徒に特別支援教育支援員を配置し、校内 しえんたいせい じゅうじつ はか 支援体制の充実を図ります。</p>	<p>はいち 配置</p>	<p>はいち 配置</p>

事業名 じぎょうめい 事業名	事業内容 じぎょうないよう 事業内容	中間期 もくひょう 目標	目標 もくひょう 目標
聴覚障害児 支援事業 ちようかく しょうがい じ しえんじぎょう 支援事業	小・中・義務教育学校に在籍する聴覚 障害のある児童生徒にノートテイクによる 情報の保障を実施します。 しょう ちゅう ぎ 義務教育学校に在籍する聴覚 しょうがい じどうせいと 障害のある児童生徒にノートテイクによる じょうほう ほしょう じっし 情報の保障を実施します。	じっし 実施	じっし 実施
巡回型指導の 実施による 通級指導の 充実 じゆんかいがたしどう 巡回型指導の じっし 実施による つうきゅうしどう 通級指導の じゅうじつ 充実	児童生徒の在籍校を巡回して指導を行う 「協働型巡回型指導」を実施します。通級 指導の担当教員が在籍校を訪問し、児童 生徒の指導や授業参観を行うとともに、 学級担任等と日常的に情報を共有する など、協働して学校生活を支援します。 じどうせいと ざいせきこう じゆんかい しどう おこな 児童生徒の在籍校を巡回して指導を行う きょうどうがたじゆんかいがたしどう じっし つうきゅう 「協働型巡回型指導」を実施します。通級 しどう たんとうきょういん ざいせきこう ほうもん じどう 指導の担当教員が在籍校を訪問し、児童 せいと しどう じゅぎょうさんかん おこな 生徒の指導や授業参観を行うとともに、 がっきゅうたんになんどう にちじょうてき じょうほう きょうゆう 学級担任等と日常的に情報を共有する など、きょうどう がっこうせいかつ しえん 協働して学校生活を支援します。	じっし 実施	じっし 実施
医療的ケア体制 の充実 いりょうてき たいせい 医療的ケア体制 のじゅうじつ 充実	小・中・義務教育学校や特別支援学校にお ける医療的ケアの実施体制を充実させま す。 特別支援学校においては、人工呼吸器等高度 な医療的ケアにも対応できるように、体制の 強化を図ります。 しょう ちゅう ぎ 義務教育学校や特別支援学校にお ける医療的ケアの実施体制を充実させま す。 とくべつしえんがっこう じんこうこきゅうきどうこうどう 特別支援学校においては、人工呼吸器等高度 いりょうてき たいおう な医療的ケアにも対応できるように、体制の きょうか ほか 強化を図ります。	せいび 整備	せいび 整備
特別支援学校の 充実 とくべつしえんがっこう 特別支援学校の じゅうじつ 充実	在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・ 重複化を踏まえ、教育課程の充実、施設 設備の改修や、福祉車両の活用など通学 支援の新たな方策の検討・試行など教育環 境の充実に取り組みます。 ざいせき じどうせいと しょうがい たようか じゅうどか 在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・ じゅうふくか ふ しょういくかてい じゅうじつ しせつ 重複化を踏まえ、教育課程の充実、施設 せつび かいしゅう ふくししゃりょう かつよう など通学 しえん あら ほうさく けんどう しこう きょういくかん 支援の新たな方策の検討・試行など教育環 きょう じゅうじつ とく 境の充実に取り組みます。	すいしん 推進	すいしん 推進
重度訪問介護 利用者の大学 修学支援事業 ⑧ じゅうど ほうもんかいご 重度訪問介護 りようしゃ だいがく 利用者の大学 しゅうがくしえんじぎょう 修学支援事業 ⑧	重度訪問介護を利用する重度障害者が大 学で修学するための支援を実施します。 じゅうど ほうもんかいご りよう じゅうどしょうがいしゃ だい 重度訪問介護を利用する重度障害者が大 がく しゅうがく しえん じっし 学で修学するための支援を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

コラム 横浜市におけるGIGAスクール構想について

本市においては、以前から学校にタブレット端末やWi-Fi機器などICT環境の整備を進めてきました。特に、市内に13校ある特別支援学校においては、拡大教科書の研究・普及、キーボード等を使わず目の動きでパソコン入力等を行う視線入力装置の導入、タブレット端末のビデオカメラ機能を活用した学習など、様々なモデル的な取組が行われています。

令和元年に示された、国の「GIGAスクール構想※の実現」を踏まえて、本市においても、令和2年度中に「1人1台端末」やLAN整備などを行いました。

こうした整備により、子どもたちの学習の状況や興味関心、特性等、個に応じた学習が進めやすくなるとともに、合理的配慮の提供等を一層推進することが可能となっています。

なかでも、1人に1台の端末が行き渡ることにより、子どもたち一人一人に合わせたアクセシビリティの確保ができるようになり、より個別最適化された学びを進めることができます。

例えば、その子に合った文字の拡大設定、読み書きをアシストする機能の設定、書字の支援や発話等の支援の設定など、一人ひとりの状況に応じた端末を日々の学びに活用します。また、学習の成果がデータとして日々蓄積されることで、これまで以上に学年を超えた継続的な支援が可能になります。

※1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。

(3) 教育から就労への支援

<p>事業名</p>	<p>事業内容</p>	<p>中間期 目標</p>	<p>目標</p>
<p>特別支援学校 就労支援事業</p>	<p>障害者就労支援センター等関係機関と連携しながら、生徒の就労を支援します。 また、実習先開拓や職場定着支援のため、高等特別支援学校（若葉台特別支援学校知的障害教育部門を含む）に就労支援指導員を配置します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>
<p>特別支援学校進路担当間の連携強化</p>	<p>市立特別支援学校の進路担当者が障害種別を超えて定期的に情報交換や事例研究を行い、幅広い進路選択に対応できるよう連携を強化します。</p>	<p>推進</p>	<p>推進</p>

障害のあるなしにかかわらず、「働くこと」は、自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。企業での障害者雇用が進み、社会状況の変化に合わせて、多くの業種や短時間での雇用など、働き方の選択肢は広がっています。また、障害福祉サービス事業所等での仕事は、働く人の得意分野を生かせる、様々な内容に変わってきています。

ライフステージの変化などに合わせて、どこで何をして働くか、どう働き続けるかは人それぞれ違ってきます。「働きたい」、「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障害者就労についての理解を深めていく必要があります。

また、充実した生活を過ごすには、日中活動やスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境も大切です。文化芸術を創造し、享受することは、自己実現や生活の質の向上につながることから、身近な場所での様々な機会や場の創出に取り組みます。好きな活動などを通じて、障害のある人となない人とが住む地域や通う地域でのふれあいを望む声も、アンケート調査などから読み取れます。一人ひとりが自分のやりたいことなどに取り組みことができ、それが余暇活動になり、生きがいにつながっていくよう、機会や場の充実に取り組めます。

4-1 就労

現状と施策の方向性

第4期プランを策定するために実施した当事者ワーキンググループに参加した中学生が「なれる職業より、なりたい職業に就きたい」という思いを伝えてくれました。働くことは「自らの意思により自分らしく生きる」ことを実現させる、大切な要素の一つなのです。

近年、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。平成30年4月の精神障害者雇用義務化などの法改正等を背景に、働く障害者の数は年々増加しています。雇用者数の増加だけでなく、平成27年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）の目標の中に、障害者を含む全ての人に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」が掲げられるなど、「どんな仕事をして暮らしていくのか」ということも、今後ますます重要になってきます。

アンケート調査では、全体の約29パーセントの人が企業などで働く「一般就労」をしています。働いていない人でも、回答者の約39パーセントの人が就労意向を持つなど、

おほくの人が一ぱん就労を目指す傾向にあります。さらに、げんざいはたらひとやく
 ーセントの人は何らかの形で働きたいと考えており、ライフステージの変化等に
 じた、しょうがいふくしとうしゅうろうばじゅうよう
 した、障害福祉サービス等での就労の場も重要です。

しゅうろうしえんしゅうろうごきぎょうしょうがいりかいそくしんあんしんはたらつづ
 就労の支援はもちろん、就労後も、企業の障害理解の促進など安心して働ける
 ための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

また、たようはたらかたひろしょうがいしやしゅうろうきぎょうしみんかたりかいふか
 めるため、さまざまきかいもうひつよう
 めるため、様々な機会を設けていく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) いっぱんしゅうろうそくしんこようごていちゃくしえんじゅうじつ
 (1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

たようかしゅうろうせいかつめんしえんふくていちゃくしえんしょうがいしやくようひろ
 多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がり
 を踏まえた企業支援の充実など、しょうがいしやしゅうろうしえんちゅうしんかんけいきかん
 と
 れんけいはかしょうがいしやしゅうろうささ
 連携を図りながら障害者の就労を支えます。

はばひろしごとこうちんこうじょうせいかつじゅうじつ
 (2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

しょうがいふくしとうはたらひとはたらひだきょうどうじゅちゅう
 障害福祉サービス等で働く人それぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注
 まどぐちとうつうきぎょうとうさまざましごとしょうがいしやくせんちやうたつすいしんほうもと
 窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づ
 く行政機関の優先調達、民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組
 みます。また、さまざまはちちゅうたいおうじぎょうしよ
 様々な発注ニーズに対応できるように事業所のスキルを高めるなど、
 じゅはちちゅうそうほうそこあおこなこうちんこうじょうはか
 受発注双方の底上げを行うことで工賃の向上を図ります。

たようはたらかたしょうがいしやしゅうろうたいりかいそくしん
 (3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

さまざまぎょうしゆきんむけいたいたようかはたらかたしみんみんかんきぎょうむ
 様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や民間企業に向け
 て、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等
 の就労啓発拠点を通じて、しょうがいしやしゅうろうたいりかいそくしんはか
 の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。



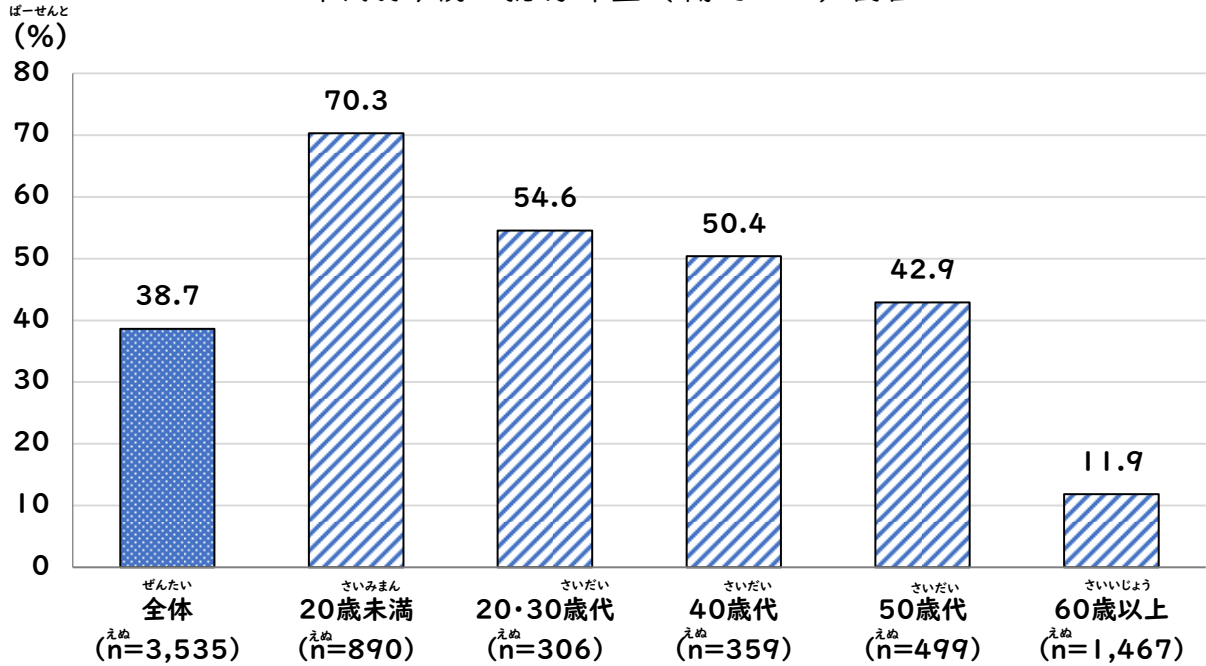
いっぱんしゅうろうそくしんこようごていちゃくしえんじゅうじつ
 (1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 目標	もくひょう 目標
しゅうろうしえん 就労支援センタ ーを中心とし た、地域における 就労支援ネット ワークの構築	しょうがいしやしゅうろうささかんけいきかんとくべつし 障害者の就労を支える関係機関（特別支 援学校、就労移行支援事業所、ハローワー ク等）との連携・協力体制を構築します。 しゅうろうけいぞくかせいかつめん 就労の継続に欠かせない生活面でのサポー トを充実させるため、地域の関係機関と れんけいほんにんしえんえんかつすす 連携し、本人への支援を円滑に進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
【再掲】 就労 支援センター 職員の人材育成	多様な就労ニーズに対応できるよう、 就労支援スキルを向上させるため、研修 の実施など、人材育成を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】 就労 促進を目的とし た事業所職員 向け研修	障害者雇用を行っている企業での「就 業体験」の研修を通じて、事業所職員の 就労支援スキルの向上、就労に向けた意 識付けにつなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進
雇用施策と福祉 施策の連携によ る重度障害者等 への就労支援 (重度障害者等 就労支援特別 事業) 新	法定サービスでの対象外となっている重度 障害者の経済活動時間中の支援を雇用 施策と福祉施策が連携して行う制度を検討 し、実施します。	けんとう 検討 ・ じっし 実施	けんとう 検討 ・ じっし 実施

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数 福	460人	498人	536人
就労移行支援事業の利用者数 福	1,476人分	1,547人分	1,617人分
就労移行支援の利用者のうち就労移行 率が3割以上の事業所の割合 福	34.2 %	42.1 %	50.0 %
就労定着支援利用者数 福	1,070人	1,190人	1,397人


ねんだいべつこんご しゅうろうきぼう はたら わりあい
 <年代別今後の就労希望（働きたい）割合>



(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
共同受注センター等による受注促進	企業・行政機関から、事業所の特性を生かした幅広い仕事の受注ができるよう、コーディネートを行います。 市内イベント等への出店や自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。	推進	推進
事業所の受注スキルの向上(新)	発注者側のニーズに応えられる商品の開発や作業の受注ができるよう、研修会やモデルケースとなる事例検討などを実施し、事業所の受注スキルの向上を図り、多くの受注につなげます。	推進	推進
優先調達の推進	横浜市役所からの事業所への優先的な発注を更に推進します。 また、庁内LANなどを活用し、区局等の発注事例を広く周知し、新たな発注につなげます。	推進	推進

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
障害者就労に 関する市民啓発	シンポジウムの開催等を通じ、様々な分野 で働く障害者や障害者雇用を進めている 企業の「生の声」を伝え、障害者就労に 対する理解・関心を高めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害者雇用に 関する企業啓発	障害者雇用を検討している企業に向けて、 雇用に関するセミナー等を実施し、合理的 配慮の必要性など企業内での障害理解の 促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ふれあいショッ プ等を活用した 障害者就労に 関する理解促進 	新たに開業する J R 関内駅北口高架下の 就労啓発施設及び市庁舎内のふれあいシ ョップをはじめ、既存のふれあいショッ プ等の運営を通じて、就労に関する理解の 促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

コラム 障害者就労の普及啓発のための拠点

令和2年度、関内・関外地区、北仲通地区という市の中心的エリアに
障害者就労の普及啓発を目的とする2つの拠点が開設しました。

1か所目は、市庁舎3階のふれあいショップ「marine blue」。障害のあ
る人を雇用し、カフェの運営と刊行物の販売を行っています。お店では、市内
の障害者施設で働く人たちが素材にこだわって作ったパンやお菓子、市内
の酪農家さんが搾ったミルクをたっぷり使ったソフトクリームなどを販売し
ています。6千人の職員が働く行政エリアと議会エリアのグランドロビー
であり、多くの人が行き交う場所で、障害のある人の様々な「働く」につ
いて、情報発信していく拠点を目指しています。



marine blue店内（左）、
marine blueの
ソフトクリーム（右）

2か所目は、J R 関内駅北口高架下の「caféツムギstation at Yokohama Kannai」。ここでは、株式会社オリィ研究所と協力し、遠隔操作型ロボット「オリヒメ」を活用した障害者雇用を行うほか、店舗フェンスへの障害者アート作品の掲示や障害者施設とコラボしたお菓子の販売などを行っており、障害のある人と働くことの楽しさを共有するカフェとして、地域のフラッグショップになれるよう取り組んでいます。



caféツムギstation at Yokohama Kannai

また、この2か所に限らず、地域にある様々な拠点や人、アイデアを繋げ、より持続可能な取組になることを目指し、地域ネットワークのプラットフォーム「コラバス」を形成しました。障害のある人もない人も、地域の中で共に働く場や触れ合う機会をもっと増やしていくため、関心のある人が誰でも参加できる仕組みを作っています。活動についてはホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



コラバスの活動理念を載せた「コラバスの地図」(上)
コラバスホームページQRコード(下)



※横浜市ふれあいショップ事業

公共施設内に飲食物の提供や障害者地域作業所自主製品等を販売する店舗を設置し、障害者の就労の場の確保、障害者に対する市民理解を深めることを目的とする事業です。運営は民間事業者が担い、現在市内に9か所あります。

4-2 日中活動

現状と施策の方向性

障害のある人が日々の生活を充実したものにすることで、日中活動場所の拡充が求められています。本人の希望やその人の状態に合った場所を選べるようにするためには、専門的な支援ができるか、地域ごとにばらつきが生じていないかなども考慮し、各事業所がそれぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みをつくっていくことが必要です。

また、障害福祉サービスとしての日中活動だけではなく、自分が住んでいる地域や日中活動場所に通う地域などで、障害のある人もない人も交流し、地域とのつながりを深めていくことで、互いにとって更に充実した生活になっていくと考えられます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 日中活動場所の選択肢の充実




障害のある人が希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、日中活動場所の選択肢の充実に進めていきます。

(2) 地域でのつながりと広がり促進

障害のある人が住んでいる地域や日中活動場所がある地域で、様々な地域行事や施設のイベント等を通して、障害のない人と一緒になって活動したりすることで、障害のある人もない人も地域でつながり、暮らしやすい地域をともにつくっていきます。

取組

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護（／月） 	7,732人分	7,982人分	8,232人分
	128,853人日	133,022人日	137,192人日
自立訓練（機能訓練）（／月） 	42人分	42人分	42人分
	826人日	826人日	826人日
自立訓練（生活訓練）（／月） 	359人分	376人分	393人分
	5,812人日	6,088人日	6,363人日

指標名 しひょうめい	令和3年度 れいわ ねんど	令和4年度 れいわ ねんど	令和5年度 れいわ ねんど
就労移行支援事業【再掲】(／月) 福 しゅうろういこうしえんじぎょう さいけい	1,476人分 にんぶん	1,547人分 にんぶん	1,617人分 にんぶん
	25,099人日 にんにち	26,303人日 にんにち	27,507人日 にんにち
就労継続支援事業(A型)(／月) 福 しゅうろうけいぞくしえんじぎょう えーがた	880人分 にんぶん	919人分 にんぶん	958人分 にんぶん
	17,203人日 にんにち	17,962人日 にんにち	18,721人日 にんにち
就労継続支援事業(B型)(／月) 福 しゅうろうけいぞくしえんじぎょう びーがた	4,605人分 にんぶん	4,857人分 にんぶん	5,109人分 にんぶん
	79,012人日 にんにち	83,339人日 にんにち	87,666人日 にんにち
地域活動支援センター作業所型 福 ちいきかつどうしえん さぎょうじよがた	130か所 しよ	130か所 しよ	130か所 しよ
	2,600人 にん (／年) ねん	2,600人 にん (／年) ねん	2,600人 にん (／年) ねん
中途障害者地域活動センター 福 ちゅうとしょうがいしゃちいきかつどう	18か所 しよ	18か所 しよ	18か所 しよ
	517人 にん (／年) ねん	517人 にん (／年) ねん	517人 にん (／年) ねん

4-3 スポーツ・文化芸術

現状と施策の方向性

スポーツや文化芸術に親しむことで毎日の生活が充実するという人も少なくありません。「今後の自由時間・余暇の過ごし方」を尋ねたアンケート調査では、全体の約39パーセントの人が「習い事」、約32パーセントの人が「趣味のサークル」、約16パーセントの人が「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く」と回答しました。しかし、希望する過ごし方を実際に行うことができている人は、それぞれ5ポイント以上少ない結果となっています。

このような中で、余暇の過ごし方として、スポーツや文化活動に取り組むことは、外出のきっかけづくりにもなり、生活の更なる充実にもつながります。以前から、スポーツや文化活動を楽しむ場や機会の少なさ、情報の入手のしづらさを課題として挙げる声があったことも踏まえ、地域の様々な団体や施設等と連携し、活動の場や地域の交流を深める機会の充実に取り組めます。スポーツや文化芸術活動を楽しみたいと思う誰もが、障害のあるなしにかかわらず活動に参加できるよう、引き続き環境を整えていきます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組めます。

(2) 文化芸術活動の推進

障害のあるなしにかかわらず、文化芸術を創造し、享受することができるよう、平成25年からこれまで開催してきた「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」の取組を生かし、障害のある人となない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に引き続き取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。



(1) スポーツ活動の推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者スポーツの啓発と理解の促進	東京2020パラリンピックにより高まる関心を障害者スポーツの普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターや横浜市スポーツ協会、地域の様々な団体等と連携し、障害者スポーツの裾野を広げる取組を行うとともに、障害者スポーツを通じた障害への理解促進を図ります。	推進	推進
身近な地域における障害者スポーツの推進	引き続き、障害者が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各区のスポーツセンターや中途障害者地域活動センター等と連携し、地域の人材育成を進めながら、障害者スポーツの推進を図ります。	推進	推進

コラム「Jリーグ初の知的障がい者サッカーチーム」

横浜F・マリノス フトゥーロ

横浜F・マリノス フトゥーロは、2002年FIFAワールドカップ決勝戦横浜開催とJリーグ百年構想の理念により、「Jリーグ初の知的障がい者サッカーチーム」として2004年に発足しました。

サッカーの技術指導は横浜F・マリノス、障害特性へのアプローチは障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、スポーツの振興は横浜市スポーツ協会、とそれぞれの組織の特性を生かし、協働で運営しています。

「フトゥーロ」とはスペイン語で“未来”という意味です。「未来に向けて…」「未来はきっと…」誰もがサッカーを身近に楽しみ、障害の有無を超えた共生社会の実現を目指したその活動は、海外メディアからも取材を受けました。

チームには、「楽しむ」から「競技」志向まで、13歳から51歳までの約90名が在籍し、年間を通じたトレーニングや県内・全国規模の様々な大会の出場、日産スタジアムでのトップチームの前座試合なども務めています。

2018年度からは、試合で着用するユニフォームがトップチームと同じデザインとなりました。それと併せて、横浜社会人サッカーリーグにも参戦し、健常者のチームと公式戦を行っています。また、4年に一度行なわれるINAS（国際知的障害者スポーツ連盟）サッカー世界選手権の日本代表へも選手を多く輩出しています。

2019年にはイングランド・プレミアリーグの強豪マンチェスター・シティと交流があり、来日したマンチェスター・シティのコーチやレジェンドと言われる元選手がフトゥーロの選手たちに指導をしてくれました。

フトゥーロが目指しているのは、サッカーの技術の獲得だけではなく、地域のイベントのサポートや大会運営のお手伝いなどを通じて、「支えてもらう」から「支える」といったように、社会とのつながりの中で、選手個人の「社会性の向上」「社会参加の促進」といった精神的な成長も促しています。更に、周囲の障害理解を深める活動にも力を入れています。

また、先輩選手から学校生活や仕事面のアドバイスが聴けることや保護者の方々の情報の交換の場としても活用できるのも、チームの特色のひとつです。

【フトゥーロ^{かん と あ さき}に関する問い合わせ先】

いっばんしゃだんほうじんえふ
一般社団法人F・マリノススポーツクラブ フトゥーロ^{たんとく}担当
てんわばんごう
電話番号：045-285-0675（平日/火曜^{へいじつ かよう きんよう}～金曜/10:00～18:00）



しょうかいがぞう
< 紹介画像 > しゃしんていきょう うち だ か ず と し
写真提供：内田和稔

コラム 電動車椅子サッカー競技と出会って

電動車椅子サッカーチーム「Yokohama Crackers」キャプテン
永岡真理選手（株式会社マルハン/電動車椅子サッカー元日本代表）

小学2年生の時に、電動車椅子サッカー教室に参加したことをきっかけにこの競技に夢中になり、現在も電動車椅子サッカークラブ「Yokohama Crackers」のキャプテンとして活動する永岡真理選手。

永岡選手は生まれつき「SMA（脊髄性筋萎縮症）」という難病を患い、4歳から車椅子生活でした。電動車椅子サッカーに出会い、永岡選手の人生は大きく変わります。電動車椅子サッカーは重度障害の人も楽しむことができる障害者スポーツで、試合では1チーム4名で構成します。選手は電動車椅子を巧みに操り、パスやシュートをします。永岡選手に電動車椅子サッカーの魅力について尋ねると、『どんな障害があっても、指先しか動かなくても、電動車椅子があれば、競技ができること』と語ってくれました。

17歳の時に電動車椅子サッカーの世界大会日本代表選手になる夢を持ち、その後日々練習を積み重ね、2013年1月オーストラリアで開催された「第1回APOカップ（アジア・太平洋・オセアニア選手権大会）」に女性初の日本代表選手として出場、チームの優勝に貢献しました。

また、2019年に開催された「第2回APOカップ」でも日本代表に選ばれ出場。この大会は、新型コロナウイルス感染症の影響で2022年に開催延期となったワールドカップ（オーストラリア大会）の予選に位置付けられており、準優勝だった日本はその出場権を獲得しています。

永岡選手の今後の目標は、電動車椅子サッカーの世界トップを目指すべく、2022年のワールドカップで再び日本代表に選ばれ、大会に出場・活躍することだそうです。

永岡選手のもう一つの顔として、2013年4月から株式会社マルハン人事部CSR・障がい者スポーツ推進担当として在宅勤務をされています。電動車椅子サッカーをパラリンピックの正式種目にするという夢の実現に向けて、講演や競技の体験会など競技の普及のために活動を続けています。

永岡選手の活躍は、2017年開催の世界大会（アメリカ大会）の戦いを6年半がかりで追ったドキュメンタリー映画『蹴る』でも描かれ、多くの人に感動を届けています。今後のさらなる活躍がとても期待されます。

ながおかせんしゅうしょうかいがぞう
<永岡選手紹介画像>



ねんかいさい だい かい たいへいよう せんしゅうけんたいかい
【2019年開催】「第2回アジア・太平洋・オセアニア選手権大会」



てんどうくるまいす よこはまくらっかーず
電動車椅子サッカーチーム「Yokohama Crackers」



よこはましりつかみかわいしょうがっこう こうえんかい ようす
横浜市立上川井小学校での講演会の様子

(2) 文化芸術活動の推進

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p>	<p>ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>しょうがいしゃ ぶんか 障害者の文化 げいじゅつかつどう しえん 芸術活動の支援</p>	<p>かいさい かつどう ささ じん アートイベントの開催や、活動を支える人 ざい いくせい さまざま だんたいどう れんけい ぶんか げい 材の育成、様々な団体等と連携した文化芸 じゅつかつどう ば そうしゅつ と く 術活動の場の創出に取り組みます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しょうがいしゃ ぶんか 障害者の文化 げいじゅつかんしょう 芸術鑑賞の しえん 支援 (新)</p>	<p>さまざま だんたいどう れんけい しょうがい とくせい おう 様々な団体等と連携し、障害の特性に応じ かんしょう きかい じゅうじつ えんかつ しせつりよう た鑑賞の機会の充実、円滑な施設利用の かんきょうせいび かつどう ささ じんざい いくせい ための環境整備、活動を支える人材の育成 とう と く 等に取り組みます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ぶんか げいじゅつ 文化芸術による ちいききょうせいしゃかい 地域共生社会 じつげん にお 実現に向けた とりくみ すいしん 取組の推進 (新)</p>	<p>かんけいきかん れんけい ぶんか ぶんか げいじゅつたいけん 関係機関との連携を深め、文化芸術体験や こうえん てんじどうかんしょう ぶんか げいじゅつかつどう とお 公演・展示等鑑賞の文化芸術活動を通し しょうがい て、障害のあるなしにかかわらず誰もが互 たいどう たちば かか あ すす いに対等な立場で関わり合うことを進める かつどう そくしん 活動を促進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>かしょう どくしょ (仮称) 読書バリ アフリー法に基 づく横浜市計画 の策定、推進 (新)</p>	<p>どくしょ ほう もと ちほうこうきょう 読書バリアフリー法に基づく、地方公共 だんたい けいかく さくてい けいかく もと 団体の計画として策定し、計画に基づく とりくみ すいしん 取組を推進します。</p>	<p>さくてい 策定 ・ すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

コラム ぶんかしせつ とりくみ 文化施設における取組

文化は、人類が共同体を形成しはじめた太古の時代から脈々と築きあげられてきたものです。歌うこと、踊ること、物語ること、絵を描くことは、身に迫る危険を共有し、厳しい環境にあっても共同体を維持し、生き延びるための術を伝えていくために欠かせないものでした。

高度に複雑化した社会が形成された現代においても、文化が、生きる力を育み、コミュニティを形成するために必要不可欠なものであることは変わりありません。このような文化を身近なものとするために、自治体の文化施設は、全ての市民の皆さんに開かれています。

横浜市の文化施設においては、障害のある方に向けた様々な取組を行っています。

横浜能楽堂での「バリアフリー能」は、鑑賞サポートの取組です。視覚障害者、聴覚障害者などそれぞれの障害に応じて、点字資料やイヤホンガイド、タブレットによる字幕解説提供などを行うことで、障害のある人もない人も、一緒に能・狂言を楽しめる環境づくりを目指しています。

横浜みなとみらいホールでのパイプオルガンのワークショップでは、市立盲特別支援学校の生徒の皆さんに、楽器の大きさや構造を知っていただき、実際の音を体験していただきました。

また、近年全国的に、障害者自身の芸術表現に注目が集まっています。芸術表現によって、障害のある人のセルフエスティーム（自己肯定感）が高まるとともに、時には重要なコミュニケーションツールにもなると指摘されています。中には、海外のアートギャラリーで高額で販売される作品を生み出すアーティストも出てきています。

横浜市民ギャラリーあざみ野では「フェローアートギャラリー」と題して、個性豊かな作品が展示されています。「Fellow（「なかま」の意味）Art」とは、誰もが障害のあるなしで区別されることなく、同じ地平で認め合える豊かな関係性が築かれることを願って名付けられました。

文化を創造し、享受することは、あらゆる人にとっての権利※です。文化施設における様々な取組を通じて、あらゆる市民の皆さんが、文化とともに生きることができる社会を築くことを目指していきます。

※ 文化芸術基本法第2条第3項を参照

第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

1 本章の位置付け

第3章では、様々な事業を「障害児・者が日常生活を送る上での視点に立った枠組み」に沿って取り上げました。

一方で、複合的で多面的な地域課題が表面化する中で、障害のある人を支えていくには、個々の事業による支援だけでは十分とはいえません。地域社会の中で、行政や関係機関、地域住民など多くの担い手が対話・協議を行い、様々な事業・施策・取組を連携させることで、地域で支える基盤を整備・強化していくことが重要です。

第4章では、障害者の生活を地域で支えるための基盤として、「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、将来像とそれに向けた取組を取り上げます。

2 国の動向

国は、平成28年に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、「全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」と打ち出しました。その中で、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」としています。

社会全体のありようとしての「地域共生社会」を実現する仕組みとして、高齢者福祉の分野では「地域包括ケアシステム」が導入されています。「地域包括ケアシステム」は、高齢者のケアとして必要な支援を地域で包括的に提供し地域での自立した生活を支援するもので、障害者や子どもの支援にも応用できると考えられています。

そこで、平成28年度に、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する視点から、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念とされました。

一方、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児・者の生活を地域全体で包括的に支える体制が必要とされてきたことから、平成27年度に国は地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を立ち上げ、「地域生活支援拠点機能の整備」を進めました。「地域生活支援拠点」は、地域に存在する社会資源を有機的に結びつけ、効率的・効果的な地域生活支援体制を構築することにより、障害者の生活を地域全体

で支えていこうというものです。

3 よこはまし とりくみ 横浜市の取組

「地域生活支援拠点機能」の整備は、全く新しい何かをつくるものではありません。これまで、横浜市は、障害のある人もない人も含め、支援者の方々、事業所の方々、地域の方々と協力しながら、地活ホームや基幹相談支援センター、生活支援センター、自立支援協議会などをはじめとする様々な社会資源を整備・推進してきました。こういった既存の社会資源を有機的につないでいくネットワーク型の手法により、「地域生活支援拠点機能」の整備を進めてきています。

また、精神障害の特有の生活のしづらさについては、地域における関係者・関係機関が共通の認識を持つことが重要です。

保健、医療、福祉関係者の共通認識の下、これまでのつながりにおける機能の見直しや、制度に基づかない支援を加えた広がりにより、地域の特性を踏まえた多くの課題に対応できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

次から、具体的な「将来像」と「取組」として、「地域生活支援拠点機能」の整備において取り組む5つの居住支援機能と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の6つの仕組みを説明します。

(1) ちいきせいかつしえんきよてんきのう 地域生活支援拠点機能

きのう そうだん 機能1 相談

しょうらいぞう 【将来像】

必要な人全てが相談支援事業所につながっていて、緊急時に必要な情報を関係者・関係機関が適切に共有するなどの取組が展開されています。

とりくみ 【取組】

各区自立支援協議会、研修、集団指導などの様々な場を活用し、相談支援機関に対し、緊急時のリスク把握や事前の備えの必要性と、各機関が地域生活支援拠点の担い手であるという認識を持てるよう働きかけます。

相談支援機関や障害のある人ご本人に対し、あらかじめ緊急事態を想定し、その予防とスムーズな対応を計画する「緊急時予防・対応プラン」の作成などを促

し、それらを福祉保健センター、基幹相談支援センター及び生活支援センターの3機関で共有することにより、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

また、緊急事態が発生しないための予防策や、緊急事態を想定した支援体制を整えるため、相談支援機関同士の情報提供方法や考え方を整理し、共有します。

機能2 緊急時の受入れ・対応

【将来像】

短期入所事業所も含め、それぞれの施設の特性に応じた役割分担の下で、レスパイトや計画的な利用だけではなく、緊急時の利用にも対応できる状態になっています。また、横浜市の拠点施設である18か所の社会福祉法人型地活ホーム及び23か所の機能強化型地活ホーム並びに6か所の多機能型拠点において、相互連携の下、ほかに受入先がない方の利用が促進され、緊急時の受入にも対応できています。

【取組】

各事業所に対して、地域生活支援拠点の担い手との認識の下、短期入所事業所の施設種別（入所、通所、病院、診療所等）や地活ホーム、多機能型拠点など施設の設置目的に応じた役割を整理し、理解促進及び協力体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者、強度行動障害がある人などの受入促進、拠点施設等の定期的な評価及び改善（PDCAサイクル）を通じた支援の充実を図っていきます。

機能3 体験の機会・場の提供

【将来像】

区自立支援協議会を中心に構築されたネットワークが強固になり、一人ひとりのニーズに合わせた「体験の機会・場」の提供が行われています。また、基幹相談支援センターではグループホームや日中活動系サービス事業所などの「体験の機会・場」の情報が随時更新され、入手・活用できる状態です。

さらに、障害のある人が、暮らしの場や過ごし方の体験をすることで様々な選択肢の中から自分で選べるようになり、一人暮らしを希望する人も暮らしたい地域で自分らしい生活を実現できます。

とりくみ
【取組】

事業所情報が基幹相談支援センターへ適時集約される働きかけと、情報提供を行うための手法を整理・検討します。相談支援機関や基幹相談支援センターでの相談内容等を活用して把握したニーズを踏まえ、様々な住まいの場の拡充と、体験の機会・場を提供しやすくする仕組みを検討します。居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に、障害理解を促進する研修、サポート体制の構築及び入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけ等を実施します。宿泊型自立訓練など、生活環境を変える意味での他の社会資源の活用・開発を検討します。

きのう せんもんてきじんざい かくほ いくせい
機能4 専門的人材の確保・育成

しょうらいぞう
【将来像】

区域では、区自立支援協議会での取組により、人材育成、サービス水準の向上・標準化ができています。また、市域、区域における人材育成の取組を効果的に連動させることにより、発達障害、行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア等、様々な分野において専門性の高い支援ができる人材が育成できています。

とりくみ
【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう、体系的な整理を行うとともに、区域での人材育成を担える人材を市域で育成し、区自立支援協議会が人材育成の場として更に機能するよう取り組みます。

また、研修に参加できない人に対する人材育成手法や、二次相談支援機関のコンサルテーション機能の拡充及び効果的な運用方法などを検討します。

きのう ちいき たいせい
機能5 地域の体制づくり

しょうらいぞう
【将来像】

区自立支援協議会、ブロック連絡会、市自立支援協議会の取組が連携・連動し、分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害のある人への緩やかな見守りなど地域全体で支える取組を展開しています。

とりくみ
【取組】

日頃の見守りの担い手になる地域住民を含め、障害のある人が地域で安心して暮らすために、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、障害分野

を超えた多様な方々に協力してもらえ、関係づくりを進めます。

また、区域での取組や把握された地域課題を全市で共有できる体制を整えていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

仕組み1 本人や家族が安心して相談できるための仕組み

【将来像】

日常生活での困りごとや障害により苦しんでいる場合に、どこに相談したらよいのか、分かりやすく情報を受け取ることができます。

また相談したことが関係者・関係機関に適切に共有され、普段の生活から一緒に考えていくことで、もしもの事態を視野に入れた支援が受けられます。

【取組】

緊急時のリスクを含めたニーズを把握・共有し、適切に情報提供できるよう、関係者・関係機関それぞれが地域包括ケアシステムの担い手となるような働きかけを行います。

特に、未治療や治療を中断したことで苦しんでいる方やその家族を含め、緊急的な医療を確保するための対応(精神科救急等)だけではなく、本人が望まない入院や緊急事態にならないよう、地域定着支援事業や自立生活援助、自立生活アシスタントなどを活用した訪問活動など、普段からの支援が途切れることなく提供できる体制づくりを行います。

仕組み2 入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組み

【将来像】

病気により入院となった場合でも、病気そのものや退院への不安に対するサポートが受けられます。

また、病気の治療が終われば、その人自身が望む地域に退院し、生活する上で必要な支援を受けられます。

【取組】

病気により入院(再入院)となった場合でも、地域移行・地域定着支援事業や退院サポート事業を活用しつつ、医療機関、訪問看護、ピアサポート等と連携し、支援体制をつくっていきます。

仕組み3 安心して生活を確保するための仕組み

【将来像】

希望する地域で様々な暮らしの場を自分自身で選択できます。アパートなどを希望した時も、障害を理由に断られることなく、家事や手続など日常生活の困りごとについても必要な時にサポートが受けられる体制ができています。

【取組】

これまでの社会資源の効果的な活用や拡充、事業所情報の収集・提供の働きかけや手法を検討します。特に家事、引っ越しや退院などの環境変化に伴う手続、体調変化などの不安に対する継続的なサポートや、日々の困りごとを解決していくためのサポート体制を築いていきます。

また、居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に対し、サポート体制の構築、障害理解を促進する研修、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけを進めます。

仕組み4 支援者の知識や技術向上のための仕組み

【将来像】

精神保健福祉とほかの様々な分野の支援者が、個別支援だけの関わりだけではなく、お互いの知識・技術・情報の共有ができています。

【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう体系的な整理を行うとともに、精神保健福祉分野のみならず身体障害・知的障害との重複や高齢、生活困窮をはじめとした多くの分野と精神科医療機関との情報及び技術交流の機会を整えていきます。

仕組み5 住民の障害理解を促進するための仕組み

【将来像】

地域における、緩やかな見守りの担い手となる住民が精神障害者の生活のしづらさを理解し、困った時には一緒に協力したり、支援者と相談したりできるような関係が築けています。

【取組】

研修や講演会その他の地域活動等を通じて、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、精神障害者の生活のしづらさを理解し、様々な方々から協力を受けられる関係づくりを進めます。

仕組み6 お互いに支え合える仕組み

【将来像】

精神障害によって悩み苦しんできた経験を、いま苦しんでいる仲間や家族、支援者に分かち合うことで、支援の「支え手」や「受け手」という枠を超えて、共に支え合っていけるような体制ができています。

【取組】

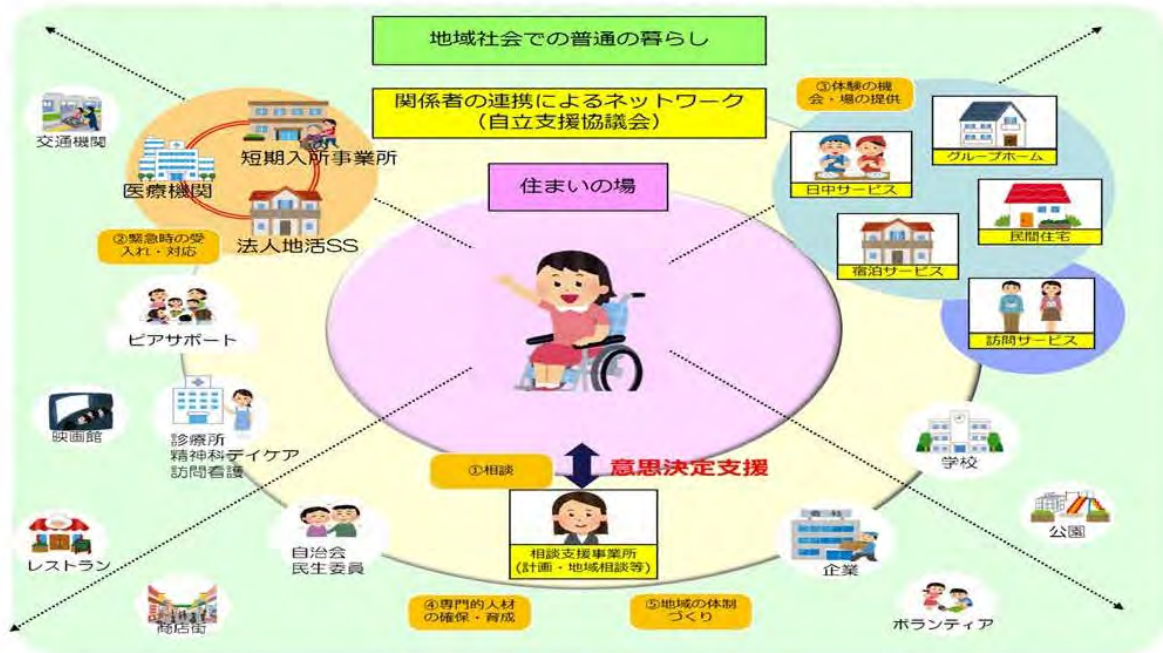
関係機関から本人への支援だけでなく、同じ経験や立場の人同士が互いに精神的な支えとなれるような場や機会を整えていきます。

4 今後の方向性

これまで横浜市では、国の動向に沿って、「地域生活支援拠点機能」の整備と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を個別に検討してきました。しかし、どちらの仕組みも、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりという面では同じです。

今後、具体的な課題や必要とされる事業・取組等が明確になってきた段階を見計らい、一体的な議論を行うことによる相乗効果で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組の推進と「地域生活支援拠点機能」の充実・強化を進めていきます。第4期プランの基本目標である「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができ、まちヨコハマを目指す」の実現に向けた非常に重要な取組であり、様々な社会資源の担い手との連携・協働と地域とのつながりを深めながら推進していきます。

【障害のある方を地域全体で支えるイメージ図】



※「^{よこはましちいきせいかつしえんきょてんきのうこうちく}横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」から抜粋したものです。おおよそな構造は「^{れんけい}精神障害にも対応した^{ばっすい}地域包括ケアシステム」も同様と考えられます。

コラム 第4期 障害者プランに寄せて
横浜市障害者施策推進協議会委員 渋谷 治巳 委員

「津久井やまゆり園事件」から5年目になります。

受刑者の刑が確定して、やがて1年が経とうとしています。

裁判のほとんどを責任能力の有無の争いに費やし、多くの公判予定を残したまま決審したこの裁判はどこまで事件の本質に迫ったのでしょうか。

公判の途中に、横浜港に停泊していたクルーズ船での新型コロナウイルスの集団感染が明らかになると、メディアは連日大きく取り上げ、人々の関心はすっかりそちらへと移ってしまいました。

この事件は社会の人々の間で、どこまで重大に受け止められているのでしょうか。

今、新型コロナウイルスの急激な感染拡大の中で「医療崩壊」という言葉が現実観を持ってきています。

メディアでは人工呼吸器やエクモが足りなくなった場合どうするのかといったことが話題になり始めています。

欧米では既に、一部の障害がある人たちの人工呼吸器を外した、または装着しないといった事例が報告されています。

この社会の優生的な価値観は、またしても歩を進めてしまったのではないのでしょうか。

これを押し返すためには、本当の意味でインクルーシブな社会の実現を目指す他に方法はないと私は思っています。

現在のこの国の障害児教育、障害福祉の方向性で、本当にインクルーシブな社会を目指すのでしょうか。

「津久井やまゆり園事件」を経験し、さらに今、新型コロナウイルスによるトリアージがリアリティを持って迫りくる今、本当の意味でのインクルーシブな社会の実現のために障害者にかかわる施策の大きな転換が必要ではないのでしょうか。

コラム 第4期 障害者プランに寄せて
横浜市障害者施策推進協議会委員 鈴木 仁 委員

僕は発達障害を抱えており環境にうまく適応できず鬱病を発症し、長い間引きこもり生活を送っていました。今振り返ってみると、立て直しのため福祉からの支援を受ける一方で「一人の人として」地域の方と関わる機会を失ってしまっていたことが、希望をなくし戸惑い悩むことに繋がっていたのだと感じます。

多様な価値観を尊重しながら対等に関わる中でうわべだけではない心の通った交流ができたり、相手に頼りにされる体験を通じて自信や達成感を感じる事が大切だと、自分ごととして感じてきました。障害を抱えている・いないに関わらず、人が自分の希望に合った暮らしを地域で見つけていくためには、企業や学校をはじめ街で生活する多様な方々と出会い、共に活動する機会を増やしていくことが必要だと思います。

また、障害や困難を抱えていることで環境調整等がうまくいかず、学びの機会をうまくいかせなかった方も多いのではないかと感じています。僕も同様でしたが、産官学民一体となり共創を目指すリビングラボの取組みに巡り合うことができ、有難いことに苦手な部分に寛容なご配慮をいただきながら再び学び実践する機会をいただけたことが、とても大きな転機になりました。学びは人の可能性を伸ばすことができるので、困難があるからこそ豊かな学びが必要です。

もっと当たり前前に学ぶチャンスが地域にあり、必要に応じて学ぶためのサポートを受けられたら、自分らしい暮らしに近づける方がもっと増えるのではないかと思います。

コラム 第4期 障害者プランに寄せて
横浜市障害者施策推進協議会委員 奈良崎 真弓 委員

私が地域で暮らして体験してきたことについて大きく4つのことについて書きたいと思います。

1つ目は自分の障がい者として暮らしが変わったこと

2つ目は自分がいろんな人に出会ったこと

3つ目はこれからの将来のこと

4つ目は私たちの仲間たちに言いたいこと

1について

私が小学5年生の時に、自分に障がいがあると分かりました。その時から、今まで友達と思っていた仲間から、いじめられるようになりました。

でも、いつも家のそばに住んでいるおばあちゃんやおばさんたちが、私が学校から帰ってくると、話し相手になったり、時には公園で一緒に遊んでくれました。

私が小学6年生のある日、担任の先生から、私の親たちに話がありました。家から歩いて行ける近くの中学校だと、またいじめがあるかもしれないと言われました。そこで、家の近くの中学校に行かないで、バスなどに乗ってちょっと離れた中学校に行くことになりました。

2について

私にとって大きく変わったのは、14歳の時に、大好きだった障がいがあるお兄ちゃんが亡くなったことです。その頃にお兄ちゃんが行っていた作業所の職員さんから、青年学級があることを聞いて行くことになりました。その青年学級は、横浜市社会福祉協議会がやっている「夜間飛行」で、私はその青年学級に参加することにしました。そのことが、いろんな人に出会えるきっかけになりました。

私が、24歳の時に、知り合いから、「ピープルファースト」※について話を聞いて、すごく興味を持ちました。絶対にアメリカに行きたいと思いました。アメリカに行くことになりました。アメリカの本人たちがやっている、ピープルファーストでは、自分の障がいの暮らしや本人の会や制度のことについて、いろんな障がいの仲間たちが発表している姿を見て、私もいつか皆さんの前で話したいと思いました。

アメリカから帰ってからは、全日本手をつなぐ育成会から本人活動の会について話を聞きました。私も本人活動の会をやりたいと思いました。本人活動の会については、いろんな人（支援者や仲間）から教えてもらいました。

26歳になって本人活動の会を作りました。今になって考えてみれば、私はアメリカに行って良かったと思いました。

私はその時にアメリカの支援者から3つのポイントを聞きました。

1つ目は自分の障がいのことを理解してもらう。相手のことも理解すること。2つ目はできることやできないこと、やっている体験を広めよう。3つ目はいろんな人たちと出会うことで人生が変わる。その時はあいさつから始めよう。

アメリカの支援者から私へのプレゼントの言葉です。私には、この言葉は宝物になっています。

3について

今までの私は、生活とお金が大切だと思ったけど、自分が年を重ねるうちに少しだけ、分かったことがあります。お金も大切だけど…人と人の関係がストレスになることが多いです。人が笑顔になれる場所と、人と人が気楽に話し合いができる場所があれば、悩む人も少なくなると思いました。

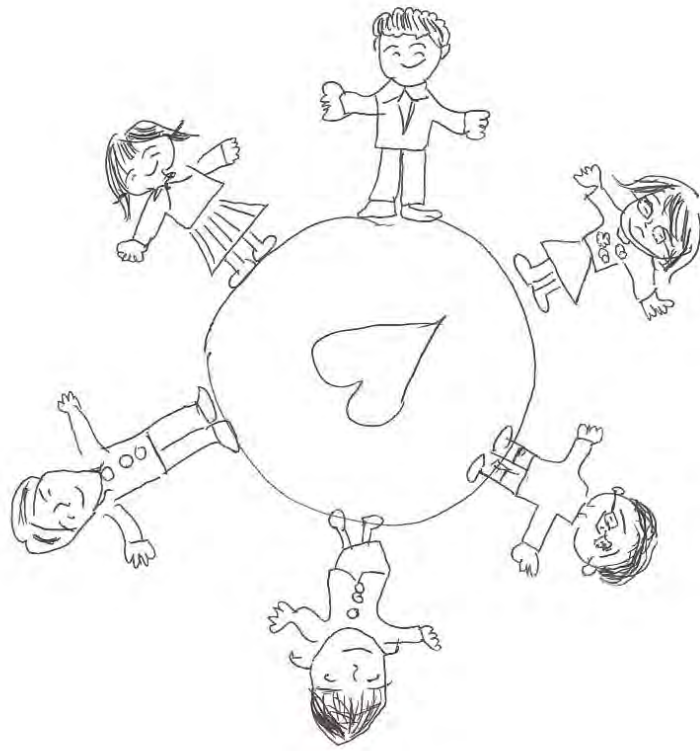
私には大好きな言葉があります。

「自分がハッピーになるためには何ができるのか一緒に考えない？」

4について

私たちの仲間の知的障がい者たちに、メッセージ、言いたいことがいっぱいあります。その中から3つだけ伝えたいことがあります。1つ目は私も知的障がい者だけど、障がいがない人たちにも友達を作ってほしい。2つ目は知的障がい者にも、できることとできないことがあることを知ること。3つ目は悩みごとがいっぱいあると思うけど、1か月のうち1日でもできたことを聞いてくれる人がいれば、ほっとすると思えます。

※ピープルファースト…社会生活を送る上で、困難を抱える当事者の会。「わたしたちは、しょうがいしゃである前に人間である」という考えを最も大切にして、困難を抱えていても地域で当たり前前に暮らせる社会をつくるために活動している。（ピープルファーストジャパン会則から抜粋）



え ならざき まゆみ いいん
絵：奈良崎 真弓 委員

第5章 PDCAサイクルによる計画の見直し

1 PDCAサイクル

第4期プランは、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としています。そのうち、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、3年後の令和6年度に改定を行います。その際、併せて第4期プラン全体の見直しを行います。

見直しに当たっては、第4期プランの策定過程と同じように、障害者やそのご家族、支援者等の意見交換やインタビューを行うほか、プランの進捗管理については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論や、毎年欠かさず開催している市民向け説明会などの場で、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題にも柔軟に対応します。

●見直しの時期

年度	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画					
	障害福祉計画		障害福祉計画			
	障害児福祉計画		障害児福祉計画			

障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画

障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

見直し

見直し

●PDCAサイクルのイメージ

計画(Plan)

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定に当たって基本的な考え方を示し、施策の方向性やサービスの見込み量を設定します。

改善(Action)

中間評価等の結果を踏まえて、必要に応じて障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行います。

実行(Do)

計画の内容を踏まえて、各施策及びサービスを実施します。

評価(Check)

各施策の年間の実績を把握し、社会情勢やニーズの動向を把握しながら、障害者計画の中間見直し（令和6年度）を行います。障害福祉計画・障害児福祉計画については、国の方針に基づき評価を行います。

グループインタビュー・当事者ワーキンググループ

1 実施概要

(1) 障害者関係団体等へのグループインタビュー

第4期プランをつくるにあたり、障害のある人や家族、障害関係団体等に対して、現状やニーズを把握するためのグループインタビューを行いました。

ア 実施期間

令和元年6月～9月

イ 回数

48回

<内訳> 当事者：29回、家族：13回、支援者：17回

※ 複数の立場の方々が一堂に会した回があるため、実施回数と内訳の合計は一致しません。

(2) 当事者ワーキンググループ

日々の生活で感じている「困りごと」や、その「解決方法」、その他本市障害福祉施策に対して感じていること等について、ライフステージごとに障害のある人同士で集まって意見交換や検討を行うワーキンググループを実施しました。

ア 実施期間

令和元年7月～8月

イ 回数

5回

ウ 参加者数

47人

<内訳> 身体障害児・者：26人、知的障害児・者：13人、精神障害児・者：8人

2 グループインタビュー実施先一覧

しゅべつ 種別	だんたい めいしやう 団体 名称
1	とうじしや 当事者 よこはまし したいしやうがいしや ふくし きやうかい 横浜市肢体障害者 福祉協会
2	とうじしや 当事者 よこはまし かくしやうがいしやふくしきやうかい 横浜市視覚障害者 福祉協会
3	とうじしや 当事者 よこはまし ちやうかくしやうがいしやきやうかい 横浜市聴覚 障害者 協会
4	とうじしや 当事者 よこはまし くるまいす かい 横浜市車椅子の会
5	とうじしや 当事者 よこはまし のうせい しやきやうかい 横浜市脳性 マヒ者協会
6	とうじしや 当事者 よこはまし じんゆうかい 横浜市腎友会
7	とうじしや 当事者 よこはまし きやうかい 横浜市オストミー協会
8	とうじしや 当事者 よこはまし ちゆうとしつちやうなんちやうしやきやうかい 横浜市中途失聴・難聴者 協会
9	とうじしや 当事者 よこはまし かい 横浜市もみじ会
10	とうじしや 当事者 しえんしや +支援者 ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター スコップ ししやうがいしやちいきさぎやうしよれんらくかい (市障害者地域作業所連絡会)
11	とうじしや 当事者 なんぶ しゆうろう しえん 南部就労 支援センター
12	とうじしや 当事者 ほくぶ しゆうろうしえん 北部就労 支援センター
13	とうじしや 当事者 とつかしゆうろう しえん 戸塚就労 支援センター
14	とうじしや 当事者 ちゆうぶ しゆうろう しえん 中部就労 支援センター
15	とうじしや 当事者 ひよししゆうろう しえん 日吉就労 支援センター
16	とうじしや 当事者 さいとうクリニック きゆうしよくしや デイケア ※求職者
17	とうじしや 当事者 さいとうクリニック しゆうろう ナイトケア ※就労
18	とうじしや 当事者 さかえく きかんそうだんしえん 栄区基幹相談支援センター
19	とうじしや 当事者 あおば きかんそうだんしえん 青葉基幹相談支援センター
20	とうじしや 当事者 わいびーえすよこはま きやうかい Y P S横浜ピアスタッフ協会
21	とうじしや 当事者 あさひ 旭びあくらぶ
22	とうじしや 当事者 よこはまし れんらくかい 横浜市グループホーム連絡会 にゆうきよしや ※グループホーム入居者
23	とうじしや 当事者 しえんしや +支援者 きんやう れんしゆう かい ボウリング金曜 練習 会
24	とうじしや 当事者 よこはま ・横浜ペイドリーム ・よこはま 横浜クラッカーズ でんどうくるま ※電動車いすサッカークラブ

しゅべつ 種別	だんたい めいしやう 団体 名称
25	とうじしや 当事者 よこはま えふ 横浜 F マリノス・フトウーロ
26	とうじしや 当事者 しえんしや +支援者 ちいきかつどう れんらくかい 地域活動ホーム連絡会
27	かぞく 家族 よこはまし しんしんしやうがいしや まも かいれんめい 横浜市中心身 障害 児者を守る会連盟
28	かぞく 家族 よこはま きやうかい 横浜 てんかん協会
29	かぞく 家族 よこはま じゆうしん れんらくかい 横浜 重心グループ連絡会 ～ばざばネット～
30	かぞく 家族 よこはま しやうがいじ まも れんらくきやうぎかい 横浜 障害 児を守る連絡協議会
31	かぞく 家族 よこはまし したい ふじゆう じしや ふぼ かい れんごうかい 横浜市肢体不自由児者父母の会 連合会
32	かぞく 家族 よこはまし じへいしやう きやうかい 横浜市自閉症 協会
33	かぞく 家族 ぜんこくしんぞうびやう こども まも かいよこはまし ぶ 全国心臓病の子供を守る会横浜支部
34	かぞく 家族 よこはまし せいしんしやうがいしや かぞくれんごうかい 横浜市精神障害者 家族連合会
35	かぞく 家族 しえんしや +支援者 カブカブ (ししやうがいしやちいきさぎやうしよれんらくかい (市障害者地域作業所連絡会))
36	しえんしや 支援者 よこはまし しやうがいしや ちいきさぎやうしよれんらくかい 横浜市障害者 地域作業所連絡会
37	しえんしや 支援者 しゆうろう けいぞくびーがた 就労 継続日型 トロワランド ししやうがいしやちいきさぎやうしよれんらくかい (市障害者地域作業所連絡会)
38	しえんしや 支援者 ちてきしやうがい かんれんしせつきやうぎかい 知的障害 関連施設協議会
39	しえんしや 支援者 よこはまし せいしん しやうがいしや ちいき せいかつ しえん れんごうかい 横浜市精神 障害者 地域生活支援連合会
40	しえんしや 支援者 せいしんしやうがいしや せいかつ しえん 精神障害者 生活 支援センター
41	しえんしや 支援者 はつたつしやうがい しやしえん 発達障害 者支援センター
42	しえんしや 支援者 しゆうろう しえん 就労 支援センター
43	しえんしや 支援者 きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター
44	しえんしや 支援者 にじそうだんしえんきかんれんらくかい 二次相談支援機関連絡会
45	しえんしや 支援者 かぞく +家族 よこはまし れんらくかい 横浜市グループホーム連絡会
46	すべて みなみふくし 南福祉ホームむつみ
47	すべて かつどう 活動ホームあさひ
48	すべて ふれあいの家

3 当事者ワーキンググループ参加者概要

		けい計	しんたい 身体	ちてき 知的	せいしん 精神
10歳未満※	けい計	8人	1人	6人	1人
	だんたいすいせん 団体推薦	5人		5人	
	こうぼ 公募	3人	1人	1人	1人
10代	けい計	4人	3人	1人	
	だんたいすいせん 団体推薦	1人		1人	
	こうぼ 公募	3人	3人		
20～30代	けい計	11人	5人	5人	1人
	だんたいすいせん 団体推薦	2人		2人	
	こうぼ 公募	9人	5人	3人	1人
40～50代	けい計	12人	6人		6人
	だんたいすいせん 団体推薦	5人	5人		
	こうぼ 公募	7人	1人		6人
60代以上	けい計	12人	11人	1人	
	だんたいすいせん 団体推薦	12人	11人	1人	
	こうぼ 公募				
けい計	けい計	47人	26人	13人	8人
	だんたいすいせん 団体推薦	25人	16人	9人	
	こうぼ 公募	22人	10人	4人	8人

※「10歳未満」は10歳未満の障害児の保護者を対象としました。

当事者向けアンケート調査

1 調査概要

障害のある人の暮らし等の現状やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査対象

令和元年12月1日時点で、「身体障害者手帳をお持ちの方」「愛の手帳をお持ちの方」「精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方」「障害者総合支援法の福祉サービスを利用している、障害者総合支援法対象疾病の患者の方」

(2) 抽出方法

調査対象の約10%の方(17,098人)を無作為抽出

(3) 調査方法

郵送によるアンケート形式

(4) 実施期間

令和2年1月10日～2月7日

(5) 発送者人数等

17,098人

	対象者総数	割合	発送者数
身体障害	99,606人	約10%	9,950人
知的障害	31,976人		3,200人
精神障害	38,368人		3,900人
難病 ※	63人	—	48人
計	170,013人	約10%	17,098人

※ 障害者手帳の交付を受けておらず、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定を受けている難病患者

(6) 回収数及び回収率

6,997人(回収率:40.9%)

	回収数
身体障害	4,614人
知的障害	1,652人
精神障害	1,552人
難病	491人

※ 重複障害の方はそれぞれでカウントしているため、「回収数の内訳の合計」は回収数と一致しません。

アンケート調査の結果は市ホームページに公表しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/4th_plan.html

当事者向けアンケート

はじめに、このアンケートを記入される方についておたずねします

問1 このアンケートはどなたが記入されますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----------|-----------|---------------------|
| 1. ご本人 | 2. ご家族 | 3. 支援者(施設・医療機関の職員等) |
| 4. 成年後見人等 | 5. その他() | |

問1で2番から5番を選んだ方にうかがいます。

問1-1 本人以外の方が記入するのは、どのような状況からですか。(○は1つだけ)

- | |
|---|
| 1. 障害状況により、本人が書くことができない(身体の障害により、字を書くことができないなど) |
| 2. 本人の意思表示が難しい |
| 3. 未成年で、意思表示が難しい |
| 4. その他 |

◆ご本人以外がこのアンケートを書くときは、ご本人の意志を確認しながら、また、ご本人の状況をできるだけ正確に把握したうえで書いてください。

この後の質問で、「あなた」とは障害者本人のことで。

あなたやあなたのご家族のことについておたずねします

問2 あなたの年齢

	さい 歳
--	---------

問3 あなたの性別(○は1つだけ)

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問4 あなたは現在どこで暮らしていますか。(○は1つだけ)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1. 自宅(親など家族と同居) | 2. 自宅(一人暮らし) |
| 3. グループホーム | 4. 障害児・者の入所施設(児童養護施設を含む) |
| 5. 高齢者施設、高齢者向け住宅 | 6. 病院(入院中) |

とい ばん えら かた
問4で1番を選んだ方にうかがいます。

とい じたく く ばあい いっしょ く かぞく ふく なんにん
問 4-1 自宅で暮らしている場合、一緒に暮らしているご家族はあなたを含めて何人ですか。
(○は1つだけ)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|---------|
| ふたり | にん | にん | にん | にんいじょう |
| 1. 2人 | 2. 3人 | 3. 4人 | 4. 5人 | 5. 6人以上 |

とい いっしょ く かた
問 4-2 あなたと一緒に暮らしている方すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | | |
|--------|--------------|---------|-------|
| つま おっと | ちちおや | ははおや | むすこ |
| 1. 妻や夫 | 2. 父親 | 3. 母親 | 4. 息子 |
| むすめ | きょうだい しまい | そふ | そぼ |
| 5. 娘 | 6. 兄弟・姉妹 | 7. 祖父 | 8. 祖母 |
| まご | ゆうじん ちじん なかま | た | |
| 9. 孫 | 10. 友人・知人・仲間 | 11. その他 | |

とい げんざい く なにく
問5 あなたが現在暮らしているのは何区ですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|---------|---------|----------|--------|
| つるみく | か ながわく | にしく | なかく |
| 1. 鶴見区 | 2. 神奈川区 | 3. 西区 | 4. 中区 |
| みなみく | こうなんく | ほどがやく | あさひく |
| 5. 南区 | 6. 港南区 | 7. 保土ヶ谷区 | 8. 旭区 |
| いそごく | かなざわく | こうほくく | みどりく |
| 9. 磯子区 | 10. 金沢区 | 11. 港北区 | 12. 緑区 |
| あおばく | つづきく | とつかく | さかえく |
| 13. 青葉区 | 14. 都筑区 | 15. 戸塚区 | 16. 栄区 |
| いずみく | せやく | しがい | |
| 17. 泉区 | 18. 瀬谷区 | 19. 市外 | |

とい しゅうにゅうげん なん
問6 あなたの収入源は何ですか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|-------------|-----------|----------|---------|
| きゅうりょう こうちん | ねんきん | てあて | せいかつ ほご |
| 1. 給料・工賃 | 2. 年金 | 3. 手当 | 4. 生活保護 |
| かぞく えんじよ | よちよきん しざん | しゅうにゅう | |
| 5. 家族からの援助 | 6. 預貯金・資産 | 7. 収入はない | |
| た | | | |
| 8. その他 | | | |

とい じしん ねんしゅう ねんきん てあて せいかつ ほご ひ しんぞく えんじよ ふく ほんにん さいみまん
問7 あなたご自身の年収をおたずねします。(年金、手当、生活保護費、親族からの援助も含めて) 本人が18歳未満
の児童の場合、主に生計を維持する保護者の方についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | | |
|--------------------|---------------------|-------------------|----------|----------|
| まんえんみまん | まんえんいじょう | まんえんみまん | まんえんいじょう | まんえんみまん |
| 1. 50万円未満 | 2. 50万円以上100万円未満 | 3. 100万円以上200万円未満 | | |
| まんえんいじょう | まんえんみまん | まんえんいじょう | まんえんみまん | まんえんいじょう |
| 4. 200万円以上300万円未満 | 5. 300万円以上400万円未満 | 6. 400万円以上500万円未満 | | |
| まんえんいじょう | まんえんみまん | まんえんいじょう | まんえんみまん | まんえんいじょう |
| 7. 500万円以上1000万円未満 | 8. 1000万円以上1500万円未満 | 9. 1500万円以上 | | |
| ふめい | しゅうにゅう | | | |
| 10. 不明 | 11. 収入はない | | | |

問8 あなたは「身体障害者手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「身体障害者手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 | 4. 4級 | 5. 5級 | 6. 6級 |
| 7. 身体障害者手帳はもっていない | | | | | |

問8-1 「身体障害者手帳」をお持ちの方は、記載されている項目に○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1. 視覚障害 | 2. 聴覚・平衡機能障害 |
| 3. 音声・言語機能又はそしゃく機能障害 | |
| 4. 肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原生運動機能障害) | |
| 5. 内部機能障害 | |

問8-1-1 「内部機能障害」の方は、障害の種別に○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|---------------|---------|----------|
| 1. 心臓機能 | 2. 腎臓機能 | 3. 呼吸器機能 |
| 4. ぼうこう又は直腸機能 | 5. 小腸機能 | 6. 免疫機能 |
| 7. 肝臓機能 | | |

問8-2 身体障害者手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 0歳～5歳 | 2. 6歳～12歳 | 3. 13歳～18歳 | 4. 19歳～29歳 |
| 5. 30歳～39歳 | 6. 40歳～64歳 | 7. 65歳以上 | |

問8-2-1 障害の発症はいつですか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 生まれつき(先天性) | 2. 中途(病気や事故) |
|---------------|--------------|

問9 あなたは「愛の手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「愛の手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 1. A1 | 2. A2 | 3. B1 | 4. B2 | 5. 愛の手帳はもっていない |
|-------|-------|-------|-------|----------------|

問10 あなたが「愛の手帳」を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 0歳～5歳 | 2. 6歳～12歳 | 3. 13歳～18歳 | 4. 19歳～29歳 |
| 5. 30歳～39歳 | 6. 40歳～64歳 | 7. 65歳以上 | |

問11 あなたは「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「精神障害者保健福祉手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 精神障害者保健福祉手帳はもっていない

問11-1 精神障害者保健福祉手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

1. 0歳～5歳 2. 6歳～12歳 3. 13歳～18歳 4. 19歳～29歳
5. 30歳～39歳 6. 40歳～64歳 7. 65歳以上

問12 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5
6. 区分6 7. 受けていない 8. 18歳未満のため、障害支援区分の対象外である

問13 あなたは「難病」の診断を受けていますか。(○は1つだけ)

※障害者手帳を交付されていないが障害者総合支援法のサービスを利用している方が対象

1. 受けている 2. 受けていない

問14 あなたが「難病」の診断を受けた年齢はいつですか。(○は1つだけ)

1. 0歳～5歳 2. 6歳～12歳 3. 13歳～18歳 4. 19歳～29歳
5. 30歳～39歳 6. 40歳～64歳 7. 65歳以上

問15 あなたは、医療的ケア※を必要としていますか。必要している医療的ケアに○をつけてください。

(○はいくつでも) ※医療的ケア…家族や看護師が日常的に行っている医療的な生活援助行為

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 気管切開のガーゼやベルト交換 | 2. 気管カニューレ挿入 |
| 3. 人工呼吸器管理 | 4. 在宅酸素療法 |
| 5. 気管内の吸引 | 6. 口・鼻・咽頭・喉頭吸引 |
| 7. 経鼻チューブ挿入・交換 | 8. 経管栄養の注入 |
| 9. ネブライザー(噴霧吸入器)吸入 | 10. 経口摂取介助 |
| 11. 中心静脈栄養の実施 | 12. 点滴 |
| 13. インシュリン注射 | 14. 導尿 |
| 15. その他 | |

せいかつ こま こま
ふだんの生活で困っていること、これからの困りごとについておたずねします

とい
問16 あなたは、にちじょう せいかつ かいじょ ひつよう 日常の生活に介助を必要としますか。かいじょ ひつよう こうもく 介助を必要とする項目すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|--------------------------------------|--|------------------------------|
| 1. <small>しょくじ</small> 食事をする | 2. <small>つか</small> トイレを使う | 3. <small>にゅうよく</small> 入浴する |
| 4. <small>いふく ちゃくだつ</small> 衣服の着脱をする | 5. <small>いえ なか いどう</small> 家の中を移動する | 6. <small>がいしゅつ</small> 外出する |
| 7. <small>か もの</small> 買い物をする | 8. <small>か じ しょくじ したく せんたく そうじ</small> 家事(食事の支度、洗濯、掃除など)をする | |
| 9. <small>た</small> その他 | 10. <small>かいじょ ひつよう</small> 介助を必要としない | |

とい
問17 あなたは、じぶん 自分だけでひと いし つた まわりの人に意思を伝えることができますか。(○は1つだけ)

- | |
|--|
| 1. <small>だれ いし つた</small> 誰とも意思を伝えることができる |
| 2. <small>かぞく みちか ひと いし つた</small> 家族やごく身近な人になら、意思を伝えることができる |
| 3. <small>いし つた むずか</small> 意思を伝えることは難しい |
| 4. <small>いし つた</small> 意思を伝えることができない |

とい
問17-1 あなたはどのような方法でほうほう いし つた 意思を伝えていますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|--|-------------------------------|------------------------------------|
| 1. <small>おんせいげんご</small> 音声言語 | 2. <small>しゅわげんご</small> 手話言語 | 3. スマートフォンやパソコン |
| 4. <small>てんじ</small> 点字 | 5. <small>ひつだん</small> 筆談 | 6. <small>ひょうじょう</small> 表情やジェスチャー |
| 7. <small>にちじょうせいかつようぐ ほ そうぐ じゅうどうしょうがいしゃようい しでんたつそうち どう</small> 日常生活用具・補装具(重度障害者用意思伝達装置)等 | | |

問18 あなたは生活の中で、どのようなことで困ることがあります。困ったときにどこに相談しますか。

生活の中で困ること	困りごと の有無 (それぞれに○はひとつ)		困ったときの相談先 (それぞれに○はいくつでも)														
	困ることはない	困ることがある	家族	友人	近所の人や自治会・町内会、民生委員など	支援者(医療機関・施設等の職員)	成年後見人等	当事者団体・親の会など	区役所(福祉保健センター)	基幹相談支援センター・生活支援センター	計画相談	地域ケアプラザ	地域療育センター	学校	相談先がわからない	相談する相手がいない	その他
【意思疎通が難しい】																	
1. 自分の意志が相手に伝わらない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2. 周囲の理解が足りない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
3. 役所や病院、銀行などの手続きが難しい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【外出や過ごし方に不安がある】																	
4. 外出が困難	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5. 余暇などを過ごす場や機会がない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
6. 外出する際、障害に配慮した場が少ない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
7. 一人で過ごすのが不安	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【服薬や金銭等の管理に不安がある】																	
8. 服薬の管理が難しい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
9. 金銭の管理が難しい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【学校・就業の場に不満がある】																	
10. 利用している施設に不満がある	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
11. 希望する就労の場がない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
12. 学校や施設、仕事の場が遠方で不便	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【交流できる人や場が少ない】																	
13. 結婚相手や恋人などが見つからない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
14. 同じ障害のある仲間と出会えない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
15. 近所で知り合いがいない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【情報・制度・サービスに不満がある】																	
16. 情報を入力しにくい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
17. 制度やサービスがわかりにくい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
18. 必要な介助が受けられない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
19. 希望する学校や施設を利用できない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【継続的な支援体制に不安がある】																	
20. 進学・就職の際に情報が引き継がれない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
21. 主治医が変わる際に情報が引き継がれない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

とい しょうがい かた そうだんさき おも
問19 障害のある方の相談先についてどう思いますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------------|--------------|-------------|
| 1. 相談先が多すぎる | 2. たらい回しにされる | 3. 窓口が細かすぎる |
| 4. 相談先の場所がわからない | 5. 不満はない | |

とい ふだん せいかつ がいしゅつ とき がいしゅつ おも とき こま
問20 普段の生活で外出する時や、外出したいと思う時に困ることはどのようなことですか。(○はいくつでも)

【バリアフリー・ユニバーサルデザイン】

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 1. 道路や駅に階段や段差が多い | 2. 道路に自転車や看板などの障害物が多い |
| 3. 駅や道路や利用する施設の表示がわかりにくい | 4. バスや電車の乗り降りが困難・不便 |
| 5. 点字ブロックや音の出る信号機がない | 6. 利用する建物の設備(トイレ・エレベータなど)が不備 |

【交通機関】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 7. 交通機関の利用に危険を感じる | 8. 利用できる交通機関が少ない |
| 9. 車などに危険を感じる | 10. 乗務員の障害に対する配慮が足りない |

【周囲の環境(心のバリアフリー)】

- | | |
|------------------|-----------------|
| 11. 人の目が気にかかる | 12. いじめや意地悪がこわい |
| 13. 余計な世話をやく人がいる | |

【その他】

- | | | |
|-------------|---------|-------------|
| 14. 介助者がいない | 15. その他 | 16. 困ることはない |
|-------------|---------|-------------|

とい げんざい しょうがいふくし じょうほう だれ じょうほう にゆうしゅ
問21 現在、障害福祉にかかわる情報について、どこから(誰から)情報入手していますか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|-------------------|--------------|
| 1. 家族 | 2. 友人 | 3. 近所の人や自治会・町内会の人 | 4. 民生委員・児童委員 |
| 5. 成年後見人等 | 6. 当事者団体・親の会など | 7. 区役所(福祉保健センター) | |
| 8. 支援者(医療機関・施設等の職員…地域活動ホームなどの通所先を含む) | | | |
| 9. 基幹相談支援センター・生活支援センター | 10. 後見的支援室 | 11. 計画相談 | |
| 12. 地域ケアプラザ | 13. 地域療育センター | 14. 学校 | |
| 15. 広報よこはま・横浜市ホームページ | 16. インターネット・SNS | | |
| 17. テレビ・ラジオなどのメディア | 18. 新聞・雑誌などの書籍 | 19. どこからも入手していない | |

とい とい ばしょ ひと にゆうしゅ じょうほう ふまん かん
問21-1 問21の場所や人から入手した情報について、不満に感じたことはありますか。(○は1つだけ)

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 特に不満なことはない |
| 2. もう少し情報が欲しい |
| 3. 入手した情報だけでは、どうすれば良いかわからない |
| 4. 情報の種類や量が多すぎて、自分に必要な情報を見つけることができない |

とい しょうらい ふあん ふあん かん つぎ なか えら
問22 あなたは将来に不安がありますか。とくに不安を感じることを次の中から3つまで選んで○をつけてください。
 (○は3つまで)

- | | |
|--|---|
| 1. 介助してくれる人がいるか
<small>かいじょ ひと</small> | 2. 一緒に暮らす家族がいるか
<small>いっしょ く かぞく</small> |
| 3. 学校など希望する進路に進めるか
<small>がっこう きぼう しんろ すず</small> | 4. 働く場があるか
<small>はたら ば</small> |
| 5. 十分な収入があるか
<small>じゅうぶん しゅうにゅう</small> | 6. 趣味や生きがいを持てるか
<small>しゅみ い も</small> |
| 7. 生活する上で必要な情報が入手できるか
<small>せいかつ うえ ひつよう じょうほう にゅうしゅ</small> | 8. 健康や体力が保てるか
<small>けんこう たいりょく たも</small> |
| 9. 災害時に安全が確保できるか
<small>さいがいじ あんぜん かくほ</small> | 10. その他
<small>た</small> |
| 11. 不安はない
<small>ふあん</small> | |

とい しょうらい しょうがいしゃ ふくし かんが とく じゅうよう おも
問23 将来の障害者福祉を考えると、あなたが特に重要と思うものに3つまで○をつけてください。
 (○は3つまで)

- | | |
|---|--|
| 1. 必要なときに十分な介助が受けられる
<small>ひつよう じゅうぶん かいじょ う</small> | 2. 施設が整備されている
<small>しせつ せいび</small> |
| 3. 介助に必要な経済面での支援が受けられる
<small>かいじょ ひつよう けいざいめん しえん う</small> | 4. 困ったときの相談体制が整っている
<small>こま そうだんたいせい とどの</small> |
| 5. 自分に適した学校や就職が選択できる
<small>じぶん てき がっこう しゅうしょく せんたく</small> | 6. 街の中が障害者にとって安全で快適である
<small>まち なか しょうがいしゃ あんぜん かいてき</small> |
| 7. 安心して住めるところがある
<small>あんしん す</small> | 8. 健康管理や治療・リハビリを受けやすい
<small>けんこうかんり ちりょう う</small> |
| 9. 旅行などの外出が気兼ねなくできる
<small>りょこう がいしゅつ き が</small> | 10. 周囲の人が理解してくれる
<small>しゅうい ひと りかい</small> |
| 11. 障害のない人との交流の機会が多くある
<small>しょうがい ひと こうりゅう きかい おお</small> | 12. 災害時に安全が確保できる
<small>さいがいじ あんぜん かくほ</small> |
| 13. 趣味や生きがいを持てる
<small>しゅみ い も</small> | 14. その他
<small>た</small> |

とい しょうらい せいかつ かんが
問24 あなたは将来どこで生活したいと考えますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|--|----------------------------|--|
| 1. 自宅
<small>じたく</small> | 2. グループホーム | 3. 障害者の入所施設
<small>しょうがいしゃ にゅうしょしせつ</small> |
| 4. 特別養護老人ホームなど高齢者の入所施設
<small>とくべつようごろうじん こうれいしゃ にゅうしょしせつ</small> | 5. その他
<small>た</small> | |

とい しょうらい く
問24-1 将来どなたと暮らしたいですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|--|
| 1. 一人
<small>ひとり</small> | 2. 妻又は夫
<small>つままた おっと</small> | 3. 子
<small>こ</small> |
| 4. 親
<small>おや</small> | 5. 兄弟・姉妹
<small>きょうだい しまい</small> | 6. 友人・知人・仲間など
<small>ゆうじん ちじん なかま</small> |
| 6. その他
<small>た</small> | | |

ち い き せいかつじょうきょう
あなたの地域での生活状況についておたずねします

と い ふだん がっこう しごと ば しせつ かよ
問25 あなたは普段どのような学校、仕事の場、施設などに通っていますか。(○はいくつでも)

みしゅうがく さい かた
未就学(おおむね6歳まで)の方

- | | | |
|-------------------------|----------------------------------|------------------|
| 1. 児童施設
じどうしせつ | 2. 幼稚園
ようちえん | 3. 保育所
ほいくしょ |
| 4. 地域療育センター
ちいきりょういく | 5. 児童発達支援事業所
じどうはつたつしえんじぎょうしょ | 6. 訓練会
くんれんかい |
| 7. その他
た | 8. 特に通っているところはない
とく かよ | |

がくれいき さい かた
学齢期(おおむね18歳まで)の方

- | | | |
|---|--|----------------------|
| 9. 小・中学校等の一般学級
しょう ちゅうがっこうとう いっぱんがっきゅう | 10. 小・中学校等の個別支援学級
しょう ちゅうがっこうとう こべつしえんがっきゅう | 11. 高等学校
こうとうがっこう |
| 12. 特別支援学校・養護学校
とくべつしえんがっこう ようごがっこう | 13. 専門学校・大学・大学院
せんもんがっこう だいがく だいがくいん | |
| 14. ハートフルフレンド・ハートフルルーム・ハートフルスペース | | |
| 15. その他
た | 16. 特に通っているところはない
とく かよ | |

せいねんき さいいじょう かた
青年期(おおむね18歳以上)の方

- | | | |
|--|--|---|
| 17. 専門学校・大学・大学院
せんもんがっこう だいがく だいがくいん | 18. 自営業
じえいぎょう | 19. 企業・官公庁
きぎょう・かんこうちょう |
| 20. 就労移行支援・生活介護等の福祉サービス事業所
しゅうろういこうしえん せいかつかいごとう ふくし じぎょうしょ | 21. 地域活動支援センター(作業所)
ちいきかつどうしえん さぎょうじょ | |
| 22. デイケア(病院等)
びょういんとう | 23. 生活支援センター
せいかつしえん | 24. 就労支援センター・職業訓練校
しゅうろうしえん しょくぎょうくんれんこう |
| 25. 生活教室(区役所)
せいかつきょうしつ くやくしょ | 26. その他
た | 27. 特に通っているところはない
とく かよ |

※ 次からの設問(問25-1～問25-7)は、最も多く通っているところについてお答えください。

と い りよう かいすう しゅう なんかい
問25-1 利用の回数は、週に何回ですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|-------------------|--------------------|------------------|-------------|
| 1. 週に1日
しゅう にち | 2. 週に2～4日
しゅう か | 3. 週に5日
しゅう か | 4. その他
た |
|-------------------|--------------------|------------------|-------------|

と い つうえん つうがく つうきん つうしょ かたみち じかん もっと おお かよ
問25-2 通園・通学・通勤・通所には片道でどのくらいの時間がかかりますか。最も多く通っているところについてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 1. 30分以内
ぶん いない | 2. 1時間以内
じかん いない | 3. 2時間以内
じかん いない | 4. 2時間以上
じかん いじょう |
|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|

と い つうえん つうがく つうきん つうしょ そうげい
問25-3 通園・通学・通勤・通所に送迎がありますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------------------|----------------------|----------------------------------|
| 1. 送迎なし(一人)
そうげい ひとり | 2. 家族の送迎
かぞく そうげい | 3. 通所先・学校の送迎
つうしょさき がっこう そうげい |
| 4. ヘルパー | 5. その他
た | |

げんざい つうえん つうがく つうきん つうしよ なに りよう
25-4 現在、通園・通学・通勤・通所のときには、何を利用していますか。(○はいくつでも)

- | | | | | |
|---------|--------|-------|-------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バス | 4. 電車 | 5. 送迎バス |
| 6. 自家用車 | 7. その他 | | | |

とい こんご つうえん つうがく つうきん つうしよ なに りよう
問25-5 今後、通園・通学・通勤・通所のときには、できれば何を利用したいですか。(○はいくつでも)

- | | | | | |
|---------|---------|--------|-------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バス | 4. 電車 | 5. 送迎バス |
| 6. 自家用車 | 7. ヘルパー | 8. その他 | | |

とい おも りよう がっこう しごと ば しせつ とい かいとう まんぞく
問25-6 主に利用している学校、仕事の場、施設(問25の回答)には満足していますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----------------|-------------|-----------|
| 1. とても満足している | 2. まあ満足している | 3. 普通だと思う |
| 4. 改善してほしい部分がある | 5. 不満である | |

とい とい かいとう りゆう おし
問25-7 問25-6で回答した理由を教えてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| 1. 施設の設備 | 2. 支援者の対応 | 3. 人間関係 |
| 4. 活動内容 | 5. 施設の立地 | 6. その他 |

とい とい とく かよ こた かた かよ りゆう おし
問25-8 問25で「特に通っているところはない」と答えた方は、通っていない理由を教えてください。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1. どこにも通いたくないと思っているから | 2. 在宅で、家事・育児・介護をしているから |
| 3. 在宅で、仕事・勉強をしているから | 4. 趣味などの活動をしているから |
| 5. 就職活動をしているから | 6. どこかに通いたいが、空きがない |
| 7. どこかに通いたいが、近くにない | 8. どこかに通いたいが、参加したい活動がない |
| 9. どこかに通いたいが、受け入れてくれるところがない | 10. その他 |

とい がくれいき かた ほうかご おも す
問26 学齢期の方におたずねします。放課後は主にどのように過ごしていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 学童保育 | 2. はまっこふれあいスクール |
| 3. 放課後キッズクラブ | 4. 放課後等デイサービス |
| 5. 居場所づくり事業 | 6. 部活・サークル活動に参加 |
| 7. 塾・習い事 | 8. 友人と遊ぶ |
| 9. 自宅で過ごす | 10. その他 |

とい ふくしとくべつじようしゃけん りよう
問27 あなたは福祉特別乗車券をどのくらい利用していますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---------|------------|-----------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週に1~2回 | 3. 月に1~2回 |
| 4. 年に数回 | 5. 利用していない | |

きんじよ ひと よ か
近所の人とのおつきあいや余暇についておたずねします

とひ げんざい きんじよ ひと こんご
問28 現在、あなたは近所の人とどのようなおつきあいをしていますか。また、今後、できればどのようにおつきあいし
ていきたいと思っていますか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

	げんざい 現在	こんご 今後
あいさつ ていど 挨拶をする程度	1	1
ときどきはなし 時々話をする	2	2
いっしょ がいしゅつ あそ 一緒に外出したり遊んだりする	3	3
たが いえ ほうもん お互いの家を訪問する	4	4
そうだん ぐち き たまに相談や愚痴を聞いてもらう	5	5
そうだん ぐち き よく相談や愚痴を聞いてもらう	6	6
こどもかい じちかい ちやうないかい ちいき かつどう いっしょ 子供会や自治会・町内会など地域の活動を一緒にする	7	7
まつ ちいき いっしょ たの 祭りなどの地域のイベントを一緒に楽しむ	8	8
ちいき しゅみ いっしょ かつどう 地域の趣味やスポーツのサークルで一緒に活動する	9	9
た その他	10	10
とく 特につきあいはない	11	11

とひ じゆうじかん よかじかん す こんご す
問29 あなたは自由時間や余暇時間をどのように過ごしていますか。また、今後、できればどのように過ごしたいで
すか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

	げんざい 現在	こんご 今後
か もの い 買い物に行く	1	1
えいが びじゅつてん としょかん かんせん い 映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く	2	2
どうぶつえん すいぞくかん ゆうえんち い 動物園、水族館、遊園地などに行く	3	3
なら ごと 習い事をしている	4	4
しゅみ はい 趣味のサークルに入っている	5	5
しょうがいふくし じぎょうしょ おこな ぎょうじ さんか 障害福祉の事業所で行っている行事に参加している	6	6
しょうがいしゃ あつ だんたい かつどう さんか 障害者が集まる団体の活動に参加している	7	7
がいしょく 外食する	8	8
ゆうじんたく ほうもん 友人宅を訪問する	9	9
さんぽ 散歩する	10	10
うんどう 運動する	11	11
りょこう 旅行する	12	12
いえ す 家で過ごす	13	13
た その他	14	14

とい うんどう
問29-1 あなたは、運動をどこでしていますか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|-------------------|----------------|--------|-------------|
| よこはま | かみおおおか | かくく | |
| 1. 横浜ラポール、ラポール上大岡 | 2. 各区のスポーツセンター | | |
| みんかん | こうえん がつこう | た うんどう | |
| 3. 民間のジムなど | 4. 公園・学校 | 5. その他 | 6. 運動はしていない |

とい こんご がつこう しょくばいがい かつどう さんか ひつよう
問29-2 今後、学校や職場以外での活動に参加するにはどのようなことが必要ですか。
(○はいくつでも)

- | | | |
|----------------|------------------|------------|
| ないよう きょうみ | かつどう ば ちか | かいじょ |
| 1. 内容に興味があること | 2. 活動の場が近いこと | 3. 介助があること |
| そうげい | しょうがい たい はいりよ | |
| 4. 送迎サービスがあること | 5. 障害に対して配慮があること | |
| た | | |
| 6. その他 | | |

しゅうろう じょうきょう 就労の状況についておたずねします

とい げんざいはたら
問30 あなたは、現在働いていますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------|--------|--------------|
| かいしゃいん | こうむいん | じえいぎょう | パート・アルバイト |
| 1. 会社員 | 2. 公務員 | 3. 自営業 | 4. パート・アルバイト |
| しゅうろうけいぞくしえんえーがたじぎょうしょ | ちいきかつどうしえん | さぎょうじょ | |
| 5. 就労継続支援A型事業所 | 6. 地域活動支援センター(作業所) | | |
| しゅうろういこうしえん せいかつかいご ふくし じぎょうしょ | | | |
| 7. 就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所 | 8. 家事・介護・育児 | | |
| はたら | た | | |
| 9. 働いていない | 10. その他 | | |

とい ばん ばん かいどう かた
問30で1番から7番までに回答した方にうかがいます。

とい じぶん しょうがい しょくば つた
問30-1 自分の障害のことを職場に伝えてありますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------|-----------|
| つた | つた |
| 1. 伝えている | 2. 伝えていない |

とい しごとじょう こま
問30-2 仕事上で困っていることはありますか。(○はいくつでも)

- | |
|------------------------------|
| しごと |
| 1. 仕事がむずかしい |
| やす すく |
| 2. 休みが少ない |
| しょうがい りかい |
| 3. 障害について理解をしてもらえない |
| しょくば つうきん たいへん |
| 4. 職場までの通勤が大変 |
| しょくば たてもの せつび はいりよ た |
| 5. 職場の建物や設備に配慮が足りない |
| しょくば |
| 6. 職場でのコミュニケーションがうまくとれない |
| しょうがい ひと くら しごと ないよう しょうしん さ |
| 7. 障害がない人と比べて仕事の内容や昇進などに差がある |
| しょくば しごと そうだん |
| 8. 職場や仕事について相談するところがない |
| た |
| 9. その他 |
| こま |
| 10. 困っていることはない |

30-3 今後の就労意向についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 今後も今の仕事を続けたい | 2. 違う仕事に変わりたい |
| 3. 仕事をやめたい | 4. どちらとも言えない |

問30-4 今の仕事の賃金・給料についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1. 十分満足している | 2. 十分ではないが満足している | 3. 不満である |
|-------------|------------------|----------|

問30-5 あなたが感じる働きがいについておたずねします。(○はいくつでも)

- | | | |
|------------------|-----------------|---------------|
| 1. 貯金ができる | 2. 好きなことにお金を使える | 3. 社会の役に立っている |
| 4. 自分の成長につながっている | 5. 仲間ができて楽しい | 6. 自立した生活が送れる |
| 7. 家族の生活を支えられる | 8. 働くことが楽しい | 9. その他 |
| | | 10. 特にない |

問30で「9. 働いていない」と回答した方にうかがいます。

問30-6 あなたは過去に働いていたことがありますか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 働いていたことがある | 2. 働いていたことはない |
|---------------|---------------|

問30-7 働いていない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 働くところがないため | 2. 通勤が困難なため |
| 3. 自分に合う仕事がないため | 4. 自信がないため |
| 5. 体調が悪いため | 6. 高齢のため |
| 7. 家族などの反対があるため | 8. 働きたくない |
| 9. 未就学又は就学中のため | 10. その他 |

問30-8 今後の就労希望についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 一般企業の常勤従業員や公務員などの常勤従業員として働きたい | |
| 2. パートやアルバイトとして働きたい | |
| 3. 障害福祉サービス事業所等を利用して働きたい | |
| 4. 起業したり、家業を継いだりしたい | 5. その他 |
| | 6. 働きたくない |

問30-8で1番から4番までに回答した方にうかがいます。

問30-8-1 どのようなところで働きたいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 自宅から通える範囲ならどこでも良い | 2. できる限り自宅の近くが良い |
| 3. 自宅で働きたい | 4. どこでも良い |

31 全ての方におたずねします。新しい仕事について、仕事を続けるために、どのようなことが必要だと思いますか。
(〇はいくつでも)

1. 一人ひとりの状況にあった仕事の紹介
2. 新しい仕事に関する相談、情報提供
3. 今の職場で働く上で困ったときに気軽に相談できるところ
4. 仕事に慣れるまで助言や手助けをするコーディネーター
5. 企業や雇用主の障害者に対する理解の促進
6. 勤務時間、勤務形態への配慮
7. 新しい技術や職業能力を身につける場や機会
8. 軽作業などを通じて対人関係を学んだり、日常生活のリズムを身につける
9. 作業を通して就労の訓練を行う
10. 企業への職場実習等を通じた就労に向けた訓練
11. 仕事や職場環境に慣れるための手伝いをしてくれる専門家(ジョブコーチ)の派遣
12. その他
13. 上記のような支援は必要ない

医療と健康についておたずねします

問32 あなたは現在医療機関にかかっていますか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|-----------|-------------|-----------|------------|
| 1. 通院している | 2. 往診を受けている | 3. 入院している | 4. かかっていない |
|-----------|-------------|-----------|------------|

問33 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、風邪をひいた時などに診察を受ける近くのクリニックなどへ受診していますか。(〇はいくつでも)

- | | | |
|-----------|------------------|------------|
| 1. 受診している | 2. 受診したいが、受診できない | 3. 受診していない |
|-----------|------------------|------------|

問34 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、歯のことで診察を受ける近くの歯科クリニックへ受診していますか。(〇はいくつでも)

- | | | |
|-----------|------------------|------------|
| 1. 受診している | 2. 受診したいが、受診できない | 3. 受診していない |
|-----------|------------------|------------|

とい びょういん こま

問35 病院での困りごとはなんですか。(〇はいくつでも)

1. 障害特性に応じたコミュニケーション手段を用意してもらえない(例えば、筆談をしてくれないなど)
しょうがいとくせい おう しゅだん ようい たと ひつだん
2. 障害を理由に受診を断られる
しょうがい りゆう じゆしん こと
3. 障害特性を理解してもらえない
しょうがいとくせい りかい
4. 話をきちんと聞いてもらえない
はなし き
5. 待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい
まちあいしつ いばしょ まちあいしつ い
6. 障害を理由に診察の順番を後回しにされる
しょうがい りゆう しんさつ じゆんばん あとまわ
7. 治療の説明がよくわからない
ちりょう せつめい
8. 移動する手段がない等の理由で、病院に行くことができない
いどう しゅだん どう りゆう びょういん い
9. 特に困ったことはない
とく こま

とい けんこう いりょう ひつよう おも
問36 あなたの健康・医療について、必要だと思うことはなんですか。(〇はいくつでも)

1. 薬の管理
くすり かんり
2. 栄養面での管理・指導
えいようめん かんり しどう
3. 口腔ケア
こうくう
4. 訪問看護や往診など、在宅医療の利用
ほうもんかんご おうしん ざいたくいりょう りよう
5. 自分の障害・病気について、相談できる場所
じぶん しょうがい びょうき そうだん ばしょ
6. 自分の体調について、相談できる場所
じぶん たいちよう そうだん ばしょ
7. 定期的な健康診断
ていきてき けんこうしんだん
8. 適度な運動
てきど うんどう
9. 十分な睡眠と休養
じゅうぶん すいみん きゅうよう
10. 特に何も無い
とく なに

ねんいじょう びょういん す かた
※1年以上、病院で過ごしている方にうかがいます。

とい びょういん せいかつ なが りゆう
問37 病院での生活が長くなっている理由はどのようなものですか。(〇は1つだけ)

1. 治療の継続が必要
ちりょう けいぞく ひつよう
2. 帰る家がない
かえ いえ
3. 退院したあと、施設やグループホームでの暮らしを考えているが、空きがない
たいいん しせつ く かんが あ
4. 退院したいが協力してくれる人がいない
たいいん きょうりよく ひと
5. 退院に向けた環境は整っているが、退院後の生活が不安
たいいん む かんきょう とどの たいいんご せいかつ ふあん
6. 情報がないため、退院するイメージがわからない
じょうほう たいいん
7. わからない

さいがいかんけい
災害関係についておたずねします

とい さいがいに そな
問38 災害時への備えとして、どんなことをしていますか。(〇はいくつでも)

- じぶん ひなんさき ちいきぼうさいきてん かくにん
1. 自分の避難先(地域防災拠点など)を確認している
- さいがいに みず しょくりょう じゅんび
2. 災害時の水や食糧を準備している
- しょうがいじょうきょう ひつよう そうぐ ほ そうぐ くすり さんそ じゅんび
3. 障害状況により必要な装具・補装具・薬・酸素ボンベなどを準備している
- ざいたくいりょう き き よび てんげん よび じゅんび
4. 在宅医療機器の予備電源や予備バッテリーを準備している
- かぞく しえん ひと さいがいに たいおう ほなし
5. 家族や支援してくれる人と、災害時の対応について、話をしている
- ぼうさいくんれん さんか
6. 防災訓練などに参加している
- ちいき ひと じじょう つた ようえんごしゃめいぼとう きさい
7. 地域の人に事情を伝えている(要援護者名簿等への記載 など)
- とく なに
8. 特に何もしていない

とい さいがいに そな ふあん おも なん
問39 災害に備えていても、不安に思うことは何ですか。(〇はいくつでも)

- ひなんばしょ まわ ひと し ひと す
1. 避難場所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか
- ひなんばしょ せつび しょうがい はいりよ
2. 避難場所の設備が障害に配慮されている(バリアフリーになっている)か
- ひなんばしょ ひと じぶん しょうがい りかい
3. 避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか
- ひなんかんこく じゅうよう じゅうほう しょうがいしゃ はい
4. 避難勧告などの重要な情報がきちんと障害者にも入ってくるか
- ひなんばしょ つ
5. 避難場所までたどり着けるか
- ていでん ざいたくいりょう き き つか
6. 停電で在宅医療機器が使えなくなるのではないか
- ふうすいかい たい たいしよほうほう
7. 風水害に対する対処方法がわからない
- ひなんばしょ
8. 避難場所がわからない
- た した わく なか じゅう か
9. その他(下の枠の中に、自由に書いてください)

きょうりよく
ご協力 ありがとうございます。

第4期プラン素案に係るパブリックコメント

1 実施概要

第4期プランの策定にあたって実施したパブリックコメント※の概要と結果。

※ パブリックコメント…市が計画等を策定するにあたって公表した案への意見に対する市の考え方とその検討結果を公表すること

(1) 実施時期

令和2年9月16日(水)～10月15日(木)

(2) 周知方法

ア 素案冊子及び概要版リーフレットの配布

市役所、区役所、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター、障害者地域活動

ホーム、地域療育センター、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会等

イ 関係団体等への配付・説明

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜市精神障害者
家族連合会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市

グループホーム連絡会、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、横浜市知的障害関連

施設協議会、横浜市知的障害者育成会等

ウ ウェブサイトでの発信

・素案、素案(概要版)、説明資料の掲載

・説明動画の生放送及び録画配信(2本)

2 実施結果

(1) 意見総数

総計820件（146人・団体）

(2) 意見提出方法

郵送 117件、電子メール 488件、FAX 20件、その他 195件

(3) 計画（素案）項目別意見

項目	意見数
計画全般	47件
第1章 計画の概要	1件
第2章 横浜市における障害福祉の現状	2件
第3章 第4期プランの基本目標と取組の方向性	661件
・基本目標	(13件)
・基本目標の実現に向けて必要な視点	(18件)
・様々な生活の場面を支えるもの	(161件)
・生活の場面1 住む・暮らす	(161件)
・生活の場面2 安全・安心	(77件)
・生活の場面3 育む・学ぶ	(132件)
・生活の場面4 働く・楽しむ	(99件)
第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備	41件
第5章 P D C A サイクルによる計画の見直し	5件
その他	93件
計	850件

※ 複数の分類に該当する意見があるため、意見総数と一致しません。

(4) 提出された御意見への対応の考え方

項目	件数
御意見を踏まえ、原案に反映するもの	32件
御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの	167件
今後の検討の参考とさせていただくもの	574件
その他	47件
計	820件

パブリックコメント実施結果の詳細は市ホームページに公表しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/4th_plan.html

すいしんたいせい
推進体制

1 よこはまししょうがいしゃしさをすいしんきょうぎかいいいんめいほ
横浜市障害者施策推進協議会委員名簿

(50音順) (令和3年3月31日現在)

	しめい 氏名	しよぞく 所属
1	あかばね しげき 赤羽 重樹	いっぽんしゃだんほうじんよこはまし いしかい 一般社団法人横浜市医師会 常任理事
2	いいやま ふみこ 飯山 文子	しゃかいふくしほうじんしらねがくえんじりつ 社会福祉法人白根学園自立サポートセンター 歩 施設長
3	いで せいし 井出 誠司	かながわけんりつ ようごがっこう こうちよう 神奈川県立みどり養護学校 校長
4	いながき ういちろう 稲垣 宇一郎	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
5	いのうえ あきら 井上 彰	よこはましんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい 横浜市身体障害者団体連合会 理事長
6	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
7	おおはし よしまさ 大橋 由昌	とくていひえいりかつどうほうじんよこはまししかくしょうがいしゃふくしきょうかい 特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 副会長
8	かがや まもる 加賀谷 護	にほんろうどうくみあいそうれんごうかいよこはまちいきれんごう 日本労働組合総連合会横浜地域連合 事務局 長
9	かない みどり 金井 緑	いっぽんしゃだんほうじんながわけんせいしんほけんふくしきょうかい 一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会 副会長
10	しぶや はるみ 渋谷 治巳	よこはまししょうがいしゃちいききょうじょれんらくかい 横浜市障害者地域作業所連絡会 副会長
11	しみず たつお 清水 龍男	よこはましんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめい 横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
12	すずき じん 鈴木 仁	わいびーえすよこはま Y P S 横浜ピアスタッフ協会
13	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゅうとっしちよう なんちようしゃきょうかい 横浜市中途失聴・難聴者協会 会長
14	たかはし まさひこ 高橋 昌彦	よこはまし きょうかい 横浜市オストミー協会 会長
15	なかせ あきのり 中瀬 明德	しゃかいふくしほうじん ひがしとつかちいきかつどう 社会福祉法人ひかり 東戸塚地域活動ホームひかり 施設長
16	ながた たか 永田 孝	よこはまし れんらくかい にゆうきよしゃぶかにゆうきよしゃいいん 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会入居者委員
17	ならざき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい 本人の会 サンフラワー
18	にしやま かずひこ 西山 和彦	よこはまこうきょうしよくきょうあんていじよ しよちよう 横浜公共職業安定所 所長
19	にのみや たけし 二宮 威重	いっぽんしゃだんほうじんよこはまし いしかい 一般社団法人横浜市歯科医師会 常任理事
20	ひがしね じゅんこ 東根 淳子	よこはましこうなんくせいしんしょうがいしゃせいかつしえん 横浜市港南区精神障害者生活支援センター 施設長
21	ひろさわ かつのり 広沢 克紀	よこはましほくぶしゅうろうしえん 横浜市北部就労支援センター 所長
22	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきょうぎかいしょうがいしゃしえん 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 担当理事
23	やまぐち てつあき 山口 哲顕	いっぽんしゃだんほうじんながわけんせいしんかびよういんきょうかい 一般社団法人神奈川県精神科病院協会 副会長
24	わだ ちず子 和田 千珠子	じじよ せいしんしょうがいしゃとうじしゃふうふ かい 自助グループ精神障害者当事者夫婦の会負けてたまるか! 発起人
25	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがく きょうじゆ だいがくいんきょういくがくけんきゅうかこうどきょうしよくじつせんせんこう 横浜国立大学 教授 大学院教育学研究科高度教職実践専攻

2 横浜市障害者施策検討部会委員名簿

(50音順) (令和3年3月31日現在)

	しめい 氏名	しよぞく 所属
1	あかがわ まこと 赤川 真	よこはまし れんらくかい 横浜市グループホーム連絡会 会長
2	いいやま ふみこ 飯山 文子	しゃかいふくしほうじんしらねがくえん じりつ 社会福祉法人白根学園 自立サポートセンター 施設長
3	いで せいし 井出 誠司	かながわけんりつ ようごがっこう こうちよう 神奈川県立みどり養護学校 校長
4	いのうえ あきら 井上 彰	よこはまししんたいしよががいしゃだんたいれんごうかい りじちよう 横浜市身体障害者団体連合会 理事長
5	おおば つぐあき 大羽 更明	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしよががいしゃかぞくれんごうかい ふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
6	おかむら まゆみ 岡村 真由美	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしよががいしゃちいきせいかつしえんれんごうかい ふくだいひよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 副代表
7	さかた のぶこ 坂田 信子	よこはまししんしんしよががいじしゃ まも かいれんめい じむきよくちよう 横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局 長
8	すずき としひこ 鈴木 敏彦	いずみたんきだいがくじどうふくしがっか きようじゆ 和泉短期大学児童福祉学科 教授
9	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゆうとしちよう なんちようしゃきようかい かいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会 会長
10	なかせ あきのり 中瀬 明德	しゃかいふくしほうじん ひがしとつかちいきかつどう 社会福祉法人ひかり 東戸塚地域活動ホームひかり 施設長
11	ならぎ まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい 本人の会 サンフラワー
12	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきようぎかいしよががいしゃしえん たんどうりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 担当理事
13	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがく きようじゆ だいがくいんきよういくがくけんきゆうかこうどきようしよくじっせんせんこう 横浜国立大学 教授 大学院教育学研究科高度教職実践専攻